



INTERNATIONAL COUNCIL FOR COMMERCIAL ARBITRATION

国際商事仲裁協議会

ICCA による 1958 年ニューヨーク条約 の解釈のためのガイド

(第2版)

垣内秀介（監修）、内海博俊、小原淳見、高木晶大、竹下啓介訳



常設仲裁裁判所（ハーグ平和宮）の支援をうけて

ICCA(国際商事仲裁協議会)

ICCAによる1958年ニューヨーク条約の解釈のためのガイド

裁判官へのハンドブック

第2版

改訂第1版

ICCA(国際商事仲裁協議会)

ICCAによる1958年ニューヨーク条約の解釈のためのガイド

裁判官へのハンドブック

第2版

改訂第1版



常設仲裁裁判所（ハーグ平和宮）の支援をうけて

ICCA(国際商事仲裁協議会)による出版

<www.arbitration-icca.org>

ISBN 978-94-92405-55-5

無断転載禁止

© 2023, 2025 International Council for Commercial Arbitration

2023年、2025年 国際商事仲裁協議会

初版2023年（英語版初版 [2011年] に基づき作成）

第2版2025年（英語版第2版 [2024年改訂第1版] に基づき作成）

©国際商事仲裁協議会（ICCA）。無断転載禁止。ただし、国際商事仲裁協議会（ICCA）は、教育目的及び仲裁の促進のために本ガイドの利用を奨励する。従って、改変を伴うことなく、誤解を招くことのない文脈で正確に複製され、かつICCAが著作者でありICCAに著作権があることが明示的に認められていることを条件に、本ガイドの複製又はコピーを許可する。

詳しくは**bureau@arbitration-icca.org**まで

日本語訳作成プロジェクトチーム

監修	垣内 秀介	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	内海 博俊	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	小原 淳見	ICCA 理事、長島大野常松法律事務所 パートナー
	高木 晶大	鳥取地方裁判所米子支部 判事
	竹下 啓介	一橋大学 法学研究科 教授

名誉編集代表 PIETER SANDERS 教授による序文

1958 年のニューヨーク条約は、国際通商分野において最も成功した多国間協定である。仲裁判断や仲裁合意の確実な受け入れを図る「様々な」条約や仲裁諸法のモザイクの中心に位置する。世界の裁判所は、50 年にわたって本条約を適用し解釈してきたが、その適用や解釈の態様は、益々統一され調和されるようになってきている。

私は、1958 年、オランダの代表として本条約の起草に参加した。国際商業会議所（ICC）が 1955 年に当初作成したドラフトに基づいて作業を開始した。ICC のドラフトは、「国際」仲裁判断の執行について定めていた。そのドラフトは、国際連合経済社会理事会（ECOSOC）に提出された。ECOSOC は、「外国の」仲裁判断に適用されるようドラフトを修正した。これが 1958 年 5 月 20 日から 6 月 10 日にかけて「理事会の」会議で検討されたドラフトである。

検討中のドラフトに修正や加筆を重ね、いわゆる「オランダ提案」ができあがった。修正の一つは、二重の執行命令の要件を排除した点である。これは、仲裁判断が出された国の裁判所で執行力がある宣言を最初を取得することなく、仲裁判断を執行に付すことができるようにしたことである。もう一つの修正は、仲裁判断を拒否する根拠を 5 条に列記した七つの事由に限定するとともに、執行に異議を唱える当事者にそれらの根拠

の立証責任を転換したことにある。本条約に列記された七つの事由だけが、〔仲裁判断の〕拒否事由となった。執行を争う当事者の立証責任及び限定的な拒否事由は、今では本条約の重要な特徴と認識されている。

本条約 2 条は、起草の最終段階で、これもオランダの提案により追加された。同条は、当事者が有効な〔仲裁〕合意に依拠した場合、裁判所は当事者に仲裁への付託を命じなければならない、と定めている。ドラフトには、外国仲裁判断の執行しか規定していなかった。仲裁合意の執行の規定を挿入するほうが、二つの協定（1923 年仲裁条項に関するジュネーヴ議定書（protocol）及び 1927 年外国仲裁判断の執行に関するジュネーヴ条約）における従前の規律（regulation）よりも効果的であった。

ニューヨーク条約の適用が統一され調和されるには、本条約の適用に関する判断（cases）を報告する有効でグローバルなシステムが必要であった。このために、1976 年 ICCA *Yearbook Commercial Arbitration* の出版が始まった。私はその編集代表であった。それ以来、35 巻が発行されている。この *Yearbook* は、www.KluwerArbitration.com のサイトでもオンラインで見ることができる。*Yearbook* は、条約に加盟した 145 ケ国のうち 65 ケ国から、1,666 件のニューヨーク条約に関する裁判所の判断を報告してきた。

本条約は先駆的であった。本条約のイタリアの代表であった Matteucci 教授は、本条約を「大変大胆なイノベーション」と呼んだ。本条約は、時の試練に耐えた。50 年を超えてなお、現代の技術と実務に対応して、条文の解釈が有益に適応していくことが期待できる。

UNCITRAL(国際連合国際商取引法委員会)が 1985 年に公表し、2006 年に修正された国際商事仲裁のモデル法は、70 を超える国と連邦制の州 (federal states) で採用されている。モデル法を変更なしにそのまま採り入れている国もある。モデル法に触発されて現代的な仲裁法を制定した国もある。各国が現代的仲裁法を採用することで、裁判所は、本条約 7 条で規定しているように、さらに (仲裁に) 有利な規定に依拠することができる。

そのような現代的仲裁法には、仲裁判断の執行手続に関する規定が設けられていることもある。本条約は、裁判所に提出すべき書類 (4 条) 及び国内仲裁判断の執行条件や手数料に比べてより煩わしい条件やより高額の手数を課すことはできないこと (3 条) を定めるにとどまる。UNCITRAL の事務局と国際法曹協会 (IBA) は、これらの条件を調査し、2008 年の報告書で、「本条約に基づく仲裁判断の承認執行にかかる異なる手続的要件に関して、多種多様な解決策がある」(UNCITRAL report A/63/17 para. 353, p. 71)と認定した上で、統一的な解釈と適用を促進するため、[UNCITRAL の] 事務局が、本条約を

実施（enactment）するためのガイドを作ることを推奨した。そのようなガイドによって、執行手続の統一的なルールを導入することができるであろう。

「ICCA 1958 年ニューヨーク条約の解釈のためのガイド：裁判官向けハンドブック」を作成する ICCA の取り組みは、ICCA *Yearbook* を補充し、これと対になるもの（addition and companion）として歓迎された。このガイドには、裁判所が本条約を適用するにあたり、検討すべき問題点や遵守すべきステップが、簡潔、明快、直截なスタイルで記載され、本条約の〔仲裁合意及び仲裁判断の〕執行促進志向（pro-enforcement bias）が強調されている。このガイドが、私が折に触れ繰り返し語っている標語である「1958 年ニューヨーク条約よ、生きよ、栄えよ、富めよ（Vivat, Floreat, Crescat）」を推し進める効果的な手段となることを願ってやまない。

Pieter Sanders

Schiedamにて、2011年4月

第2版の紹介

Andrés Jana教授

ICCA による 1958 年ニューヨーク条約の解釈のためのガイドは、裁判官に対し、本条約の射程、解釈および適用に関する指針を提供することを目的として、ハンドブックとして考案されたものである。この目的を達成するため、本ガイドは、簡潔な体裁をとり、平易な言葉で記述され、本条約の最も本質的な側面の検討に限定して作成された。本ガイドは、包括的な参考資料となることを意図するものではなく、むしろ、条約の適用に際して生じる個別具体的な疑問に答えることを意図している。本ガイドの作成に当たっては、ニューヨーク条約は、簡明な文書であり、大多数の事案において、裁判所は各条文の文言にそのまま従ってこれを適用しなければならないという理念が反映されている。

2012 年の発行以来、本ガイドは極めて効果的であることが証明されてきた。本ガイドは、ニューヨーク条約に関する影響力があり、かつ、頻繁に引用される権威ある文献となっている。本ガイドは、28 言語に翻訳され、また、世界中の 4,000 名の裁判官に配布されており、現在では、各国裁判官のための資料としてだけでなく、学術関係者、学生及び実務家のための基本的な参考文献としても機能している。

本ガイドの広範な影響力は、初版発行を機に ICCA の司法委員会の設置を通じて制度化された、司法アウトリーチプログラムにおいて本ガイドが果たしてきた重要な役割からも明らかである。当該委員会は、これまでに、40 か国以上の国内裁判所に対して、対面及びウェブ形式による研修プログラムを実施してきた。これらの司法対話・研修行事は、国際仲裁制度を適正に機能させるに当たっての国内裁判所の役割の重要性に関し、国内裁判所の裁判官と対話を行うことを目的として開発され、「ニューヨーク条約ロードショー」として知られるようになっているが、当該行事においては、議論に当たっての基本資料として本ガイドが使用されている。

本ガイドの初版発行から 10 年を経て、ニューヨーク条約は、現在 172 か国という締約国を擁し、裁判所の判断における適用数が増加していることから実証されているように、その成功は一層の広がりを見せている。判例法及び一部の裁判所実務にも進展が見られる。これらの進展と本ガイドの影響を考慮し、当時の委員長 Albert Jan van den Berg 教授の下で、ICCA の司法委員会は、本ガイドを更新すべき時期にあると考え、ここに第 2 版を作り上げた。

第 2 版の作成に当たって司法委員会が採用した方針は、必要に応じて内容の更新や補足を行う一方で、本ガイドの全体的な構成及び元の文体は維持するというものである。特に、本ガイドは、より深い研究へのロードマップとして機能することを意

図して引き続き平易な言葉で書かれており、重要な判断についてのみ言及し、そして、本条約の適用に関する基本的側面に焦点を当てている。

改訂の範囲を最小限にとどめることが目的ではあるが、第2版は、ニューヨーク条約の適用に関する判例法及び近時の裁判実務の進展をカバーしたもので、徹底した見直しの成果である。加えて、初版に含まれていなかった本条約の側面についても一部追加されている。

具体的には、第2版における主な変更点は以下のとおりである。(i) 関連する参照事例の更新、特に基本原則について判示するもの、(ii) 本条約7条1項に含まれる最も有利な権利の原則のより包括的な取扱い、(iii) 本条約7条に関する新セクションの追加、(iv) 裁判実務を反映した一部事項の明確化及び(v) 文全体にわたる表現の明瞭化のための修正。

本ガイドはその全体的な構成を維持しており、本条約の適用対象となる2つの法的手続、すなわち仲裁合意の承認及び執行の申立て並びに仲裁判断の承認及び執行の申立てにおいて、裁判所が検討すべき事項と踏むべき手順を記載したチェックリストから始まる。

1章は、執行促進志向といった本条約の解釈指針原理を含め、仲裁合意及び仲裁判断に適用される国際法文書としての本条約について言及している。その後、本条約の事項的適用範囲及び地域的適用範囲、締約国が援用しうる相互性の留保及び商事性

の留保という潜在的な制限について説明する。1 章は、さらに、7 条に含まれる、最も有利な規則を適用するという原則を分析しつつ、本条約と国内法及び他の条約との関係性について述べる。最後に、1 章は、本条約の遵守義務という本条約の締約国に課される国際的義務とその不遵守時の結果について述べる。

2 章は、仲裁合意の執行のための要件及び裁判所が当該申立てを審理する際に考慮すべき事項について説明する。

次いで、3 章は、裁判所に対する仲裁判断の承認及び執行の申立てに関する要件を論じる。

最後に、本条約に関連する事項に関する裁判官の審理に資するため、本ガイドは、以下の 4 つの付属資料を掲載している：(I) ニューヨーク条約本文、(II) UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法、(III) 本条約 2 条の解釈に関する 2006 年 UNCITRAL 勧告及び(IV) 追加的な参考資料として有用なオンライン上の情報源。

すでに述べたとおり、第 2 版は本ガイドに対する徹底的かつ詳細な見直しの成果である。2023 年 6 月、私は van den Berg 教授の後任として ICCA 司法委員会の委員長に就任し、以後、第 2 版の責任を担ってきた。しかし、この作業は、多くの方々の貢献なしには成し得なかった。まず、ICCA 司法委員会において第 2 版の構想を推進した van den Berg 教授。次に、委員会メンバー、その中でも特にレビュー作業を担った Carolyn Lamm、Dominique Hascher、Mohammed Abdel Raouf、Erica Stein の

貴重な支援を受けた Albert Jan 自身、そして私自身。異なる時期に編集チームを率い、改訂内容を統合し、起草という重要作業の責任を担い、判例法の更新において中心的な役割を果たした Lindsay Gastrell 及び Emily Hay の両名には、特別の謝意を表する。第 2 版の成果は、両名による貴重な貢献によるところが大きい。また、第 2 版の正確性と最新性を担保する、Young ICCA の代表者らによる多大な判例調査及び引用検証作業にも謝意を表する*。作業の最終段階において支援を賜った ICCA 事務局の Adam Jankowski に謝意を表するとともに、この第二版の作成への助力のみならず司法委員会の活動に対する継続的な支援を賜った ICCA 事務局長の Lise Bosman には深く感謝の意を表する。最後に、初版の執筆者及び貢献者である Silvia Borelli、Judy Freedberg、Neil Kaplan、Gabrielle Kaufmann-Kohler、Marika Paulsson、Kim Rooney 及び Guido Tawil の諸氏に心からの謝意を表するとともに、Neil、Gabrielle、Kim 及び Guido による第 2 版のレビューの際の厚意に対しては重ねて謝意を表する。また、編集面で支援してくれた Alice Siegel と Melanie Rawlins にも感謝している。

* 貢献した Young ICCA の代表者には、Toheeb O. Amuda、Matheus Bastos Oliveira、Parnika Chaturvedi、Stefanie Efstathiou、Shehabeldine Ismail、Rita Kaufmann、Francis Levesque、Aracelly López、Byron Perez、Carlos Rios、Patricia Snell 及び David Isidore Tan が含まれる。

ニューヨーク条約は、国際私法の分野において、間違いなく、最も重要かつ影響力のある条約である。UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法と並んで、国際仲裁の規範的枠組みの基礎となっている。実際のところ、国際商事仲裁が発展し、効果的となっているのは、本条約の著しい成功によるところが大きい。

国境を越える取引に関与する当事者にとって、仲裁合意及び仲裁判断の承認執行における確実性と予見可能性は、健全なビジネス環境のために不可欠な条件である。これを実現するためには、国際的及び国内的なレベル双方において国際仲裁実務の強固な文化を育成していくなどして、国際仲裁の原則を統一的かつ調和的に適用していくことが求められる。

この発展において、裁判所の役割は極めて重要である。裁判所は、仲裁手続を支援するという役割と、国際仲裁制度の門番として機能するという二重の役割を担っている。本ガイドのような文書は、裁判官がこの重要な責務を果たす上での一助となるべく作成されたものである。

我々は、本ガイドの第2版が、ニューヨーク条約の世界的に統一的かつ一貫した適用の実現に引き続き寄与することを期待するものである。

本ガイド初版の序文において名誉編集代表として筆を執った Pieter Sanders 教授（出版直後 2012 年に逝去）の言葉を引き継ぎつつ、我々はこの第2版が、彼が幾度となく繰り返してきた

この標語を押し進める手段となることを願ってやまない―「ニューヨーク条約よ、生きよ、栄えよ、富めよ。」。

この標語を体現する人物が一人いるとすれば、それは Albert Jan van den Berg 教授に他ならない。同教授は、司法委員会の創設者かつ 10 年間在籍した議長として、32 年間務めた ICCA 商事仲裁年鑑の編集長として、<NewYorkConvention.org> という不可欠なデータベースの創設者として、また、その全キャリアを通じて、ニューヨーク条約の研究と発展に対して比類なき貢献をしてきた。これらの理由のほか、書き連ねるには長大な紙面を要するほどの多くの理由により、本ガイド第2版を同教授に捧げる。

ICCAについて一言

ICCAは、1961年、国際商事仲裁の分野における専門家でもあり友人でもある小さな集まりから生まれた。ICCAは、仲裁、調停、その他の国際紛争解決の促進及び発展に寄与するための世界的な非政府組織である。ICCAは会員制の組織であり、約100の法域から約1000名の会員を擁している。理事会メンバー及び一般会員には、仲裁代理人、仲裁人、学者、政策アドバイザー及び裁判官が含まれる。また、若手実務家を対象とする支部であるYoung ICCAには16,000人を超える会員がおり、「国際仲裁の門戸を開くこと」を目的として活動している。

ICCA は 2 年に 1 度、コンgressを開催し、国際仲裁関連のカレンダーでは重要なイベントの一つとなっている。直近では 2022 年 9 月にエディンバラにて開催され、世界中から 1000 を超える参加者が集まった。次回の ICCA コンgressは 2024 年に香港で開催予定である。

ICCA は仲裁機関ではない。ICCA は、仲裁の管理や仲裁人の選任は行わない。ICCA は従来から出版物を通じて最もよく知られている。1976 年以降、100 か国を超える国における、ニューヨーク条約の適用事例 3,000 件以上を含む約 3,500 件の裁判所の判断が、ICCA の *Yearbook Commercial Arbitration* にて紹介されてきた。*International Handbook on Commercial Arbitration*では、85 を超える国の仲裁法及び仲裁実務が、絶えずアップデートされレポートされている。2023 年に開始された *ICCA Awards Series*では、*ICCA Yearbook*でこれまでに紹介されてきた 600 件超の仲裁判断に加え、匿名化された仲裁判断が追加されている。ICCA コンgressシリーズでは、ICCA のコンgressで発表された最終のペーパーが出版されている。

ICCA は、仲裁コミュニティにおける興味関心事項ついて、継続的に調査及びアウトリーチ活動を行っており、その対象には、パリ協定における調停付属書の策定、リモートヒアリングの活用、サイバーセキュリティ、データ保護及び争点に関するコンフリクト (issue conflict) などが含まれる。また、ICCA は、アフリカ及び中国における仲裁実務に関するワーキンググルー

プや、司法アウトリーチプログラムも運営している。ICCAは、多様性及び包摂性に対する強いコミットメントを有しており、その姿勢は、ジェンダー多様性に関する調査、ニーズに基づく助成プログラム、若手実務家や新興法域の実務家に対するアクセスの機会の創出などの取組みに反映されている。

ICCAの出版物はすべて、www.kluwerarbitration.comで入手できる。ICCA、ICCAの出版物及びICCAのプロジェクトに関する情報は、ウェブサイト（www.arbitration-icca.org）を参照されたい。

総目次

日本語訳作成プロジェクトチーム	v
名誉編集代表PIETER SANDERS教授による序文	vii
第2版の紹介	xi
総目次	xxi

ニューヨーク条約を取り扱う裁判官のためのチェックリスト	1
-----------------------------	---

概 要	9
-----	---

1章

国際法文書としてのニューヨーク条約	13
-------------------	----

A. 解釈	14
-------	----

1. 条約解釈：ウィーン [条約法] 条約
2. 承認及び執行を推進する解釈：執行促進志向

B. 事項的適用範囲	19
------------	----

1. 仲裁判断
 - a. 独自の解釈
 - b. 抵触法アプローチ
2. 仲裁合意

C. 地域的適用範囲	25
1. 仲裁判断	
a. 承認及び執行が求められた国以外の国の領域の中 で出された仲裁判断	
b. 非国内的仲裁判断	
2. 仲裁合意	
D. 留保	31
1. 相互性（1条3項1文）	
2. 商事性（1条3項2文）	
E. 国内法及び他の条約との関係（7条）	34
1. より有利な法	
2. ニューヨーク条約と他の国際条約	
3. ニューヨーク条約と国内法	
4. より有利な国際文書の全部又は一部の適用	
F. ニューヨーク条約の不適用の帰結	39
1. ニューヨーク条約違反	
2. 投資協定違反	
3. 仲裁判断は影響を受けないということ	
 2章	
仲裁合意の執行請求	43
A. はじめに	46

B. 一般的事項 47

1. 仲裁廷の仲裁権限への異議申立てにかかる司法審査の範囲
2. 裁判手続における「仲裁への」付託要求のタイミング
3. 同時並行で進行する仲裁手続は仲裁付託に当たり不要であること（仲裁付託は義務的である）

C. 仲裁合意の執行要件 51

1. 仲裁合意は本条約の範囲に含まれていなければならない
2. 紛争が存在し、その紛争は、契約に基づくものであるかどうかにかかわらず、一定の法律関係から生じたものでなければならず、当事者が、当該特定の紛争を仲裁により解決することを意図したのでなければならぬ
3. 紛争の対象は仲裁適格を有しなければならない（仲裁による解決可能性）
 - a. 仲裁適格の確定のために適用される法令
 - b. 国際的な仲裁合意は一貫した仲裁適格性の判断基準に服すべきである
4. 仲裁合意は形式的及び実体的に有効でなければならない

- a. 形式的有効性：仲裁合意は書面によらなければならない
 - 1. 主たる契約書類が参照する書面に含まれた仲裁条項（参照による取り込み）
 - 2. 署名はないものの事後的に承認された契約書類の仲裁条項
 - 3. 黙示の承諾
 - 4. 電子的コミュニケーションのやりとりに含まれる仲裁合意
- b. 実体的有効性：仲裁合意が「無効であるか、失効しているか、又は履行不能である」に当たらないこと
 - 1. 仲裁合意の実体的有効性について適用される法
 - 2. 「無効」
 - 3. 「失効」
 - 4. 「履行不能」
 - (i) 仲裁への付託が任意とされている場合
 - (ii) 仲裁が裁判所の裁判管轄権と並んで定められている場合
 - (iii) 紛争解決条項が仲裁に前置する手続を定めている場合
 - (iv) 仲裁規則ないし仲裁機関の指定が不正確である場合

(v) 仲裁人の選任方法について何らの定めも置かれていない場合（「簡易条項」）	
5. 仲裁合意は裁判所に係属している紛争の当事者を拘束するものでなければならない（非署名者）	
a. 形式的有効性：非署名者に関する再審査は不要	
b. 実体的有効性：非署名者は仲裁合意の主観的範囲に含まれなければならない	
1. 仲裁合意の主観的範囲の確定のために適用される法令	
2. 非署名者が仲裁に付託されうる場合	
D. 仲裁合意の執行要件を満たす場合、裁判所は一方当事者の申立てにより当事者を仲裁に付託しなければならない	85
1. 当事者に対し如何に仲裁に「付託」させるか	
2. 職権による付託の否定	
3. 裁判所が相手方は仲裁に付託されるべきでないと判断した場合に取り得る選択肢	
E. 小括	87
3章	
仲裁判断の承認及び執行の申請	89
A. 序論	91
B. 第一段階－申立人が満たすべき要件（4条）	95
1. どのような書類か	

2. 認証された仲裁判断又は証明されたその謄本（4条1項(a)）	
a. 認証	
b. 証明	
3. 仲裁合意の原本又は証明されたその謄本（4条1項(b)）	
4. 申立ての際に	
5. 翻訳（4条2項）	
C. 第二段階－拒否事由（5条）－一般論	102
1. 本案の不審査	
2. 限定列举事由に関する被申立人の立証責任	
3. 承認及び執行拒否事由の限定列举	
4. 拒否事由の謙抑的な解釈	
5. 拒否事由がある場合の裁量による限定的な執行許可権限	
6. 主権免除に関連する問題	
D. 相手方が証明すべき拒否事由（5条1項）	113
1. 事由1：当事者の無能力及び仲裁合意の無効（5条1項(a)）	
a. 当事者の無能力	
b. 仲裁合意の無効	

- 2. 事由2：通知を欠くこと及び適正手続の違背; 公正な聴聞への権利（5条1項(b)）
 - a. 公正な聴聞への権利
 - b. 通知を欠くこと
 - c. 適正手続違背：「防御することが不可能」
- 3. 事由3：仲裁合意の範囲外又は超えていること（5条1項(c)）
- 4. 事由4：仲裁廷の構成又は仲裁手続における違反（irregularities）（5条1項(d)）
 - a. 仲裁廷の構成
 - b. 仲裁手続
- 5. 事由5：拘束力のない、取り消され、あるいは停止された仲裁判断（5条1項(e)）
 - a. 拘束するものとなるに至っていない仲裁判断
 - b. 取り消され又は停止された仲裁判断
 - 1. 取り消された仲裁判断
 - 2. 取り消されていることの効果
 - 3. 「停止された」仲裁判断
- E. 裁判所の職権で考慮すべき拒否事由（5条2項） 144**
 - 1. 事由6：仲裁不可能（5条2項(a)）
 - 2. 事由7：公序に対する違反（5条2項(b)）
 - a. 承認・執行の例
 - b. 承認・執行を拒否した例

総目次

F. 取消手続係属中の執行停止（6条）	156
G. 結論	160
資 料	161
資料Ⅰ－1958年ニューヨーク条約	161
資料Ⅱ－UNCITRALモデル法	171
資料Ⅲ－UNCITRAL2006年勧告	205
資料Ⅳ－オンラインの関係資料	209
メモ	211

ニューヨーク条約を取り扱う裁判官のためのチェック リスト

このチェックリストは、ニューヨーク条約を適用する際に、裁判所が検討すべき事項と踏むべき手順を定めたものである。このチェックリストはすべてを網羅したものではなく、かつ、このガイドの本文と併せて使用することが想定されている。

A. 条約の適用

本条約は何に関するものか

- 仲裁合意の承認及び執行（1 条、2 条）
- 仲裁判断の承認及び執行（1 条、3 条から 7 条）

裁判所は条約をいかに解釈すべきか

- ウィーン [条約法] 条約 31 条、32 条
- 承認及び執行を促進する解釈
- 7 条はより有利な条約又は国内法の適用を許容する
- 本条約を適用しないことは締約国の国際的責任に関わる

B. 仲裁合意の承認及び執行の申立て（1条、2条）

当該申立てに本条約は適用されるか

- 法廷地国は、ニューヨーク条約の締約国か（1条）
 - 発効日は
 - 相互性の留保は
 - 商事性の留保は
- 法廷地国に実施法が存在するか、また、それが本条約の適用に影響を与えるか
- 本条約は、仲裁に付随する手続に適用され得るか
例：
 - 仲裁人の選任は
 - 保全措置の申立ては

仲裁合意は本条約の実体的範囲に含まれるか（2条）

- 紛争が存在するか
- 当該紛争が契約に基づくものであるかどうかを問わず、一定の法律関係から生じているか（2条1項）
- 当事者は当該具体的紛争を仲裁によって解決する意思を有していたか
- 当該紛争は仲裁に付することが可能か
- 仲裁合意は形式的に有効か（書面で証明されているか）（2条2項）
例：
 - 仲裁合意は参照により取り込まれているか

○ 仲裁合意が黙示的に承認されているか

- 仲裁合意は存在するか、また、実体的に有効か（2条3項）

無効か

失効しているか

履行不能か

- 仲裁合意は裁判所に係属する当該紛争の当事者を拘束するか

- 当該紛争は仲裁に付することが可能か

仲裁合意は本条約の地域的範囲に含まれるか(1条)

- 仲裁地が外国にあるか

- 将来の仲裁判断は法廷地国において内国判断と認められない判断となり得るか

- 国際性の要素はあるか

手続的要件は満たされているか

例：

- 当事者が仲裁への付託を要求しているか（職権による付託は不可）

- 問題となっている手続は仲裁に当たるか

- 申立人は事前手続を履践しているか

例：

- 冷却期間は

- 調停/和解は

- 申立人は仲裁への権利を放棄しているか

- 同一の事項について他の裁判所による既判力のある判断が存在するか

準拠法は何か

例：

- 仲裁合意の形式的・実体的有効性は
- 当事者能力は
- 仲裁合意の非署名者か
- 仲裁可能性は

裁判所ではなく、仲裁廷によって判断されるべき事項があるか
裁判所は、国内法又は条約に基づくより有利な権利を援用することを認める 7 条に依拠することができるか

すべての要件が満たされる場合、裁判所は仲裁に付すべきことを当事者に命じなければならない。

C. 仲裁判断の承認及び執行の申立て（3 条ないし 5 条）

当該申立てに本条約が適用されるか

- 法廷地国がニューヨーク条約の締約国であるか（1 条）
 - 発効日は
 - 相互性の留保は
 - 商事性の留保は
- 法廷地国には実施法があるか、それは本条約の適用に影響を与えるか

申立人は申立時に必要な文書を提出したか：

- 正当に認証された仲裁判断の原本又は正当に証明されたその謄本（4条1項(a)）
- 2条に掲げる合意の原本又は正当に証明されたその謄本（4条1項(b)）
- 必要に応じて、法廷地国の公用語への上記文書の翻訳文（4条2項）

当該申立ては、当該国において適用される手続的要件及び管轄要件を満たしているか

- 内国仲裁判断の承認又は執行について課せられるよりも実質的に厳重な条件を課してはならない（3条）

被申立人は、5条1項に規定され、限定的に解釈される5つの拒否事由のいずれかを主張立証しているか

- 仲裁合意が無効であるか（5条1項(a)）
 - 無効か
 - 失効しているか
 - 当事者が無能力か
- 被申立人が仲裁廷において審理判断される権利を奪われたか（5条1項(b)）
 - 通知の欠如（ただし、当該被申立人が仲裁手続に実質的に参加しなかった場合に限る）
 - 被申立人が自らの主張を述べる機会を奪うような適正手続違反

- 仲裁判断が、当事者間の仲裁合意に定められていない紛争又はその範囲を超える紛争を対象としているか（5 条 1 項 (c)）
- 仲裁廷の構成又は仲裁手続に重大な違反があったか（5 第 1 項(d)）

当事者の合意に従っていなかったか

そのような合意がなかったときは、仲裁が行われた国の法令に従っていなかったか

- 仲裁判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないか又はその判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により最終的に取り消されたか若しくは停止されたか（5 条 1 項(e)）

5 条 2 項に規定され、限定的に解釈される拒否事由のいずれかが存在するか

- 当該紛争の対象が、法廷地国の法令の下で仲裁に付すことができないものであるか

仲裁による解決が不可能なものの例：

- 刑事事件
- 離婚や親権等の家庭に関する事項
- 破産手続
- 遺言

- 承認及び執行が法廷地国の公の秩序に反するか

公の秩序の例：

- o 正義や道徳に関する国家の基本原則
- o 国家の本質的な政治的、社会的又は経済的利益を保護するための規範

裁判所は、国内法又は条約に基づくより有利な権利を援用することを認める 7 条に依拠することができるか

裁判所は、上記の限定列挙された拒否事由の一つ以上が認められると判断した場合、仲裁判断の承認及び執行を拒否することができる。そうでない場合、承認及び執行は義務的である。

概 要

裁判官は、1958年ニューヨーク条約の適用を求められた場合、2種類の課題に直面する。まずは、一国の裁判官の目から見た国際条約につきものの複雑さである。次に、この条約は一国の裁判官の客観性を、独特のやり方で試す。というのも、外国の当事者が地元の当事者に対して本条約の適用を求めることが多いからである。（とりわけ外国仲裁判断の執行において、負けた当事者の資産があるために、負けた当事者の地元の裁判地〔jurisdiction〕で申立てがなされる場合には、尚更である。）。

このような考察は、極めて重要である。本条約は、国際商事仲裁の礎であり、国際的な商事取引の信頼性のために不可欠なものである。本条約は、国の裁判所同士の協力に依存する仕組みを念頭に置いている。本条約の本質は相互の信頼にある。ある国の裁判所が自国国民を優遇するバイアスを示すと、他の国の裁判所も悪い例に倣おうとする誘惑に駆られ、相互主義を害することになる。

このガイドの狙いは、本条約の目的や、本条約が生まれてから最初の50年間における国際的なベストプラクティスに従って条文をどう解釈するかについて簡潔に解説することにある。まずは、至極自明な問いから始めることにする。

ニューヨーク条約は何のためにあるのか？

ニューヨーク条約には二つの目的がある。

- ー 仲裁合意の承認及び執行（以下Ⅰ及びⅡ章を参照）
- ー 外国仲裁判断の承認及び執行（以下Ⅲ及びⅣ章を参照）

A. 仲裁合意の承認及び執行

仲裁は合意に基づく手続である。当事者が両者の紛争を仲裁に服することに合意して初めて行われるものである。紛争を仲裁に付託させる合意を「仲裁合意」という。

仲裁合意には積極的及び消極的な法的効果がある。

- ー 仲裁合意によって、当事者は、紛争を仲裁に服させ、仲裁合意に包含される紛争に関して仲裁廷に管轄を付与する義務を負う（積極的効果）。仲裁合意の対象に含まれる係争が発生した場合には、いずれかの当事者は仲裁廷に係争を提出することができる。
- ー 仲裁合意があることで、当事者は紛争の解決を裁判所に求めることができなくなる（消極的効果）。仲裁合意を締結することで、当事者は裁判所に救済を求める権利を放棄する。仲裁合意を締結した当事者は、仲裁合意を無視して裁判所にいくことができない。

ニューヨーク条約は、当事国にこれらの効果を承認し執行する義務を負わせている。裁判所が承認執行しなければならない条件は、このガイドの2章で論じている。

B. 仲裁判断の承認及び執行

仲裁は仲裁廷による仲裁判断によって終了する。加えて、仲裁において、仲裁廷は、管轄や違法性に関する仲裁判断など、中間判断（interim award）を出すことができる。それらすべてがニューヨーク条約でカバーされている（1章参照）。

大方の法制度では、仲裁判断に対し裁判所の判決と同一又は類似の効果、とりわけ既判力を付与している。裁判所の判決同様、仲裁判断の終局性及び拘束力は、大原則、仲裁判断が出された国の領域に限定される。ニューヨーク条約が、まさに「[各国の] 領域の外での [仲裁判断の] 承認及び執行を定めている。

仲裁判断の承認は、仲裁判断を一国の法制度の中に取り込むプロセスである。承認は、別の手続における前提問題として求められることが多い。例えば、当事者が、既判力の抗弁を出し、既に外国仲裁で解決した争点の裁判所での蒸し返しを阻止するため、又は、外国仲裁判断に基づき裁判所で相殺を求めるために、仲裁判断の承認を求めることがある。通常、承認は抗弁として機能することから、防御手段と言われることが多い。

その一方で、執行は、攻撃手段である。仲裁で勝った当事者は、仲裁廷が付与したものを獲得しに行く。確かにほとんどの仲裁判断は任意に履行される。しかし、負けた当事者が履行しない場合、勝った当事者は、履行を強制するため裁判所に支援を求めることができる。ニューヨーク条約に基づき当事者はそのような支援を求めることができる。

言い換えれば、承認及び執行によって、仲裁判断が出された国以外の国で、仲裁判断の効果をもたらすことができる（1章参照）。裁判所が、その法廷地国内で仲裁判断が執行できると確認（declare）することで、勝った当事者は、その国の国内法上の執行手段を利用（resort to）することができるようになる。

1 章

国際法文書としてのニューヨーク条約

目次

A. 解釈

1. 条約解釈：ウィーン [条約法] 条約
2. 承認及び執行を推進する解釈：執行促進志向

B. 事項的適用範囲

1. 仲裁判断
 - a. 独自の解釈
 - b. 抵触法アプローチ
2. 仲裁合意

C. 地域的適用範囲

1. 仲裁判断
 - a. 承認及び執行が求められた国以外の国の領域の中で出された仲裁判断
 - b. 非国内的仲裁判断
2. 仲裁合意

D. 留保

1. 相互性（1条3項1文）
2. 商事性（1条3項2文）

E. 国内法及び他の条約との関係（7条）

1. より有利な法
2. ニューヨーク条約と他の国際条約
3. ニューヨーク条約と国内法
4. より有利な国際文書の全部又は一部の適用

F. ニューヨーク条約の不適用の帰結

1. ニューヨーク条約違反
2. 投資協定違反
3. 仲裁判断は影響を受けないということ

A. 解釈

ニューヨーク条約（以下「本条約」という。）は、国際条約である。したがって国際公法の一部である。その結果、本条約の適用を求められた裁判所は、ウィーン条約法条約の 31 条及び 32 条¹に成文化されている国際法の解釈の規則に従ってそれを解釈しなければならない。

-
1. 1969 年 5 月 23 日に採択され、1980 年 1 月 27 日に発効した条約法に関するウィーン条約。United Nations Treaty Series, vol. 1155, p. 331.

31 条は以下のとおり。

「(解釈に関する一般的な規則)

31 条及び 32 条は、順番に適用されなければならない。31 条に規定されている一般的な規則によって定めることでは意味が明確にならない場合、32 条に規定されている補足的な規律に依

1 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。

2 条約の解釈上、文脈というときは、条約文（前文及び附属書を含む。）のほかに、次のものを含める。

（a）条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意

（b）条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であってこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの

3 文脈とともに、次のものを考慮する。

（a）条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意

（b）条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの

（c）当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則

4 用語は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、当該特別の意味を有する。」

32 条は以下のとおり。

「(解釈の補足的な手段)

前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。

（a）前条の規定による解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合

（b）前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合」

拠ることとなる。解釈についての国内法の規律は適用されない。裁判所は、国際法に従って、本条約を、同条約独自の方法で（本章 A.1.参照）、かつ、承認執行を促進するように（本章 A.2.参照）、解釈しなければならない。

1. 条約解釈：ウィーン [条約法] 条約

原則として、本条約の中で使用されている文言は、独自の意味を有する（ウィーン [条約法] 条約 31 条）。文言は、その通常の意味に従い、文脈及び本条約の目的を考慮して理解されなければならない。その意味を確認するため又はその意味が曖昧であるか又は明白に不合理である場合における意味を決定するためには、本条約の準備作業（ウィーン条約第 32 条）に依拠することができる。したがって、裁判所は、本条約の文言を、国内法を参照して解釈すべきではない。本条約の文言は、世界のどこでそれが適用される場合であっても同じ意味を有するべきなのである。これは、すべての締約国における本条約の統一的適用を確実にすることに役立つ。

国内実施法の方法で本条約を自らの司法制度の中に導入した国においては、その文言に注意することが重要である。一部

の場合には、それらは本条約の文言を変更している²。現在の判例法も、残念なことに、時には本条約の適用に関して区々であり、したがって、便利なガイドラインを常に提供しているとはいえないのである。そのような場合、裁判所は、常に、執行促進志向に基づいて、本条約を解釈すべきである。裁判所は、Albert Jan van den Berg 教授による本条約のコメンタリー³等の学者の記述に依拠することもできる。

2. 承認及び執行を推進する解釈：執行促進志向

上述のとおり、条約は、その目的及び意図に照らして解釈されるべきである。本条約の目的は、国際商取引及び仲裁による国際紛争の解決を促進することである。それは、外国仲裁判断の

-
2. 以下の文書を参照。Report on the Survey Relating to the Legislative Implementation of the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York 1958). Note by the UNCITRAL Secretariat. A/CN.9/656 and A/CN.9/656/Add.1, 5 June 2008.
 3. Albert Jan van den Berg, *The New York Arbitration Convention of 1958 – Towards a Uniform Judicial Interpretation* (Kluwer, 1981); see also Professor van den Berg's Consolidated Commentary on the 1958 New York Convention in Volume XXVIII (2003) of the ICCA *Yearbook Commercial Arbitration* (以下「*Yearbook*」という。), covering Volume XXII (1997) to Volume XXVII (2002), and the Consolidated Commentary on the 1958 New York Convention in Volume XXI (1996) of the *Yearbook*, covering Volume XX (1995) and Volume XXI (1996).

承認及び執行並びに仲裁合意に対する効力の付与を円滑にすることを目指している。結果として、裁判所は、本条約を解釈する際には、執行を認める方向でのアプローチを採用すべきである。

もし、いくつかの可能な解釈がある場合には、承認及び執行を促進する意味を選択すべきである（いわゆる執行促進志向）。このことは、特に、5 条に特定されている執行を拒否する根拠は狭く解釈されるべきことを含意する（3 章 C.4.参照）⁴。

本条約の解釈の鍵となる執行促進志向と軌を一にするように、最大限の効率性の原則も適用される。すなわち、もし、他の条約も適用され得るようであれば、裁判所は、仲裁判断を執行可能とする条約を適用すべきである。このことは、7 条に反映されている（本章の後述 E.2.参照）。

スペイン最高裁に係属した事案⁵において、仲裁判断の執行可能性を決定するにあたり、2 つの条約が適用される余地があった。フランスとスペインの間の二国間条約と、ニューヨーク

4. 本条約の下での判断の執行の申立てがされた裁判所は、仲裁人が事実又は法について誤りを犯したと思われる場合であっても、本案についての仲裁廷の判断を再審査して、自らの判断によってそれを変更する権限を有しない。執行は、仲裁廷の判断に対する上訴ではない（3 章 C.1.参照）。

5. スペイン：Tribunal Supremo, Civil Chamber, First Section, 20 July 2004 (*Antillas Cement Corporation v. Transficem*) *Yearbook* XXXI (2006) pp. 846-852 (Spain no. 46).

条約である。裁判所は、二国間条約とニューヨーク条約のいずれが適用されるかを判断することに関する 2 つの原則のうちの 1 つは、

「……最大限の効率性の原則又は外国決定の承認に対しより好意的であるという原則である。仲裁合意並びに関連する仲裁判断又は決定の有効性及び効力の推定がされ、[そして] …結果として、仲裁判断の援用を受ける相手方当事者に、証明責任が移ることとなる… [ので、この原則は、他の関連する原則と相まって、当裁判所が、ニューヨーク条約が適用される条項であると結論づけることを導き出す]。』

B. 事項的適用範囲

特定の判断又は合意が本条約の対象事項に含まれるかを決定するために、裁判所は、それが仲裁判断又は仲裁合意に当たるかを確かめるべきである。

1. 仲裁判断

ニューヨーク条約の中には、「仲裁判断」の文言の定義はない。したがって、本条約の適用上、この文言が何を意味するかは、裁判所が決定することとなる。裁判所は、以下の 2 段階でそれを行わなければならない。

1. 第一に、紛争が付託され、仲裁によって解決されたかを審査しなければならない。すべての裁判所外での紛争解決方法が仲裁に当たるわけではない。仲裁と同様の性質を有しない私的な個人が関係する紛争解決の仕組みには、多様なものがある。調停、和解、専門家決定は、そのいくつかの例である。ニューヨーク条約は、仲裁だけを対象としている。
2. 第二に、決定が仲裁判断であるかを審査しなければならない。仲裁廷は、様々な決定をすることができる。それらの内の一部は仲裁判断であるが、他のものはそうではない。

裁判所は、「仲裁」及び「仲裁判断」の文言の意味を決定する2つの異なる方法を採用してきた。裁判所は、(1)独自の解釈を採用するか、又は(2)抵触法の方法を使って国内法を参照するか of the どちらかを行ってきた。

a. 独自の解釈

第一段階は、問題となっている手続が仲裁に当たるかを問うことである。仲裁は、当事者が第三者に紛争を付託することに合意し、当該第三者が裁判所に代わって終局的かつ拘束的な判断を行うという紛争解決手段である。

この定義は、仲裁の3つの主要な性質を強調している。第一に、仲裁は、合意による。すなわち、それは当事者の合意に基

づいている。第二に、仲裁は、紛争の終局的かつ拘束的な解決を導く。第三に、仲裁は、裁判手続に代替するものとみなされている。

第二段階は、問題となっている決定が、仲裁判断であるかを審査することである。仲裁判断は、仲裁の全体若しくは一部を終了させる判断又は最終判断に至るために解決が必要となる先決問題の判断である。仲裁判断は、解決しようとする問題について最終的に決定する。⁶仲裁廷が異なる判断を採用することを望むとしても、争点を再開又は変更できない。従って、以下の仲裁廷による決定は、仲裁判断に当たる。

- 終局的判断、すなわち、仲裁を終了させる判断。すべての本案についての請求を扱う判断は、終局的判断である。付託された紛争についての仲裁廷の管轄を否定する判断も、そうである。
- 部分的判断、すなわち、一部の請求について終局決定を下し、残りの請求を仲裁手続の後続する段階に委ねる判断。建設仲裁における追加費用についての請求を扱い、手続の

6. 例えば、次の事例を参照。米国：Court of Appeals, Seventh Circuit, 14 March 2000 (*Publicis Communication, et al. v. True North Communications Inc.*), *Yearbook* XXV (2000) pp. 1152-1157 (US no. 338); ドイツ：Bundesgerichtshof, 18 January 2007 (*Parties not indicated*), *Yearbook* XXXIII (2008) pp. 506-509 (Germany no. 109).

後の段階に欠陥及び遅滞の損害賠償の請求を委ねる判断は、部分的判断である（この文言は、次のカテゴリーについても時々使われる。しかし、より適切に理解するためには、それらとは区別することが望ましい。）。

- 先決的判断。中間的又は暫定的判断と呼ばれることもある。すなわち、当事者の請求を処理するために必要な先決問題について決定する判断。例えば、請求が期間制限によって妨げられるか、どの法が本案を規律するか、又は責任があるか否かについての判断。
- 費用についての判断、すなわち、仲裁費用の額及び分配を決定する判断。
- 同意判断、すなわち、当事者による紛争の友誼的な解決を記録する判断。
- 欠席で下された判断、すなわち、当事者の一方の参加はない判断も、上に列挙された分類のうちの1つの中に入る限りで、仲裁判断と性質決定される。

対照的に、以下の決定は、一般的に仲裁判断とはみなされない。すなわち、

- 手続的命令、すなわち、単に手続を指揮する決定のこと。
- 暫定的措置についての決定。暫定的措置は、仲裁手続の係属中についてのみ発出されるのであり、その間に再審理され得るので、仲裁判断ではない。裁判所は、そのような決

定も暫定的措置についての当事者の紛争を終了させるという理論に基づいて逆の立場をとるが、しかし、これは説得的でない。当事者は、仲裁手続上の問題を解決するために仲裁の合意をしたわけではないのである。

最後に、仲裁人が決定に対して与える名前は、決定的なものではない。裁判所は、仲裁判断か否かを決定するためには、決定の対象事項及び問題を終局的に解決するかを検討しなければならない。

b. 抵触法アプローチ

もし、裁判所が、上記すべての問題について、より望ましい独自の方法を用いるのではなく、国内法を参照しなければならないとすれば、仲裁判断の定義をどの国内法が規律するかを決定することから始めなければならないであろう。言い換えれば、裁判所は抵触法の方法を採用することになるだろう。裁判所は、自国の国内法（法廷地法）を適用することも、仲裁を規律する法（*lex arbitri*）を適用することも可能であろう。後者は、一般的には、仲裁地法であろうが、まれに、当事者が仲裁（契約又は紛争の本案ではない。これは、別の問題である。）を規律する法を指定することもある。

2. 仲裁合意

ニューヨーク条約 2 条 1 項は、それが「契約に基づくものであるかどうかを問わず、一定の法律関係につき、当事者の間に既に生じているか、又は生ずることのある紛争の全部又は一部を仲裁に付託することを当事者が約した書面による」合意に適用されることを明らかにしている。

「既に生じているか、又は生ずることのある」という単語の使用は、本条約が、一方で、契約中に含まれた、将来の紛争を扱う仲裁条項を対象としつつ、他方で、仲裁による既存の紛争の解決について規定する仲裁付託合意も対象とすることを示している。

2 条 1 項の適用上、仲裁合意は、特定の法律関係に関係していなければならない。この要件は、契約における仲裁条項で、正に当該契約から生じる紛争に関するものであれば、確実に満たされる。対照的に、この要件は、当事者が、生じる可能性があるあらゆる問題に関し、あらゆるすべての既存の及び将来の紛争について仲裁に付託する場合には、満たされないであろう。

仲裁合意の対象とされる紛争は、契約に関するものであることもあれば、不法行為請求や他の法定の請求といったその他の請求に関するものであることもあり得る。

最後に、本条約は、仲裁合意が「書面による」ことを要件としている。これは、2 条 2 項で定義された要件であり、2 章で議論される要件である。

C. 地域的適用範囲

1 条 1 項は、以下の文言で、仲裁判断に対する本条約の地域的な適用範囲を定義している。

「この条約は、仲裁判断の承認及び執行が求められる国以外の国の領域内においてされ、かつ、自然人であると法人であるとを問わず、当事者の間の紛争から生じた判断の承認及び執行について適用する。この条約は、また、仲裁判断の承認及び執行が求められる国において内国判断と認められない判断についても適用する。」

したがって、本条約は外国仲裁判断及び非国内的な仲裁判断の承認及び執行についてのみ扱う（本章C.1.参照）。これは、仲裁判断がなされた国における国内の仲裁判断の承認及び執行には適用されない。本条約の中に、仲裁合意に関する類似の条文はない。しかし、本条約は、「外国」又は国際的な仲裁合意に対してのみ適用されるとの理解が確立している（本章C.2参照）。

1. 仲裁判断

a. 承認及び執行が求められた国以外の国の領域の中で出された仲裁判断

承認又は執行が求められた国以外の国で出されたすべての仲裁判断は、外国仲裁判断であり、本条約の射程に含まれる。したがって、当事者の国籍、住所又は居所は、仲裁判断が外国のものか否かの決定に対して関係しない。しかし、これらの要素は、仲裁合意が本条約の射程に含まれるかを決定する際には重要となることもある（2 章及び 3 章参照）。その上、仲裁判断がされた国が本条約の締約国であることは要求されていない（ただし、当然ではあるが、承認又は執行が求められた国が相互性の留保をしている場合は除く。本章 D.1.参照）。

仲裁判断が出されたのはどこか？この問題に本条約は答えていない。大多数の締約国は、仲裁地において仲裁判断は出されると考えている。例えば、多くの法域では、仲裁判断は仲裁地でなされたものとみなすと定める UNCITRAL モデル法 31 条 3 項を、自国の仲裁法に取り入れている。仲裁地は法的概念であり、物理的・地理的な概念ではない。当事者が選択する場合もあれば、当事者に代わって仲裁機関または仲裁廷が選択する場合もあるが、仲裁地は、通常、仲裁に適用される法体系（*lex arbitri*）を決定する。審問、仲裁判断の審議及び署名並びに仲裁手続のその他の部分が別の場所で行われることもあり得るが、

そのことは、仲裁判断がどこでなされたものとみなされるかには影響しない。

b. 非国内的仲裁判断

本条約の対象となる第二の種類 of 仲裁判断は、承認又は執行を求められた国において非国内的と考えられるものである。この類型は、本条約の適用範囲を広げている。

本条約は、非国内的仲裁判断を定義していない。かなりまれではあるが、当事者が彼らに対して出された仲裁判断が非国内判断かどうかについて示すことがある。それゆえ、各締約国は、どの仲裁判断が国内的でないあるとなすかを決定する裁量を有するし、本条約の実施法においてそうした決定をすることもあり得る⁷。

-
7. 例えば、米国連邦仲裁法（9 編 2 章）は、「非国内的仲裁判断」に関して以下の条文を有している。

「202 条 条約の対象となる仲裁合意又は仲裁判断
契約にもとづくものであるかどうかを問わず、商事に関すると考えられる法律関係（取引、契約又は本編の2条で示される合意を含む。）から生じた仲裁合意又は仲裁判断は、条約の対象となる。専ら米国市民の間でのそのような関係から生じる仲裁合意又は仲裁判断は、関係が外国に所在する財産と関連する場合、外国における履行や執行が想定される場合、又は 1 つ若しくは複数の外国とその他の合理的な関係を有する場合を除き、条約の対象とはならないと見なされる。本条において、会社は、米国において設立されたか、米国に業務の中心地がある場合に、米国市民である。」

この裁量の行使において、各国は一般的に以下の仲裁判断の全部又は一部を非国内的と考えている。

- 他国の仲裁法の下で出された仲裁判断
- 外国に関する要素を含む仲裁判断
- 非国家的（a-national）な仲裁判断
- 当事者が取消しを求める権利を放棄した仲裁判断

第一の種類の仲裁判断は、承認又は執行の受訴裁判所がある国の中に仲裁地があるが、外国仲裁法によって規律される仲裁との関係においてのみ登場する。このことは、めったに同時に満たされることはないであろう。なぜなら、当事者が仲裁地法以外の仲裁法に仲裁を服させることを、承認又は執行の裁判所の国内法が認めていることを含意するからである。

第二の種類は、当事者の国籍若しくは住所又は紛争に至った契約の履行地等について外国的な側面がある係争において、承認又は執行の裁判所がある国の中で出された仲裁判断を指している。仲裁判断がこの種類のものとして非国内的と考えられる基準は、通常、国家が自らの実施法の中で設定している（脚注7の米国の例を参照）。かなりまれにはあるが、当事者によって彼らの仲裁判断は非国内的であると示される場合がある。

第三の種類は、例えば、当事者が明示的にいかなる国の仲裁法の適用も排除するとしたり、国家を越える規則の適用を規定したりすることを理由として、いかなる国の仲裁法からも切

り離された仲裁においてされた仲裁判断を指している。非国家的仲裁判断がニューヨーク条約の射程に含まれるかについて若干の議論はあるものの、支配的な見解は、本条約はこのような仲裁判断に適用されるとするものである。このような事案は極めてまれである。

最後の種類は、当事者が仲裁判断の取消しを求める権利を放棄した仲裁判断に関するものである。一部の法域では、関係当事者が問題となる法域と一定の関係を有していない場合（例えば、その国に居住地や住所を有しない場合）には、当該当事者が仲裁判断の取消権を放棄することに合意することを認めている。このような放棄合意が存在する場合、一部の国内仲裁法は、その仲裁判断は、本条約下において非国内的とみなされる旨を規定している。⁸

2. 仲裁合意

本条約は、仲裁合意に関してその適用範囲を定義していない。しかし、ニューヨーク条約は国内的仲裁合意の承認を規律しないということが、ゆるぎなく確立している。将来の仲裁判断が1条1項に従って外国的又は非国内的であるとみなされる場合

8. 例えば、以下の法令を参照。Chapter 12 of Switzerland's Federal Act on Private International Law of 18 December 1987, as in force from 1 January 2021, Article 192; Peru's Legislative Decree No. 1071 Regulating Arbitration, in effect 1 September 2008, Articles 63(8) and 74.

に本条約が適用されることも、同様に受け入れられている。一部の裁判所においては、仲裁合意がその性質において国際的であれば本条約は適用されると論じている。当事者の国籍又は住所からも、背後にある取引からも、仲裁合意の国際性は生じる。

仲裁合意が本条約の射程に含まれるかを決定する際に、裁判所は 3 つの状況を区別すべきである。

- 仲裁合意が外国における仲裁地を規定しているならば、裁判所はニューヨーク条約を適用しなければならない。
- 仲裁合意が法廷地国における仲裁地を規定しているならば、裁判所は、
 - 将来の仲裁判断が 1 条 1 項 2 文によって非国内的と性質付けられるであろう場合には、本条約を適用しなければならない。
 - 当事者の国籍若しくは住所又は取引の中に存在する外国的要素のために仲裁合意が国際的である場合には、本条約を適用することができる。
- 仲裁合意が仲裁地について規定していないならば、裁判所は、将来の仲裁判断が 1 条 1 項に従って外国的又は非国内的なものとして言い渡される可能性が高い場合には、本条約を適用しなければならない。加えて、裁判所が仲裁合意を国際的なものと見なす場合には、本条約を適用することができる。

D. 留保

本条約は、原則として、すべての外国的又は国際的仲裁合意に対して、また、すべての外国的又は非国内的仲裁判断に対して、適用される。しかし、締約国は、本条約の適用について 2 つの留保を行うことができる。

1. 相互性（1 条 3 項 1 文）

締約国は、他の締約国の領域においてされた仲裁判断の承認及び執行についてのみ本条約を適用することを宣言することができる。およそ 3 分の 2 の締約国は、この留保を行っている。⁹相互性の留保を行った国の裁判所は、他の締約国の領域において仲裁判断がされた場合、又は仲裁判断が非国内的であり、かつ他の締約国との関係を示している場合にのみ、本条約を適用する。数多くの国が本条約を採択していることを考慮すると、実務上、この留保の影響は限定的である（本書（英語版）刊行時点で、本条約は 172 か国の締約国を擁する。）。

9. 締約国及びそれぞれの留保の全一覧は、Schill 編 *ICCA Yearbook XLVII* (2022)所収の「ニューヨーク条約 締約国一覧 (2022 年 11 月 1 日現在)」に掲載されている。

仲裁判断がなされた国が本条約の締約国であることがいう必要となるかについては見解が分かれている。¹⁰ 支配的見解は、基準時は承認及び執行が求められた時点であるというものである。しかしながら、基準時は仲裁判断が下された日であると判断した裁判所も存在する。¹¹

2. 商事性（1条3項2文）

締約国は、契約に基づくものであるかどうかを問わず、宣言を行った国の国内法により商事と認められる法律関係から生ずる紛争についてのみこの条約を適用する旨を宣言することができる。およそ3分の1の締約国が、この留保を行っている。¹²

本条約の文言は、（独自の解釈の原則の例外として）法廷地国の国内法によって定めることを規定しているが、実務においては、裁判所は事案の特別の事情及び国際的慣行にも配慮して

10. 英国：High Court, Queen's Bench Division (Commercial Court), 19 February 1981 (*The Government of Kuwait v. Sir Frederick S. Snow and partners, et al.*), *Yearbook* VII (1982) pp. 367-372 (UK no. 9);

オーストリア：Oberster Gerichtshof, 17 November 1965 (*Party from F.R. Germany v. Party from Austria*), *Yearbook* I (1976) p. 182 (Austria no. 1).

11. ベルギー：Tribunal de Première Instance, Brussels, 6 December 1988 (*Société Nationale pour la Recherche, le Transport et la Commercialisation des Hydrocarbures (SONATRACH) v. Ford, Bacon and Davis Incorporated*), *Yearbook* XV (1990) pp. 370-377 (Belgium no. 7).

12. 脚注9を参照。

いる。いずれにしても、本条約の目的を考慮すれば、裁判所は商事性の概念を広く解釈すべきである。

UNCITRAL モデル法第 1 条 1 項を国内法に取り入れている法域においては、以下の要素が「商事」という用語を解釈する際の指針となる。

「「商事」という語は、商事的性格のすべての関係から生じる事項を含むように広く解釈しなければならない。契約から生じるか否かを問わない。商事的性格の関係は次の諸取引を含むが、これに限られない。物品又は役務の供給又は交換のための商取引、販売契約、商事代理、ファクタリング、リース、工場建設、コンサルティング、エンジニアリング、ライセンス、投資、金融、銀行業務、保険、開発契約又はコンセッション、合併事業その他の形態の産業協力又は業務協力、航空機、船舶、鉄道又は道路による物品又は旅客の運送。」¹³

本条約は、仲裁判断の承認及び執行の文脈においてしか留保について言及していないが、留保は仲裁合意の承認に対しても適用されると一般的に理解されている。

13. UNCITRAL モデル法 1 条 1 項の脚注 2。本ガイド資料 II 参照。

E. 国内法及び他の条約との関係（7 条）

本条約 7 条 1 項は、以下の文言で、本条約と法廷地法及び執行が求められた国を拘束する他の国際条約との関係について、扱っている。

「この条約の規定は、締約国が締結する仲裁判断の承認及び執行に関する多数国間又は二国間の合意の効力に影響を及ぼすものではなく、また、仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が仲裁判断を利用するいかなる権利をも奪うものではない。」

1. より有利な法

7 条 1 項は、承認及び執行を求める当事者が本条約の規則よりもより有利な規則に依拠することを認めることから、より有利な権利の条項と呼ばれる。より有利な規則は、(i)法廷地の国内法又は(ii)承認及び執行が求められる領域において適用される条約の中に、見出すことができる。

実際には、条約又は国内法は、手続に関してであれ、不執行を基礎付ける事由に関してであれ、それがより緩やかな基準によって承認及び執行を認めている場合に、ニューヨーク条約よりもより有利となる。

今日では、2 条で扱われている仲裁合意の承認及び執行に対しても 7 条 1 項は適用されるという理解が、普遍的にはない

が幅広く受け入れられている。7条1項は、多くの場合、2条2項によって仲裁合意に適用される方式要件（書面性の要件、2章D.2.a.参照）を乗り越えるために発動される。

国連商取引法委員会（UNCITRAL）で2006年7月7日に採択された勧告（資料Ⅲを参照）は、以下のように述べている。

「また、1958年6月10日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約7条1項は、関係当事者が、仲裁合意の有効性の承認を求めるために、仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる権利を行使することを許すように適用されるべき」[ことを勧告する。]

本条約の起草過程も、この考え方を支持している。仲裁合意の執行についての条項は、交渉の最終日に挿入された。この最後の瞬間の追加を考慮して他の条項が修正されるといったことはなかった。したがって、7条は、仲裁合意をその射程から除外しているものと理解すべきではない。

2. ニューヨーク条約と他の国際条約

7条の最初の部分は、本条約が、執行国において効力を有する仲裁判断の承認及び執行に関する他の国際条約に影響を及ぼさないことを規定している。同じ条文の次の部分は、ニューヨーク条約又は他の条約若しくは国内法のいずれかが有利であると

しても、当事者はいずれによっても仲裁判断の承認及び執行を求める権利を有することを、明示している。

より有利な権利の原則は、条約の抵触についての国際法の古典的な規則（後法・特別法の優先）から逸脱するものである。より有利な権利の原則によれば、優先するのはより有利なものである（上記 A.2 を参照）。

3. ニューヨーク条約と国内法

ニューヨーク条約と執行が求められた国の国内法との関係については、3つの状況が区別されなければならない。

ケース(i) 本条約が国内法に優先する場合

本条約と国内法の双方が同じ問題について規則を有している場合、国内法がより有利な場合を除き、本条約が国内法に優先する。一部の場合には、裁判所は本条約を実施する法令によらなければならないであろう。

ケース(ii) 国内法が本条約を補う場合

本条約が、一定の問題について規則を有していない場合、裁判所は本条約を補うためにその国内法を適用するであろう。

ケース(iii) 本条約が明示的に国内法によることを定めている場合

本条約が明示的に国内法によることを定めている場合、裁判所は本条約によって認められている限りで国内法を適用しなければならない。例えば、1 条（商事性の留保との関係）及び 5 条（一定の執行拒否事由は国内法によることを定めている）が、この場合にあたる。必ずしも法廷地法とは限らず、仲裁判断の基礎となった法の場合もあり得る。

他の例として、3 条は、締約国は、仲裁判断が援用される国の手続規則に従って仲裁判断を承認及び執行しなければならないと規定している。したがって、外国仲裁判断の承認及び執行についての手続は、証明責任及び提出されるべき文書の問題（3 章参照）を除いて、国内法によって規律される。締約国は、外国仲裁判断に対して、国内の仲裁判断について課せられるよりも実質的に嚴重な手続的条件を課してはならない。

網羅的なものではないが、以下の手続問題については、国内法によって規律される。

- 承認又は執行についての申立てを行う期限
- 仲裁判断の承認又は執行について権限を有する当局
- 申立ての形式
- 承認執行手続が行われる方法
- 承認執行の申立てに対する認容又は拒否の決定に対する救済
- 仲裁判断に対する相殺の抗弁の主張又は反訴の提起の可能性

裁判所が執行の申立てについて判断することを受理するために国家が厳格な管轄要件を設定している場合、問題が発生する。本条約の目的及びその執行促進志向に従うならば、執行のための管轄を発生させるためには、執行国の領域内における財産の存在で十分であるとするべきである。それにもかかわらず、米国の裁判所は、相手方又は仲裁判断債務者に対する対人管轄を有することを求めてきた。

4. より有利な国際文書の全部又は一部の適用

前述のとおり、7 条は、利害関係人が他の国内法又は国際条約の下で有するより有利な権利を援用することを認めている。本条約は、より有利な法制が、より有利であると考えられる特定の規定のみに限って適用されるのか、あるいは法体系全体として適用されるべきかについては特定していない。この論点に関しては、裁判所の判断も分かれている。一部の裁判所は、より有利な法又は条約は、本条約を排除して全体として適用されなければならないと判断している。¹⁴言い換えれば、当事者は、本条約の規定と国内法や他の条約の規定を「組み合わせる」はならないとする。他の裁判所は、7 条は、裁判所に対し、他の条約や国内法の下で利害関係人が有するより有利な権利を保護

14. ドイツ：Bundesgerichtshof, 21 September 2005, paras. 8-10; *Yearbook XXXI* (2006) pp. 640-728 (Germany no. 89).

することのみを要求しているにすぎないと解釈している。すなわち、その解釈からは、裁判所に求められる役割は、本条約の規定と国内法又は他の条約の規定を併せて適用することを許容するものである¹⁵（2 章 C.4.a 参照）。

F. ニューヨーク条約の不適用の帰結

ニューヨーク条約の不適用又は誤った適用は、原則として、国家の国際的な責任に関係する。本条約の下での国家の義務の違反（本章 F.1.を参照）は、一定の場合には、二国間又は多国間の投資協定の違反（本章 F.2.を参照）となることもあり得る。いずれの場合にも、仲裁判断は、違反によって影響を受けることはない（本章 F.3.を参照）。

1. ニューヨーク条約違反

本条約は紛争解決条項を有しないが、本条約は国際法の下で締約国に義務を課す国際条約である。

前述のとおり、締約国は、外国仲裁判断及び仲裁合意の承認及び執行をすること受け入れたのである。当事者が本条約の

15. 米国：United States District Court, District of Columbia, 31 July 1996 (*Chromalloy Aeroservices Inc. v. The Arab Republic of Egypt*), Civil No. 94-2339 (JLG); *Yearbook XXII* (1997) pp. 881-1059 (United States no. 230).

射程に含まれる仲裁判断又は仲裁合意の執行及び／又は承認を申し立てる場合、締約国は本条約を適用しなければならない。締約国は、承認及び執行についてより厳格な手続的規則及び実体的条件を課すことはできないし、本条約が手続的事項について規定していない場合に、国内仲裁判断を規律する規則よりも実質的により煩瑣な手続的条件を課すこともできない。

締約国内において、ニューヨーク条約の適用に従事する主たる組織は裁判所である。国際法上、裁判所の行為は国家自身の行為と見なされる。したがって、裁判所が本条約を適用しない場合、誤って適用した場合、又は本条約によって規定されていない、疑義のある理由で承認又は執行の拒否をした場合、法廷地国はその国際的な責任を負うこととなる。ある特定の締約国について本条約の加入通知が有効となれば直ちに、本条約の国内実施法が適切に制定されているか、国内の規則によってそれが公告又は他の方法での公布がされたかといったことは関係なく、その国は国際的なレベルで責任を負うこととなる。したがって、例えば、本条約の規定が適切な官公報において公告されていないという事実は、国際法の下で本条約を遵守しなければならない国家の義務を変更することはない。

2. 投資協定違反

状況によっては、仲裁合意及び仲裁判断の承認及び執行の義務の違反は、別の条約の違反を生じさせ得る。このことは、欧州

人権条約、特にその第一議定書について当てはまるし、投資協定についても当てはまる。後者を通じて、国家は外国投資家に対して、様々な保護の中でも特に、彼らが公正かつ平等な待遇を受け、（特定の条件が満たされない限り）収用に服さないことを保証する。投資協定仲裁判断においては、裁判所が有効な仲裁合意を承認しなかったことによって国家が二国間投資協定上の義務に違反すると判断したものがある¹⁶。

3. 仲裁判断は影響を受けないということ

ある国が仲裁判断の承認又は執行を拒否したことは、当該国の領域内においてのみ効力を有するに過ぎない。したがって、勝訴当事者は、他の国においては、依然として仲裁判断に依拠する権利や執行を求める権利を有する。

16. *Saipem SpA v. Bangladesh*, International Centre for Settlement of Investment Disputes (ICSID) case no. ARB/05/07 and *Salini Costruttori SpA v. Jordan*, ICSID case no. ARB/02/13, オンラインで見られる <www.icsid.worldbank.org>。

2 章

仲裁合意の執行請求

目次

A. はじめに

B. 一般的事項

1. 仲裁廷の仲裁権限への異議申立てにかかる司法審査の範囲
2. 裁判手続における〔仲裁への〕付託要求のタイミング
3. 同時並行で進行する仲裁手続は仲裁付託に当たり不要であること（仲裁付託は義務的である）

C. 仲裁合意の執行要件

1. 仲裁合意は本条約の範囲に含まれていなければならない
2. 紛争が存在し、その紛争は、契約に基づくものであるかどうかにかかわらず、一定の法律関係から生じたものでなければならず、当事者が、当該特定の紛争を仲裁により解決することを意図したのでなければならない

3. 紛争の対象は仲裁適格を有しなければならない（仲裁による解決可能性）
 - a. 仲裁適格の確定のために適用される法令
 - b. 国際的な仲裁合意は一貫した仲裁適格性の判断基準に服すべきである
4. 仲裁合意は形式的及び実体的に有効でなければならない
 - a. 形式的有効性：仲裁合意は書面によらなければならない
 1. 主たる契約書類が参照する書面に含まれた仲裁条項（参照による取り込み）
 2. 署名はないものの事後的に承認された契約書類の仲裁条項
 3. 黙示の承諾
 4. 電子的コミュニケーションのやりとりに含まれる仲裁合意
 - b. 実体的有効性：仲裁合意が「無効であるか、失効しているか、又は履行不能である」に当たらないこと
 1. 仲裁合意の実体的有効性について適用される法
 2. 「無効」
 3. 「失効」
 4. 「履行不能」
 - (i) 仲裁への付託が任意とされている場合

- (ii) 仲裁が裁判所の裁判管轄権と並んで定められている場合
 - (iii) 紛争解決条項が仲裁に前置する手続を定めている場合
 - (iv) 仲裁規則ないし仲裁機関の指定が不正確である場合
 - (v) 仲裁人の選任方法について何らの定めも置かれていない場合（「簡易条項」）
5. 仲裁合意は裁判所に係属している紛争の当事者を拘束するものでなければならない（非署名者）
- a. 形式的有効性：非署名者に関する再審査は不要
 - b. 実体的有効性：非署名者は仲裁合意の主観的範囲に含まれなければならない
 - 1. 仲裁合意の主観的範囲の確定のために適用される法令
 - 2. 非署名者が仲裁に付託されうる場合

D. 仲裁合意の執行要件を満たす場合、裁判所は一方当事者の申立てにより当事者を仲裁に付託しなければならない

- 1. 当事者に対し如何に仲裁に「付託」させるか
- 2. 職権による付託の否定
- 3. 裁判所が相手方は仲裁に付託されるべきでないと判断した場合に取り得る選択肢

E. 小括

A. はじめに

一方当事者が紛争を裁判所に持ち込むことで、紛争を仲裁で解決するという当初の当事者双方の意思を阻害することがないように、本条約 2 条は、裁判所が当事者に対し仲裁に付託することを命じなければならない条件及び仲裁合意の当事者が仲裁合意の有効性に異議を申し立てることのできる条件を定めている。

- (1) 各締約国は、契約に基づくものであるかどうかを問わず、仲裁による解決が可能である事項に関する一定の法律関係につき、当事者の間に既に生じているか、又は生ずることのある紛争の全部又は一部を仲裁に付託することを当事者が約した書面による合意を承認するものとする。
- (2) 「書面による合意」とは、契約中の仲裁条項又は仲裁の合意であって、当事者が署名したもの又は交換された書簡若しくは電報に載っているものを含むものとする。
- (3) 当事者がこの条にいう合意をした事項について訴えが提起されたときは、締約国の裁判所は、その合意が無効であるか、失効しているか、又は履行不能であると認める場合を除き、当事者の一方の請求により、仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない。

仲裁判断に先立ち、仲裁合意の有効性につき裁判所に異議が申し立てられることがある。最も頻繁に起こる事態は、2条3項に

定めるとおり、当事者間で仲裁合意を締結した事項が裁判所に持ち込まれ、被告が裁判所に対し仲裁への付託命令を求める場合である。同様に、裁判所は、仲裁禁止の仮処分の申立てを受けたり、仲裁手続を支援する措置の申立て - 例えば当事者が仲裁人を合意できない場合の仲裁人の選任 - を受け、相手方から仲裁合意の無効を理由に異議を申し立てられることがある。

そのような事態に直面した場合、裁判所は、本条約の目的や65年以上にわたって発展してきた締結国におけるベスト・プラクティスを堅持すべきである。

本条約2条に定める原則は、5条1項(a)の運用を通じて、仲裁判断の承認及び執行にも及ぶ。具体的には、5条1項(a)は、仲裁合意に適用される法の下において当該仲裁合意が無効である場合又は当事者が仲裁に合意する能力を欠いていた場合には、裁判所は、仲裁判断の承認及び執行を拒否することができる旨を規定している。

B. 一般的事項

仲裁合意の執行申立てを受理する際、裁判所は、本条約に規定されていないいくつかの一般的事項をまず検討しなければならない。特に、裁判所は、適用される審査基準、仲裁合意の執行申立てが可能な最終期限及び仲裁申立てがなされる前に裁判所の判断に進むことの可否を検討する必要がある。

1. 仲裁廷の仲裁権限への異議申立てにかかる司法審査の範囲

仲裁判断前の手続段階における裁判所の審査基準を決定する際には、仲裁において一般に認められている 2 つの原則を考慮する必要がある。

第一に、“competence-competence”の原則（Kompetenz-Kompetenz とも言われる）により、仲裁人は、自らの仲裁権限への異議について審理し、さらには自ら仲裁権限がないと結論づけることもできる。

この権限は、仲裁人が自らの職責を適切に遂行するために不可欠なものである。仲裁合意の存在や有効性に疑問を呈しただけで、紛争を裁判所に送り返すことができることになると、仲裁手続は大いに阻害されることになる。仮に仲裁人がこの権限を有しないとすると、「当事者は、仲裁権限への異議を申し立てるだけで、仲裁をいつでも停滞させることができ、しかもその異議は、長期化する可能性のある裁判手続でしか解決できない」結果を招く。¹⁷

本条約は、“competence-competence”の原則の適用を明示的に求めていない。しかしながら、いくつかの規定はこの原則の適用を支持する方向にはたらく。例えば、本条約 2 条 3 項及び

17. Howard M. Holtzmann and Joseph E. Neuhaus, *A Guide to the UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration*, at 479 (Kluwer 1989).

5 条 1 項は、仲裁人に特定の紛争を扱う仲裁権限があるかにつき、仲裁廷と裁判所の双方が判断できるものとすることを禁止していない。さらに、仲裁判断の承認執行に関する 5 条 1 項(a) 及び 5 条 1 項(c)は、仲裁権限に異議が申し立てられたにもかかわらず、仲裁廷が仲裁判断を下す事態を暗に前提としている。

第二に、“competence-competence”の原則と密接に結びついているのが、仲裁条項の主たる契約からの分離原則 (severability) である (separability 又は仲裁条項の自立性 (autonomy of the arbitration clause) とも言われる)。この原則から、第一に、主たる契約の有効性は、主たる契約に含まれる仲裁合意の有効性に原則として影響を及ぼさない点、第二に、主たる契約と仲裁合意は異なる法律に準拠することができる点が示唆される。

これらの原則は、両者相まって、複数の法域における裁判所によって、仲裁廷自身による仲裁権限の判断を優先させるものと解釈されてきた。その結果、無効であるか、失効しているか又は履行不能であるとの主張がなされている仲裁合意に関する裁判所の審査は、紛争の初期段階における明らかな瑕疵の有無 (*prima facie review*) に限定される。これらの裁判所は、それが明白な場合にのみ仲裁合意は無効であって、裁判所が仲裁権限に関する仲裁廷の判断を全面的に審査できるのは、仲裁判断の執行申立てを受理した場合、又は仲裁判断の取消段階に限られるとしてきた (後者については本条約で規律されていない)。

このような取扱い、本条約の目的及び趣旨から見て望ましいものといえるが、本条約は、この点について特定の立場をとっていないことには改めて留意すべきである。

2. 裁判手続における〔仲裁への〕付託要求のタイミング

本条約は、仲裁への付託要求に関する期限を定めていない。仲裁への付託要求をいつまでに行わなければならないのかという問題に対する答えは、国内仲裁法又は手続法によって定まる。当事者がタイムリーに〔仲裁への〕付託を要求しない場合、当該当事者は仲裁を行う権利を放棄し、したがって仲裁合意が失効したものと考えることができる。

多くの国内法では、仲裁への付託は、本案に関する防御の前 (in limine litis) に求める必要があると規定している¹⁸。

3. 同時並行で進行する仲裁手続は仲裁付託に当たり不要であること（仲裁付託は義務的である）

国内法に異なる規定がない限り、仲裁付託要求が認められるか及びその点に関する裁判所の管轄権は、仲裁手続が既に開始しているか否かにかかわらず、判断されなければならない。

18. 例えば、UNCITRAL モデル法 8 条 1 項参照。

本条約には規定はないものの、多くの裁判所は、[当事者が]紛争の仲裁への付託を要求するにあたって、仲裁手続が現に開始していることを要件としていない。

C. 仲裁合意の執行要件

本条約 2 条の下で仲裁合意を執行するためには、申立てを受けた裁判所は、以下の点を確認しなければならない。

1. 仲裁合意は、本条約の範囲に含まれること
2. 紛争が存在し、契約に基づくものかどうかを問わず、一定の法律関係から生じたものであること及び当事者が当該特定の紛争を仲裁により解決することを意図していたこと
3. 紛争が仲裁適格を有すること（すなわち、仲裁による解決が可能であること）
4. 仲裁合意が形式的に有効であること（書面の証拠があること）及び実体的に有効であること（無効、失効又は履行不能のいずれにも当たらないこと）
5. 仲裁合意が、裁判所に係属している紛争の当事者を拘束するものであること

上記の点がいずれも肯定されるのであれば、当事者に仲裁への付託を命じなければならない。

1. 仲裁合意は本条約の範囲に含まれていなければならない

仲裁合意が本条約の保護を享受するためには、本条約の範囲に含まれなければならない（1 章 B.2.参照）。

2. 紛争が存在し、その紛争は、契約に基づくものであるかどうかにかかわらず、一定の法律関係から生じたものでなければならず、当事者が、当該特定の紛争を仲裁により解決することを意図したのでなければならない

仲裁が行われるためには、当事者間に紛争（2 条 1 項の用語では「differences」）が存在する必要がある。極めてまれにしか生じないことではあるが、当事者間に紛争が存在しない場合には、裁判所は仲裁への付託を命ずる必要がない。

2 条 1 項は、これらの紛争が「契約に基づくものであるかどうかを問わず一定の法律関係」から生じたものであることを要求している。投資条約に基づく事案は、この規定の適用範囲に含まれるとの理解が広く受け入れられている（商事留保については 1 章 D.2 参照）。不法行為に基づく請求が対象となるかどうかは、仲裁条項の文言、すなわち、条項が広い文言を用いているか、また、当該不法行為に基づく請求が契約に基づく請求と十分な関連性を有するかによって定まる。

もっとも、仲裁合意の当事者であっても、仲裁合意を援用する当事者に対して、自己に対して主張されている請求が当該仲

裁合意の範囲に含まれない旨を主張することは可能である。当該紛争が仲裁への付託を命じられる当事者にとって仲裁合意の範囲に含まれることが必要であることは、訴えが「当事者がこの条にいう合意をした事項について」のものであることを仲裁付託を命ずる要件として定める 2 条 3 項が、黙示的に示している。

時として、一定の法律関係「の下で生ずる (arising under)」との文言は、厳格な解釈に基づけば、一定の法律関係「から生ずる (arising out of)」よりも狭い意味に解され得るのか、という問題が生ずる。類似の問題は、「関わる (relating to)」、「関する (concerning)」といった文言の範囲に関しても生ずる。

とはいえ、英国控訴院が *Fiona Trust v. Privalov* 事件¹⁹で示したように、注目されるべきはむしろ、当事者が当該紛争を仲裁廷の権限から排除することを意図していたということが合理的に推論し得るかどうかである。同控訴院が上記事件で述べたように、

「通常のビジネスマンであれば、事件と事件の間のいかにも微妙な区別や、特定の事件がある文言や他のよく似た文言

19. 英国 : England and Wales Court of Appeal, 24 January 2007 (*Fiona Trust & Holding Corporation & Ors v. Yuri Privalov & Ors*) [2007] EWCA Civ 20, para. 17; *Yearbook XXXII* (2007) pp. 654-682 at [6] (UK no. 77).

に含まれるかどうかを争う議論のために費やされる時間に驚かざるを得ないだろう。」

この判断は、控訴院の意見に「喝采を送った」貴族院によって是認された²⁰。

仲裁合意の適用範囲を検討する際、裁判所は、特定の種類の請求のみを対象とし、又は特定の目的に限定されているように見える仲裁合意の文言と直面せざるを得ない場合もある。その一方で、同一の契約の下で生じた紛争が異なる判断権者に付されることによる不利益は、大きなものがある。したがって、仲裁条項が広範なものである場合、とりわけそこからの排除が明瞭でない場合には、当該請求を仲裁の対象から排除することが認められるのは、その意図を示す極めて強力な証拠がある場合に限られる²¹。

20. 英国：House of Lords, 17 October 2007 (*Fili Shipping Company Limited (14th Claimant) and others v. Premium Nafta Products Limited (20th Defendant) and others*) [2007] UKHL 40, para. 12; *Yearbook* XXXII (2007) pp. 654-682 at [45] (UK no. 77).

21. 米国：United States District Court, Eastern District of Pennsylvania, Civil Action no. 17-5399, 22 August 2018 (*PDC Machines Inc. v. NEL Hydrogen A/S (formerly known as H2 Logic A/S et al.)*), *Yearbook* XLIV (2019) (US no. 979)は、次のとおり判断した。すなわち、協力契約の条項が協力契約に先立つ秘密保持合意を明示的に参照していなかった一方で、当該秘密保持合意には完全合意条項が含まれていたことを理由に、協力契約における

本条約は、仲裁条項の適用範囲に関する問題を規律するものの、仲裁合意の内容の問題については規律していない。時に、当事者は、特に特定の取引分野において、選択した紛争解決手続に関する最低限の要素しか示さない「簡易型」の仲裁条項を契約に用いることがある。裁判所は、たとえ最低限の要素しか示されていないなくても、当事者が紛争を仲裁で解決する意思を明確に有しているか、当事者が仲裁に関して合意した内容（例えば、指定がある場合、どの仲裁機関か、指定する意図がある場合、どの仲裁地か）を特定するための十分な情報が存在するかを分析する必要がある。

3. 紛争の対象は仲裁適格を有しなければならない（仲裁による解決可能性）

当事者間に、当事者が仲裁への付託を意図した法的関係から生じた紛争が存在することを確認した場合であっても、裁判所は、その仲裁合意の対象が仲裁適格を有しない事項、すなわち 2 条 1 項の目的に照らして「仲裁による解決が可能」でない事項に関するものであるときは、その仲裁合意を承認又は執行することができない。

広範な文言の仲裁条項は、当該秘密保持合意の下で生じる紛争にまでは及ばないとした。

本条約の文言は、一般に、裁判所の領域に専属的に属するとの理由から「仲裁適格」を欠くものとされる事項を指すものとして理解されている。各国は、自国固有の政治的、社会的及び経済的な政策に応じて、いずれの事項が仲裁による解決が可能なのか、あるいは可能でないのかを決定する。古典的な例としては、親族関係（離婚、親子関係紛争など）、刑事上の犯罪、労働ないし雇用関係の請求、破産、租税紛争などが挙げられる。もっとも、仲裁がより広く受け入れられるようになってきた結果として、仲裁適格を欠く事項の範囲は時を追うごとに大きく縮小してきている。今日では、雇用に関する請求や破産手続に関する請求に仲裁適格が認められることも少なくない。

加えて、多くの国において、純然たる国内仲裁と涉外性のある仲裁との区別が承認され、後者においてはより広い範囲で仲裁適格が認められている。

米国裁判所は、「arbitrability（仲裁可能性）」という語をまったく異なる意味で用いている。多くの国の法体系が「仲裁不適格（non-arbitrability）」を紛争の一般的な対象事項の性質に関連する基準として理解しているのに対し、米国裁判所は、当事者間の個別紛争における具体的な争点（例えば、仲裁合意の存在、有効性、適用範囲など）に基づいて紛争を「arbitrable（仲裁適格）」又は「non-arbitrable（仲裁不適格）」と分類して

いる²²。法律家及び裁判官は、米国の裁判例を分析する際には、混乱を避けるため、この用語上の相違を注意深く念頭に置くべきである。

a. 仲裁適格の確定のために適用される法令

2 条 1 項は、仲裁適格を判断するために適用される法令の問題については沈黙しており、この問題を裁判所の判断に委ねている。

紛争の早い段階においては、裁判所は、法廷地法（その裁判所の国における仲裁適格の判断基準）、仲裁地法、仲裁合意の準拠法、仲裁合意が国家や国営企業とのものである場合には当該当事者に適用される法令、あるいは仲裁判断が執行されるべき地の法令といった選択肢を有する。

実務上は、最も適切で問題の少ない解決は、法廷地法を適用することである。この方法は、仲裁判断の執行に関し、法廷地法上の仲裁適格の基準の適用を定める 5 条 2 項(a)とも整合する点で、（仲裁合意が認められない場合にはその裁判所が管轄権を有することになるものである限りにおいて）本条約の下では最も適切と言える。また、他の選択肢を適用することは比較的困難であることから、この方法が最も問題が少ないといえる。

22. 例えば、*First Options of Chicago, Inc. v. Kaplan*, 514 U.S. 938, 944-947 (1995).

というのも、内国裁判所による仲裁適格の判断基準は常に制定法で定められているわけではなく、むしろ判例法によって示されており、外国法秩序の立ち入った調査を必要とするからである。

国家が当事者となっている事件では、当該国家が自国法を仲裁適格否定の理由として援用することは許されないとする考え方が、一般に受け入れられつつある²³。

b. 国際的な仲裁合意は一貫した仲裁適格性の判断基準に服すべきである

いずれにしても、仲裁適格性の判断基準は、本条約が前提とする国際的な仲裁合意の有効性の推定に留意して解釈されるべきである（有効性の推定は本章 C.4 で論じる。）。したがって、純然たる国内仲裁との関係では認められる仲裁適格欠缺の抗弁が、すべて国際的な仲裁合意に対しても有効に援用され得るとは限らない。

国内仲裁合意と国際仲裁合意を区別する普遍的な基準が存在するわけではない。形式的な基準（国籍の相違など）を有す

23. スイス国際私法 177 条 2 項は、以下のように定める。

「仲裁合意の当事者の一方が国家又は国家が支配し若しくは管理する企業であるときは、当該国家等は、紛争の仲裁適格性又は仲裁手続に必要な自己の能力を争うために、自国法を援用することができない。」

る国もあれば、より抽象的な形で「国際的な取引」に言及し、それ以上の定義を設けていない国もある。

4. 仲裁合意は形式的及び実体的に有効でなければならない

2 条 1 項は、仲裁合意は書面によらなければならないと規定する。この要件は、2 条 2 項で、「契約中の仲裁条項又は仲裁の合意であって、当事者が署名したもの又は交換された書簡若しくは電報に載っているもの」を含むと定義されている。この書面要件は、本条約下における仲裁合意の形式的有効性に関するものである。

仲裁合意は、他の契約と同様に、その成立と実体的な有効性に関する規律に服する。このことを簡潔に示しているのが 2 条 3 項である。同項によれば、裁判所は、主張されている仲裁合意が「無効であるか、失効しているか、又は履行不能である」と認める場合を除き、仲裁への付託の請求を認めなければならないものとされる。

これらの形式的有効性及び実質的有效性に関する問題については、後により詳しく論じる。裁判所は、有効性を審査する際、本条約の適用対象となる仲裁合意は有効と推定されることに留意しなければならない。起草者は、仲裁合意の当事者が仲裁合意を反故にして、[締約] 国の裁判所に紛争を持ち込む可能性を完全に排除しようとした。そのため、本条約では、仲裁合意の有効推定（形式及び実体ともに）に基づく「執行促進

(pro enforcement)」、「仲裁促進 (pro arbitration)」の枠組みを定めている（「各締約国は、[中略] 書面による合意を承認するものとする。」）。この有効性の推定は、ごく限られた理由がある場合にのみ覆る（「その合意が無効であるか、失効しているか、又は履行不能であると認める場合を除き」）。

「執行促進志向 (pro enforcement bias)」があるとは、すなわちニューヨーク条約が、[仲裁合意の執行に] より好意的でない各国の国内法に優先することを意味する。裁判所は、仲裁合意の有効性に関し、国内法に基づく、より厳格な要件（例えば、契約中の仲裁条項に別途の署名を求める等）を課すことはできない。

この点、実務上、裁判所は、書面による仲裁の申出が承諾された（「意思の合致」^[2]がある）と合理的にいえる場合には、仲裁合意を有効とするという基本理念に一般的に従っているように見受けられる。この承諾は、様々な方法で表示され得るので、個々の事実関係に左右される。

[2] 訳者注：原文では、意思 (minds) の合致により仲裁合意が成立すると記載されているが、日本法を準拠法とする仲裁合意の場合には、仲裁合意の成立には意思表示の合致が必要となると解される。

a. 形式的有効性：仲裁合意は書面によらなければならない

2 条に規定する書面要件を満たしていない場合、本条約に基づいて仲裁合意を執行することはできない。2 条 2 項は書面による合意を「契約中の仲裁条項又は仲裁の合意であつて、当事者が署名したもの又は交換された書簡若しくは電報に載っているもの」と定義する。

仲裁合意に両当事者が署名している場合や、署名済みの契約書に仲裁条項が組み込まれている場合には、書面要件を満たすことは明らかである。仲裁条項に個別の署名は不要である。

加えて、2 条 2 項の下では、交換された書簡や電報その他類似のコミュニケーションのやりとりに仲裁合意が含まれている場合、書面形式を満たす。この場合、2 条 2 項の冒頭部分（「契約中の仲裁条項又は仲裁の合意であつて、当事者が署名したもの」に言及する）と異なり、書簡や電報の署名は不要である。

本条約は統一した国際的ルールを定める。本条約の起草者は、る書面要件につき、比較的リベラルな実体的ルールを構築することで、[各国の] 国内法制が過去そして現在も異なるアプローチを採用する事項につき、合意をとりつけようと努めたのであり、この実体的ルールは、国内法に優先する。

そのため、2 条 2 項では、締約国が、国内法において追加の要件や、より厳しい要件を課すことができないよう、上限となる基準（“maximum” standard）を規定した。より厳しい要件としては、仲裁合意に特定のタイプフェイスや字の大きさ

を使用すること、公正証書による仲裁合意の記録化、〔仲裁合意に〕別個の署名を含めることなどが挙げられる。

基準の上限を設定するのに加えて、2 条 2 項は、国際的な要件の下限（minimum international requirement）を課すと考えられていた時期がある。すなわち、裁判所は、本条約に定める書面形式を緩和することはできないと考えられていた。しかし、これはもはや一般的な考えではない。

今日の国際的な取引実務に従い、2 条 2 項は、締約国がより緩和した基準を課すことを排除するものではないと理解されるようになってきている。

この読み方は、7 条 1 項により裏付けられる。1 章で述べたとおり、7 条 1 項は、関連当事者にとってより有利な国内外の規定の適用を許容する趣旨である。この規定は、仲裁判断の執行との関係で設けられたものであるが、仲裁合意にも適用される傾向にある。しかし、このアプローチは、あまねく受け入れられているわけではない。というのも、7 条 1 項のより有利な権利の条項については、国内法を優先し本条約を適用しないことを認める規定とみる一方で、本条約と国内法を都合よく取捨選択することを許容する規定ではないと判断する裁判所も存在するからである。

それゆえ、多くの裁判所では、2 条 2 項の要件をひとまとめに免除するのではなく、同条を広く解釈して、書面による合意があると容易に認定したり、単に 2 条 1 項にいう「書面」合意

に該当するものの例を規定したものに過ぎないと解釈することで、国際取引の今日的ニーズに応えようとしている（7 条 1 項に関しては、1 章 E.4 を参照）。

2 条 2 項に関するいずれのアプローチも、UNCITRAL の 2006 年 7 月 7 日の勧告（本ガイドの資料 III を参照）において、以下のとおり、是認されている。

「[本条約の] 7 条 1 項は、関係当事者が仲裁合意の有効性の認定を求めて、仲裁合意が援用される国の法令又は条約に基づく権利を利用できるように、適用されなければならない。」

さらには、

「[本条約の] 2 条 2 項は、同項記載の状況が限定列挙でないことを認識した上で、適用される。」

いずれにせよ、現在では、本条約上の書面要件を硬直的に適用すると、現在普及しているビジネス慣習に抵触し、本条約の「執行促進（pro-enforcement）」の狙いにも反することになると理解されている。

本条約上の「書面要件」を緩やかに適用する傾向は広く見られるものの、仲裁合意の形式要件の有効性が争われる場面は存在する。以下では、よくある状況のいくつかを論じる。

1. 主たる契約書類が参照する書面に含まれた仲裁条項（参照による取り込み）

主たる契約書類が、仲裁条項を含む基本契約条件又はその他のスタンダードフォームを参照することは、実務ではよくあることである。

本条約はこの点について規定していない。参照することで仲裁条項が、2 条に規定する形式要件を遵守したことになるかについての明示的な定めはない。

この問題の解決は、事案に応じてなされるべきであるが、次のような一定の基準は考慮されるべきである。すなわち、当事者の地位（経験豊富な事業者か）当該業界における取引慣行、主たる契約が基本契約条件に含まれる仲裁条項を明示的に参照しているか否か、契約締結前又は契約締結時に相手方当事者に〔主たる契約書面が〕参照する仲裁条項を含む書類が伝わっていたか否かなどである。

これらの基準を適用したうえで、参照することで取り込まれた仲裁合意の存在を当事者が認識していたこと又は認識できたことが明らかな場合には、裁判所は、仲裁合意の形式要件の従属を認める一般的な傾向がある。

例えば、基本契約条件が参照する入札書類に仲裁条項が含まれている場合²⁴や、発注書が参照する基本契約条件に仲裁条項が含まれており、基本契約条件が発注書に添付されている又は発注書の一部を構成している場合²⁵には、仲裁条項は合意されたと考えることができる。

船荷証券 (a bill of lading) が仲裁合意を含む用船契約 (a charter-party) を参照しているだけで足りるかについては、裁判所の見解は割れている。この場合でも、当事者が仲裁合意を認識していたか、又は認識できたはずであるかが、推奨される基準である。船荷証券が、用船契約の仲裁条項を特定して参照している場合には、十分であると一般的に考えられている²⁶。

24. フランス : Cour d'Appel, Paris, 26 March 1991 (*Comité Populaire de la Municipalité d'El Mergeb v. Société Dalico Contractors*) Revue de l'Arbitrage 1991, p. 456.

25. 米国 : United States District Court, Western District of Washington, 19 May 2000 (*Richard Bothell and Justin Bothell/Atlas v. Hitachi, et al.*, 19 May 2000, 97 F.Supp.2d. 939 (W.D. Wash. 2000); *Yearbook XXVI* (2001) pp. 939-948 (US no. 342).

26. スペイン : Audiencia Territorial, Barcelona, 9 April 1987 (Parties not indicated) 5 Revista de la Corte Española de Arbitraje (1988-1989); *Yearbook XXI* (1996) pp. 671-672 (Spain no. 25).

用船契約を一般的に参照しているだけでは、裁判所が十分であると判断する頻度は少ない²⁷。

2. 署名はないものの事後的に承認された契約書類の仲裁条項

この場合には、事後的な承諾がどのように行われたかに応じ、当該事案における諸般の事情を考慮して、仲裁付託への同意を認定する必要がある。

例えば、仲裁条項を含む契約が一般的な留保や解除条件を付して書面で受諾されている場合がある。このような場合、仲裁合意に対し明示的に異議が唱えられておらず、かつ、当事者間の仲裁合意を証する文書が存在する以上、仲裁合意が認められると推認しても差し支えない。実際、これに反する具体的な文言がない限り、一般的な留保や潜在的な解除条件（例えば、

27. 米国：United States District Court, Southern District of New York, 18 August 1977 (*Coastal States Trading, Inc. v. Zenith Navigation SA and Sea King Corporation*) *Yearbook* IV (1979) pp. 329-331 (US no. 19) and United States District Court, Northern District of Georgia, Atlanta Division, 3 April 2007 (*Interested Underwriters at Lloyd's and Thai Tokai v. M/T SAN SEBASTIAN and Oilmar Co. Ltd.*) 508 F.Supp.2d (N.D. GA. 2007) p. 1243; *Yearbook* XXXIII (2008) pp. 935-943 (US no. 619).

「この確認の詳細な条件は別に定める」との規定)は、仲裁条項に影響を及ぼさない²⁸。

さらに近年、裁判所は投資仲裁の文脈で締結された仲裁合意に直面することが増加しているが、そこでは、国家は条約において仲裁への継続的申込みを行い、投資家は、仲裁申立書を提出する際に書面によりその申込みを承諾する。この場合、2条の書面要件を満たすことについて何ら異論がない。²⁹

3. 黙示の承諾

これに対し、仲裁条項を含む契約が一方当事者から相手方当事者に送付され、相手方当事者が応答しないものの当該契約を履行する場合、仲裁に対する黙示の同意ないし黙示の承諾の問題が生じる。このような状況は、現代の商取引において頻繁に生じる。というのも、経済活動は、相手方からの書面による返信を必ずしも必要としない発注書や予約伝票 (booking note) などの簡易な書類に基づいて行われることが多いからである。

28. 米国 : United States Court of Appeals, Second Circuit, 15 February 2001 (*US Titan Inc. v. Guangzhou ZhenHua Shipping Co.*) 241 F.3d (2nd Cir. 2001) p. 135; *Yearbook* XXVI (2001) pp. 1052-1065 (US no. 354).

29. 米国 : United States Court of Appeals, Second Circuit, 17 March 2011 (*Republic of Ecuador v. Chevron Corporation, et al.*), *Yearbook* XXXVI (2011) (US no. 737). など参照

基本的には、黙示の承諾は本条約上の書面要件を満たさな
いはずであり、この考え方を是認している裁判所もある³⁰。し
かし、本条約は国際通商実務の発展という文脈の中において解
釈されるべきであるという理解に則り、2 条 2 項との関係では、
書面による申込みに対する黙示の承諾（例えば契約上の義務の
履行³¹や、仲裁合意の黙示の成立の余地を認めるような取引慣
習の適用³²）で足りると考えるべきであると判断した裁判所も
ある。後者の判断は、7 条 1 項を通じて条約の適用を排除し、
書面要件に関してより有利な国内法を適用することで導くこと
もできたであろう。この点に関し、2006 年、UNCITRAL は国
際商事仲裁に関するモデル法（本ガイドの資料Ⅱ参照）7 条
（仲裁合意の定義及び形式）を改正し、二つのオプションを提
供している。オプションⅠは、書面合意の柔軟な定義を取り入
れている。

30. ドイツ：Oberlandesgericht, Frankfurt am Main, 26 June 2006
(*Manufacturer v. Buyer*) IHR 2007 pp. 42-44; *Yearbook* XXXII (2007)
pp. 351-357 (Germany no. 103). など参照。

31. 米国：United States District Court, Southern District of New York, 6 August
1997 (*Kahn Lucas Lancaster, Inc. v. Lark International Ltd.*) *Yearbook* XXIII
(1998) pp. 1029-1037 (US no. 257).

32. ドイツ：Bundesgerichtshof, 3 December 1992 (*Buyer v. Seller*) *Yearbook*
XX (1995) pp. 666-670 (Germany no. 42).

「仲裁合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意又は契約が口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によるものとする。」

(7 条 3 項) (圏点は引用者)

この定義では、合意の「内容」の何らかの形式による記録を、従来の書面と同等と捉える。書面要件は依然として必要である。

オプション II は書面要件を撤廃する。

加えて、既に指摘したとおり、UNCITRAL は、ニューヨーク条約に記載された事情が網羅的でないことを踏まえて、同条約は適用されるべきであると勧告している (本章 D.2.a.及び本ガイドの資料 II 参照)。

これらの選択肢や勧告は、本条約そのものに直接的な影響を及ぼすものではないが、(i) 本条約の要件を寛大に解釈する傾向を示すものであり、(ii) UNCITRAL モデル法を採用した多くの国における国内仲裁法の発展を反映するものであって、その国内仲裁法は、本条約 7 条 1 項のより有利な権利の条項を通じて援用することができる。

4. 電子的コミュニケーションのやりとりに含まれる仲裁合意

2 条 2 項の文言は、1958 年時点で存在していたコミュニケーションの方法を網羅することを念頭に置いていた。現在における同等のコミュニケーションをも網羅すると合理的に解釈するこ

ともできる。仲裁合意の書面での記録があるべきだという点が、基準となる。この基準を満たすあらゆる手段のコミュニケーションは、電子的コミュニケーションを含め、2 条 2 項を遵守していると見なすべきである。

電子的コミュニケーションに関して、UNCITRAL モデル法は次のアプローチを採用した。

「仲裁合意が書面によらなければならないとの要件は、それに含まれている情報が後の参照の用に供しうるようにアクセス可能であるときは、電子的コミュニケーションによって充足されるものとする。」

b. 実体的有効性：仲裁合意が「無効であるか、失効しているか、又は履行不能である」に当たらないこと

「無効であるか、失効しているか、又は履行不能である」との文言について、起草者たちは立ち入って述べてはいない。以下の説明は、これらの文言の意義を明らかにすることを目指したものである。

1. 仲裁合意の実体的有効性について適用される法

5 条 1 項(a)は、当事者が仲裁合意の有効性について準拠法として指定した法令に言及している（3 章参照）。しかし、実務上は、当事者がその仲裁合意の成立及び実体的な有効性を規律する法令を事前を選択しているということはまれである。したがって、

準拠法の決定は、仲裁合意が争われている裁判所によってされることとなる。この問題への対応についてはいくつかの選択肢が考えられるが、最も広く受け入れられている解決は、(本条約が言及する) 法廷地国とは別の国に所在することがある仲裁地の法 (5 条 1 項(a)の第二準則の類推)、法廷地法又は契約全体を規律する法である。2020 年、英国最高裁判所は、当事者が仲裁合意に適用される準拠法を特定していない場合には、仲裁条項を含む契約に対して当事者が選択した準拠法が、原則として仲裁合意にも適用されるとの判断を示した³³。また、いくつかの国ないし法域では、いずれの国の法にも言及することなく、もっぱら当事者双方の共通の意思に依拠することによって、仲裁合意の有効性を承認してきた。一般的には、実体法の選択の原動力となっているのは、仲裁合意の有効性にとってより有利だという点であるように見受けられる³⁴。

33. 英国 : Supreme Court (*Enka Insaat ve Sanayi AS v. OOO Insurance Company Chubb*) [2020] UKSC 38.

34. このアプローチは、スイス国際私法 178 条 2 項に定式化されている。同項は以下のとおりである。

「仲裁合意は、その実体的内容については、当事者が選択した法、係争事項を規律する法又は主契約に適用される法の定める要件を充足し、又はスイス法の定めに従うときは、有効とする。」

2. 「無効」

「無効である」場合という例外は、仲裁合意が当初から何らかの無効事由がある場合を指すものと解することができる。この類型に分類される典型的な抗弁としては、非良心性、不法性や錯誤が挙げられる。無能力、無権限といった仲裁合意の成立の瑕疵も、これに含まれるものといえる（3章 D.1.、5条1項(a)における無能力も参照）。

裁判所が可分性の原則を承認している場合には（前述本章 B.1.参照）、主契約の無効ではなく、仲裁合意の無効のみが、裁判所が当事者に仲裁への付託を命じることを妨げることになるであろう。例えば、競争法の規律に反する市場分割を目的とする契約は不法であるが、こうした不法性は、その契約に含まれた仲裁条項において表示された関連紛争の仲裁への付託に対する同意を損なうものではない。もっとも、詐欺や詐欺的誘引、強要など、そもそも当事者が仲裁に同意し得たか否かに関わる抗弁については、裁判所が直接判断することがより容易である。

3. 「失効」

2条3項にいう失効した仲裁合意とは、かつては有効であったがその効力を失った仲裁合意を指す。

「失効した」場合の例外の典型例としては、仲裁合意の放棄、撤回、履行拒絶、終了が挙げられる。同様に、仲裁合意は、同

一当事者間の同一紛争について既に裁判所又は仲裁廷が判断している場合には、失効したものと解すべきである（既判力ないし一事不再理）。

例えば、イタリア最高裁判所は、イラクに対する禁輸措置が宣言されていたため、当事者が第一審訴訟提起時において請求の基礎をなす契約上の権利を自由に処分することがもはや不可能であったことを理由として、契約に仲裁条項が存在していたにもかかわらず、当該紛争についてイタリアの裁判所が管轄権を有すると判断した。³⁵

4. 「履行不能」

この抗弁は、仲裁が、物理的又は法的な障害により実施できない場合を含む。

仲裁の実施に対する物理的な障害は、仲裁合意で指定された仲裁人の死亡や仲裁人による選任の拒絶の場合で、当事者によって仲裁人の交代が明確に排除されているような場合に、非

35. イタリア：Supreme Court of Cassation of Italy, Case no. 23893, 24 November 2015 (*Government and Ministries of the Republic of Iraq v. Armamenti e Aerospazio SpA et al.*), *Yearbook* XLI (2016) p. 503 (Italy no. 189). 最高裁は、紛争が仲裁不適格となったため仲裁条項が「無効」か否かの分析という構成で判断を示したが、事実関係としては、当該条項が履行不能に該当するかという問題に関わるものとみられる。

常に少数ではあるが認められる。準拠法の個別の規定によっては、こうした事案では仲裁合意の履行不能が導かれ得る。

これよりはるかにしばしば見られるのが、仲裁条項が極めて不適切に定められているために、仲裁手続の開始が法的に妨げられる場合である。こうした条項は、しばしば「病理的」なものと言われる。厳密に言えば、こうした仲裁合意は実際には無効であり、裁判所でもその理由で争われることが多い。こうした条項は、仲裁合意の成立及び実体的な有効性を規律する法と同一の法に従って解釈すべきである。

実務上は、以下のような例がしばしば見られる。

(i) 仲裁への付託が任意とされている場合

仲裁合意が、当事者はその紛争を仲裁に付託「してよい」又は「することができる」と規定している場合がある。こうした許容を示す文言は、当事者がその紛争を仲裁に付することを意図していたかどうかを不確かなものとする。

もっとも、契約文言は、一部の条項の効力を否定するよりも、むしろすべての条項に効力を認めるように解釈すべきである、との一般原則に従えば、こうした条項も有効とされるべきである。

(ii) 仲裁が裁判所の裁判管轄権と並んで定められている場合

こうしたケースでは、両条項を両立させ、仲裁条項を維持することができる場合がある。そのためには、裁判所は、当事者の真の意図を確定しなければならない。とりわけ、他の紛争解決メカニズムと組み合わされるかどうかにかかわらず、当事者は、自己の紛争が仲裁によって解決されることを真に望んだといえる場合に限り、仲裁への付託を命じられるべきである。

例えば、シンガポール高等法廷^[3]は、シンガポールの裁判所の裁判管轄権に「撤回不可能な形で」服する旨の合意は、適切に解釈すれば、仲裁について定める同一契約の他の条項と必ずしも両立しないものではない、と判示している。同法廷は、当事者は自己の紛争を仲裁による判断に委ねることを現に意図したのであり、シンガポールの裁判管轄権は、仲裁を監督すべき裁判所（仲裁手続の準拠法（*lex arbitri*））を特定する趣旨で、仲裁と並んで言及されたものであるとした³⁶。

こうした解釈は、契約条項をそれが有効となるように解釈すべきであるとの一般原則に従うものといえる。

これに対し、スイス連邦裁判所は、問題となった条項が「紛争は AAA（米国仲裁協会）の仲裁又は他のあらゆる米国裁

36. シンガポール：High Court, 12 January 2009 (*P.T. Tri-M.G. Intra Asia Airlines v. Norse Air Charter Limited*) *Yearbook XXXIV* (2009) pp. 758-782 (Singapore no. 7).

判所に付託する」と規定していた事案において、有効な仲裁合意は存在しないと判断した。連邦裁判所は、仲裁に付託する明確な意思を認定することはできないため、上記条項の見出しが「Arbitration (仲裁)」であり、AAA の規則に言及していることはこの判断を左右しないと判断した³⁷。

[3] 訳者注：シンガポールの最高裁判所は、「高等法廷」(High Court) 及び控訴院 (Court of Appeal) から構成されており、ここで言及されているのは前者である。この高等法廷はさらに一般部 (General Division) と上訴部 (Appellate Division) から構成されている。 <https://www.judiciary.gov.sg/who-we-are/about-singapore-courts> 参照。

(iii) 紛争解決条項が仲裁に前置する手続を定めている場合

当事者が、仲裁に付託する前に交渉や調停（またはその双方）を行うことを求める、いわゆる「エスカレーション」条項ないし「段階 (tiered)」条項を契約に盛り込む例が増えている。裁判所は、仲裁前の手続が履行されたか否か、また、履行されていない場合、そのことが当事者を仲裁に付託することを妨げるか否かを判断するよう求められることがある。実務上、この種の条項は、裁判所が執行するためには、仲裁前の手続が義務的

37. スイス：Bundesgerichtshof, 25 October 2010 (*X Holding AG et al. v. Y Investments NV*), *Yearbook XXXVI* (2011) p. 343 (Switzerland no. 43).

か否かにつき疑義の余地を残さないほど明確である必要がある。文言が明確であっても、多くの裁判所は、これら仲裁前手続の履行は competence-competence の原則に従って仲裁人が判断すべき管轄の問題、あるいは、管轄ではなく許容性 (admissibility) の問題であり、いずれにせよ仲裁人が判断すべき事項であると考えている。

同様に、投資仲裁の文脈では、国家と投資家は仲裁に付託する前に一定期間交渉しなければならないとする規定（「冷却期間」として知られる）が投資条約に含まれることが多く、また、投資家が仲裁に付託する前に一定期間自国裁判所で請求を追求しなければならないとする規定が含まれることもある。一部の裁判所は、この国内訴訟の要件は仲裁前の「停止条件」であり手続的性質を有するものと位置づけ、その履行状況を判断する権限は裁判所ではなく仲裁人にあると判断している。

(iv) 仲裁規則ないし仲裁機関の指定が不正確である場合

場合によっては、条項が不正確であるために、当事者が選択した仲裁機関等を裁判所が特定することが不可能であることがある。この場合、仲裁を実施することはできず、裁判所が当該紛争についての裁判管轄権を引き受けるべきである。

例えば、ベラルーシ共和国最高裁判所は、「ウィーン所在の連邦経済会議所仲裁センター (Arbitral Centre of the Federal Economic Chamber, Vienna) にその規則に従って付託する」と

の仲裁条項の文言によっては仲裁機関及び適用規則を特定できない場合において、

有効な仲裁合意は存在しないとの判断を示した。特定できないとした理由は、インターネット上の情報から、同一のウィーンの所在地において、独自の規則を有する二つの異なる機関、すなわち、オーストリア連邦経済会議所国際仲裁センター（International Arbitration Centre of the Austrian Federal Economic Chamber）とウィーン国際仲裁センター（Vienna International Arbitral Centre）が存在することが判明したことにあった。³⁸

しかしながら、条項の合理的な解釈によって不正確さを克服できる場合もある。代替的手段として、裁判所が、条項の履行を不可能とする規定を分離することによって、仲裁を実施するに足りるだけの合意を維持する形で、問題のある条項を救済することができる場合もある。

例えば、米国のウィスコンシン州東部地区連邦地方裁判所は、（英語版では）紛争は「国際仲裁において支配的な規則に準拠して」シンガポールで仲裁されるものとし、（中国語版では）仲裁が「シンガポール国際仲裁機関（Singapore International Arbitration Institution）」で行われるものとする仲裁合意を検討し、これは、「シンガポール国際仲裁センター

38. ベラルーシ：Supreme Court of the Republic of Belarus, Judicial Chamber on Economic Cases, Case no. 189-6/2019/64A/336 K, 7 April 2020 (“D” UAB v. “S” LLC), *Yearbook* XLVI (2021) p. 232 (Belarus no. 3).

(Singapore International Arbitration Centre) として知られる著名な仲裁機関」を意味するものであると解釈した³⁹。

(v) 仲裁人の選任方法について何らの定めも置かれていない場合（「簡易条項」）

仲裁条項が、単に「仲裁を行う場合には、通常の方法でロンドンで行う一般的な水準の仲裁」などという文言を使用している場合がある。

一般的には、こうした仲裁条項は、こうした簡易条項と、仲裁の開始のために援助を提供できるような裁判所の属する国とを連結し得るような事由が含まれている場合に限り、維持されるべきである。

前記の例では、こうした「連結事由」を見出すことができる。当事者は、英国の裁判所に仲裁人の選任を求めることができるであろう。さらに、簡易条項は、そこで言われている「通常の方法」が、仲裁の開始の端緒として必要な要素の特定を可能とする場合にも、維持されることができよう。実際、「通常の方法」という表現は、同一の商品ないし取引業者団体の構成員間における過去の実務を指し、この団体に仲裁規則がある場合には、その適用を示唆するものとして解釈できる場合がある。

39. 米国：United States District Court, Eastern District of Wisconsin, 24 September 2008 (*Slinger Mfg. Co., Inc. v. Nemak, S.A., et al.*) *Yearbook* XXXIV (2009) pp. 976-985 (US no. 656).

いかなる「連結事由」をも見出すことができない場合には、簡易条項は維持することができない。

5. 仲裁合意は裁判所に係属している紛争の当事者を拘束するものでなければならない（非署名者）

実務上、裁判所は、仲裁合意に署名していない者を仲裁に付託するよう求められる場面に直面することがある。署名していない者が仲裁付託を希望したり、他の当事者が仲裁に付託することを求めたりするからである。したがって、裁判所は、署名していない者が「原」仲裁合意の当事者とみなされ得るか、それが肯定される場合、条約上の要件がその当事者に関して満たされているかを判断しなければならない。

a. 形式的有効性：非署名者に関する再審査は不要

ここで問題となるのが、仲裁合意に署名していない者に効力を及ぼすことが本条約で定める書面性要件と抵触すると解され得るかという点である。答えは、おそらく「否」である。この理解を支持する理由は多数存在する。

形式的有効性の問題は、仲裁合意の当事者の評価とは別個独立の問題であって、後者の問題は、本案の問題に属し、方式に関する要件に服するものではない。形式上有効な仲裁合意が存在することがいったん確定されれば、その点は既に決着済みであり、その効力が及ぶ当事者が誰かを決定することは、それ

とは別個の段階である。書面でされた仲裁合意において明示的に表示されていない第三者であっても、当該合意の人的効力範囲には含まれ得る。加えて、本条約は、仲裁への同意が、ある者によって他人のために与えられること、すなわち、黙示の同意の法理の基礎にある考え方を、排除していない。裁判所は、時に、誰が仲裁合意の署名当事者とみなすべきかを判断するために、国内法上の法理に依拠することもある⁴⁰。

b. 実体的有効性：非署名者は仲裁合意の主観的範囲に含まれなければならない

仲裁合意には、英米法における直接の契約関係の法理（doctrine of privity of contracts）^[4]が適用される。このことは、仲裁合意はその当事者に対する限りでのみ権利を付与し、義務を課すことを意味する。当事者に関する仲裁合意の範囲を、以下では「主観的」範囲と呼ぶ。

[4] 訳者注：直接の契約関係の法理（doctrine of privity of contracts）とは、契約は、その直接の当事者のみを拘束し、契約の直接の当事者でない者から訴えられた被告は、当事者性の欠缺（no privity）の抗弁により勝訴できるとする英米法の法理をいう。

40. 米国：Supreme Court of the United States, no. 18-1048, 1 June 2020 (*GE Energy Power Conversion France SAS, Corp., F.K.A. Converteam SAS v. Outokumpu Stainless USA, LLC et al.*), *Yearbook* XLV (2020) (US no. 1004).

2 条 3 項は、「当事者がこの条にいう合意をした事項について訴えが提起されたときは、締約国の裁判所は…」仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない、と定めることにより、裁判所に対して、黙示的に、仲裁合意の主観的範囲を決定するよう求めている。

契約の主観的範囲は、仲裁合意に署名した者のみを基準として定義することはできない。署名していない者であっても、契約から生じる権利義務を引き受ける場合がある。仲裁合意に署名していない者に対して効力を及ぼすためには、様々な法的な根拠が援用され得る。第一のグループは、黙示の同意の法理、第三者のためにする契約、保証人、譲渡、地位の承継その他の契約上の権利の移転メカニズムを含む。これらの法理は、認識可能な当事者の意図、また、多くの点で信義誠実の原則に依拠するものである。これらは、私人のほか公的な法主体にも同様に適用がある。第二のグループは、代理人・本人関係、表見法理、法人格否認、合併事業関係、企業集団理論及び禁反言の法理を含む。これらは、当事者の意図というよりもむしろ準拠法の効力に依拠するものである。

1. 仲裁合意の主観的範囲の確定のために適用される法令

仲裁合意に署名していない者に合意の効力が及ぶかを判断するには、仲裁合意に適用される法令に従って検討すべきである。既に述べたとおり、その点についての当事者間の合意がないと

きは、一般に、仲裁合意は、仲裁地法、主契約全体の準拠法、また場合によっては法廷地法に服するものと解されている。もっとも、裁判例の中には、この問題を主として事実及び証拠の問題として位置付け、国際的な法原則ないし商慣習法によって処理したものもある（本章 C.4.b.1 参照）。

2. 非署名者が仲裁に付託されうる場合

この問題に対する答えは、事案によって異なる。裁判所としては、この問題を当該事件の事情の下で検討し、当該事案の下で、非署名者に仲裁合意の効力が及ぶとの論証が成り立つかどうかを判断すべきである。そうだとすれば、最も望ましい進め方は、当事者を仲裁に付し、仲裁廷にこの問題を審理し、判断させることである。その場合、裁判所としては、非署名者の仲裁への引込みに関する仲裁廷の判断を、仲裁判断の取消ないし執行の段階で審査することが可能となる。

裁判例は、署名者と非署名者との間の紛争が、仲裁条項を含む署名者の契約の解釈又は履行と十分な関連性を有するものと認められる、との理由で、非署名者に関わる紛争の仲裁付託を是認している。同様に、こうした紛争は、仲裁条項の適用範囲にも含まれ得るものとされている。

米国第一巡回区控訴裁判所の *Sourcing Unlimited Inc. v. Asimco International Inc.* 事件⁴¹は、次のような事案である。Sourcing 無限責任会社（商号 Jumpsource）は、ATL と、機械部品の生産を共同で行い、収益を分配する旨の書面でのパートナーシップ合意を締結した。Asimco は ATL の子会社であり、両者の代表者は同一であった。この合意では、中国における仲裁が規定されていた。関係悪化に伴い、Jumpsource は、Asimco が Jumpsource と ATL の間の契約関係及び信認関係を故意に妨害したとして、Asimco とその代表者に対し、米国の裁判所で訴えを提起した。被告らは紛争の仲裁への付託を求める申立てをした。その主張は、被告らはパートナーシップ合意の署名者ではないが、Jumpsource が争おうとしている争点は明らかに同パートナーシップ合意から生じているものであるから、被告らに対する Jumpsource の請求は、仲裁廷によって審理されるべきである、とするものであった。裁判所は、申立てを認容した。裁判所によれば、「本件紛争は、禁反言の適用を相当とするに足りる程度に、Jumpsource・ATL 間の合意に十分に関連している」とされた（圈点は引用者）。

41. 米国：United States Court of Appeals, First Circuit, 22 May 2008 (*Sourcing Unlimited Inc. v. Asimco International Inc. and John F. Perkowski*), 526 F.3d 38, para. 9; *Yearbook XXXIII* (2008) pp. 1163-1171 (US no. 643).

D. 仲裁合意の執行要件を満たす場合、裁判所は一方当事者の申立てにより当事者を仲裁に付託しなければならない

裁判所が有効な仲裁合意を認定した場合、裁判所は、自ら紛争を解決するのではなく、一方当事者の請求により、当事者に対し仲裁に付託するよう命じなければならない。この執行のメカニズムは、2 条3 項に規定されている。この点、本条約は裁判所に裁量の余地を残さないことを意図している。

1. 当事者に対し如何に仲裁に「付託」させるか

「仲裁への付託命令」とは、国内の仲裁法又は手続法に基づき、裁判手続を中止するか、又は管轄がないことを理由に請求を却下するかのいずれかを意味すると解するべきである。

2. 職権による付託の否定

裁判所は、もっぱら「当事者の一方の請求により」、当事者に対し仲裁への付託を命ずるのであって、裁判所の職権で行うことはできない。

3. 裁判所が相手方は仲裁に付託されるべきでないと判断した場合に取り得る選択肢

特に非署名者が関係する場合において、ある当事者が仲裁に付託されるべきであると認めるに至らない場合、裁判所は、残る当事者に関する己の裁判管轄権を認めた上でその他の仲裁合意の当事者に対して仲裁への付託を命ずるか、反対に、紛争全体について自己の裁判管轄権を肯定するかについて、判断しなければならない。

実際、ここで生じ得る懸念は、関係当事者らを仲裁に付することが、事件の解決を 2 つの手続に「分断」し、同一の事実上及び法律上の問題につき、それぞれの手続で異なる結論に至る危険があるということである。

初期の事例において、一部のイタリアの裁判例の中には、紛争が仲裁合意の当事者と（裁判所が仲裁合意の効力に服しないと判断する）第三者の双方に関わり、かつ関連する請求に関わる場合には、裁判所の裁判管轄権が紛争の全体を「吸収」し、仲裁合意は「履行不能」となるとしたものがあった。このアプローチ（いわゆる裁判手続の吸収（vis attractiva））は、1994 年のイタリア仲裁法改正により明示的に排除されており、普遍的

な考え方を反映していたものではないし、現在反映しているものでもない。⁴²

2 条 3 項は、同項の要件が満たされる以上、申立てがあれば、裁判所は、所定の仲裁手続に付託すべきことを当事者に命じなければならないものとしている。そのため、非署名者にかかる紛争について自己の裁判管轄権を認めるとしても、当事者の一方の申立てにもかかわらず、合意に署名した当事者に仲裁付託を命じないものとする裁量の余地は、限られたものとなろう。

E. 小括

仲裁合意の執行に関する本条約の枠組みについての以上の簡単な概観から、本条約の適用対象に含まれる仲裁合意に関しては、以下の諸原則が妥当すると言える。

1. 本条約は、国際的な紛争の仲裁による解決を促進するために制定されたものである。本条約は、「執行促進的」、「仲裁促進的」な枠組みを定めている。
2. 裁判所は、当事者間における紛争の存在を確認する必要がある。

42. オーストリア：Oberster Gerichtshof, 26 August 2008 (*R GmbH v. O.B.V. et al.*), *Yearbook XXXIV* (2009) pp. 404-408 (Austria no. 19).

3. 紛争の対象は仲裁適格を有しなければならない。仲裁適格の欠缺は、本条約によって直接的には定められておらず、国内法の枠組みに委ねられる。ただし、仲裁適格欠缺の抗弁という例外は、制限的にのみ認められるべきである。
4. 仲裁合意は、書面による仲裁の申出が他方の当事者によって承諾されていると裁判所が合理的に認める場合には、形式的に有効とされるべきである。本条約は、形式に関する基準の統一的な上限を定めるものである。ただし、裁判所は、2 条で定めるよりもより厳格でない国内の基準を適用することができる。
5. 実体的有効性に関し、裁判所は、合意の不存在ないし無効を理由とする、ごく限られた数の国内法上の抗弁のみを認めるべきである。
6. 仲裁合意は、非署名者に対しても効力を及ぼすことがある。

3 章

仲裁判断の承認及び執行の申請

目次

A. 序論

B. 第一段階－申立人が満たすべき要件（4条）

1. どのような書類か
2. 認証された仲裁判断又は証明されたその謄本（4条1項(a)）
 - a. 認証
 - b. 証明
3. 仲裁合意の原本又は証明されたその謄本（4条1項(b)）
4. 申立ての際に
 5. 翻訳（4条2項）

C. 第二段階－拒否事由（5条）――一般論

1. 本案の不審査
2. 限定列举事由に関する被申立人の立証責任
3. 承認及び執行拒否事由の限定列举
4. 拒否事由の謙抑的な解釈
5. 拒否事由がある場合の裁量による限定的な執行許可
権限
6. 主権免除に関連する問題

D. 相手方が証明すべき拒否事由（5条1項）

1. 事由1：当事者の無能力及び仲裁合意の無効（5条1項(a)）
 - a. 当事者の無能力
 - b. 仲裁合意の無効
2. 事由2：通知を欠くこと及び適正手続の違背；公正な聴聞への権利（5条1項(b)）
 - a. 公正な聴聞への権利
 - b. 通知を欠くこと
 - c. 適正手続違背：「防御することが不可能」
3. 事由3：仲裁合意の範囲外又は超えていること（5条1項(c)）
4. 事由4：仲裁廷の構成又は仲裁手続における違反（irregularities）（5条1項(d)）
 - a. 仲裁廷の構成
 - b. 仲裁手続
5. 事由5：拘束力のない、取り消され、あるいは停止された仲裁判断（5条1項(e)）
 - a. 拘束するものとなるに至っていない仲裁判断
 - b. 取り消され又は停止された仲裁判断
 1. 取り消された仲裁判断
 2. 取り消されていることの効果
 3. 「停止された」仲裁判断

E. 裁判所の職権で考慮すべき拒否事由（5条2項）

1. 事由6：仲裁不可能（5条2項(a)）
2. 事由7：公序に対する違反（5条2項(b)）
 - a. 承認・執行の例
 - b. 承認・執行を拒否した例

F. 取消手続係属中の執行停止（6条）

G. 結論

A. 序論

仲裁判断の承認及び執行は、原則として、いかなる国・地域の裁判所によっても認められ得る。仲裁判断が行われた領域外の国では、通常、執行はニューヨーク条約に基づく。仲裁判断の承認及び執行の法的効果は、實際上、仲裁判断を承認した裁判所が管轄を有する領域に限定される。

国内裁判所は、3 条に基づき、外国の仲裁判断の承認及び執行を、その申立てが行われた地域の手続法（1 章参照）及び本条約で定められた要件に従って行うことが求められる。

仲裁判断を執行するために適用される国内法の規定には、次の三種類のものがあり得る。

- ニューヨーク条約を実施するための特別な規定
- 国際仲裁に特化した規定
- 当該国の一般的な仲裁法の規定

3条は、締約国に対し、5条に定められた拒否事由のいずれかに該当しない限り、本条約の適用のある仲裁判断（Convention awards）を拘束力のあるものとして承認することを義務付けている。もっとも、裁判所は、より有利な基準に基づいて仲裁判断を執行することも可能である（7条1項。1章参照）。本条約によって規律されておらず、それゆえ国内法によって規律されることになる事項の例としては、次のものがある。

- － 申立てを受理する管轄裁判所
- － 証拠の提出
- － 期間制限
- － 保全措置
- － 承認及び執行手続にかかる費用の担保
- － 承認及び執行の許可又は拒否に対する上訴又は不服申立ての可否
- － 財産に対する執行の基準
- － 承認及び執行手続の秘匿の程度

いかなる場合においても、外国の仲裁判断を執行するという国家の国際的責務に背く程の管轄要件を課してはならない（1章のF参照）。

本条約は、この条約が適用される仲裁判断の承認又は執行については、内国仲裁判断の承認又は執行について課せられるよりも実質的に厳重な条件又は高額な手数料若しくは課徴金を

課してはならないと定めている。この規定は、実務上の問題を生じさせておらず、かつ、執行の様々な側面において適用されている⁴³。例えば、ポルトガルの最高裁は、3条に基づき、国内仲裁判断について事前の承認を得ることを求めている以上は、外国仲裁判断の執行を求める当事者に対し、そのような承認を得ることを求めることはできないと判示した⁴⁴。

ニューヨーク条約で言及される手続規定 (rules of procedure) は、申立ての形式や権限のある機関など、ニューヨーク条約が国内法に委ねている問題に限定されている。ただし、執行の条件は、ニューヨーク条約自体に定められており、本条約によってのみ規律される。これらの点については、後に詳細に検討する。要するに、申立人が 4 条に規定された書類を提出すれば、被申立人が 5 条 1 項に限定列挙された拒否事由の 1 つ以上に該当することを証明するか、又は、裁判所が 5 条 2 項に規定され

43. 香港 : Court of Appeal, 13 June 2011, 25 July 2011 and 11 August 2011 (*Shandong Hongri Acron Chemical Joint Stock Company Limited v. PetroChina International (Hong Kong) Corporation Limited*), *Yearbook XXXVI* (2011) pp. 287-292 (Hong Kong no. 25);

オランダ : Hoge Raad, First Chamber, 25 June 2010 (*OA O Rosneft v. Yukos Capital s.a.r.l.*), *Yearbook XXXV* (2010) pp. 423-426 (Netherlands no. 34).

44. ポルトガル : Supremo Tribunal de Justiça, Civil Section, 19 March 2009 (*S.A. (Belgium) v. B Sociedade Nacional, S.A.*), *Yearbook XXXVI* (2011) pp. 313-314 (Portugal no. 2) (ただし、現行法下では適用されない。).

た事由のいずれかが適用されると判断しない限り、申立人は仲裁判断の承認及び執行を受ける権利を有する。

裁判所が従うべき一般的原則は、5 条に規定された拒否事由は狭く解釈されるべきというものであり、それはつまり、拒否事由が認められるのは重大な場合に限られるということの意味する。このことは、特に公序違反の主張に関して顕著である。というのも、この種の主張は、しばしば仲裁判断に不服のある当事者によって提起されるが、裁判所によって認められることは極めてまれだからである。例えば、ロンドンは世界有数の金融センターの一つであり、当事者はしばしばそこで執行を求めるが、イギリスの裁判所が公序を理由に外国の仲裁判断の執行を拒否した事例はごくわずかしかない（後述の本章 E.2.参照）⁴⁵。

2024 年現在、ICCA の商事仲裁年鑑は、過去 45 年間にわたる本条約に関する報告において、本条約上の事由に基づいて承認及び執行を拒否した事例が、全体の約 10%に過ぎないことを明らかにしている。

諸裁判所は、ニューヨーク条約に基づく執行に対して、次の 2 つの姿勢を採用している。

- 強い執行促進志向
- 現実的で柔軟性があり、形式にとらわれないアプローチ

45. 英国：High Court, Chancery Division, 25 October 2022 (*Chechetkin v. Payward Ltd and others*) [2022] EWHC 3057 (Ch).

このような称賛に値する寛容な姿勢は、172か国が加盟し、最も成功したものとなっている本条約が有する、国際貿易に貢献しこれを促進するための潜在的な力を、最大限に活用するものとなっている（概要のA.2.を参照）。

B. 第一段階－申立人が満たすべき要件（4条）

この手続の段階では、申立人は、承認及び／又は執行の申立てとともに、ニューヨーク条約（4条）に記載された書類を提出しなければならない。この第一段階は、執行促進志向と執行裁判所の実務的思考によって支配されている。

1. どのような書類か

裁判所は、仲裁判断の承認及び／又は執行の申立てを審査する際、申立人が申立時に次の書類を提出しているかを確認する：

- － 正当に認証された仲裁判断の原本又は正当に証明されたその謄本（4条1項(a)）
- － 2条に掲げる合意の原本又は正当に証明されたその謄本（4条1項(b)）
- － 必要がある場合、仲裁判断が援用される国の公用語へのこれらの文書の翻訳文（4条2項）

2. 認証された仲裁判断又は証明されたその謄本（4 条 1 項 (a)）

a. 認証

仲裁判断の認証とは、仲裁判断に記載された署名が真正なものであることを権限ある機関が確認する手続である。仲裁判断の原本の認証又は証明された謄本の目的は、その仲裁判断が選任された仲裁人本人によって作成されたものであることを確認することにある。実務上、この点に関して何か問題が生じることはまれである。

本条約は、認証要件の準拠法を特定していない。また、本条約は、認証要件を、仲裁判断が下された国のものとすべきか、あるいは、承認又は執行が求められている国のものとすべきかをも特定していない。ほとんどの裁判所は、いずれかの法域の法律に従っていれば、どのような形式のものでも受け入れているようである。オーストリアの最高裁は、初期の判決で、認証は、仲裁判断が下された国の法律と、仲裁判断の執行が求めら

れている国の法律のいずれに基づいても可能であることを明確に認めた⁴⁶。執行裁判所の中には、自国法を適用するものもある⁴⁷。

これらの文書は、あくまで、仲裁判断が真正性と、本条約で定義された仲裁合意に基づいて仲裁判断が下されたという事実を証明することを目的としている。このような理由から、ドイツの裁判所は、仲裁判断の真正性に争いがない場合には認証は必要ないとしている：例えば、ミュンヘン上級地方裁判所の2件の判決を参照⁴⁸。

当事者がこれらの単純な手続上の要件を満たせなかった事例はわずかしかない（例えば、2003年のスペインの最高裁における事例では、申立人は未証明かつ未認証の仲裁判断の写しし

46. オーストリア：Oberster Gerichtshof, 11 June 1969 (当事者は示されていない。), *ICCA Yearbook Commercial Arbitration* II (1977) p. 232 (Austria no. 3)など参照。

47. イタリア：Corte di Cassazione, 14 March 1995, no. 2919 (*SODIME – Società Distillerie Meridionali v. Schuurmans & Van Ginneken BV*), *Yearbook* XXI (1996) pp. 607-609 (Italy no. 140);

オーストリア：Oberster Gerichtshof, 3 September 2008 (*O Limited, et al. v. C Limited*), *Yearbook* XXXIV (2009) pp. 409-417 (Austria no. 20).など参照。

48. ドイツ：Oberlandesgericht, Munich, 17 December 2008 (*Seller v. German Assignee*) *Yearbook* XXXV (2010) pp. 359-361 (Germany no. 125)及び
Oberlandesgericht, Munich, 27 February 2009 (*Carrier v. German Customer*) *Yearbook* XXXV (2010) pp. 365-366 (Germany no. 127).

か提出しなかった。) 49。裁判所は、当事者に追加の文書の提出を求めたり、手続要件を厳格に解釈して申立てを妨げたりしてはならない。

b. 証明

証明の目的は、仲裁判断の謄本が原本と同一であることを確認することにある。本条約では、証明手続に適用される準拠法を特定していないが、一般的には法廷地法に準拠するものと考えられている。

謄本を証明する権限を有する者の範囲は、通常、仲裁判断の原本を認証する権限を有する者の範囲と同じである。付言すれば、当該仲裁を扱った仲裁機関の事務局長 (Secretary General) による証明は、ほとんどの場合において十分であると考えられている。

3. 仲裁合意の原本又は証明されたその謄本 (4 条 1 項(b))

この規定は、単に、執行を求める当事者に対して、有効な仲裁合意であることを一応 (prima facie) 示す文書を提出することを要求するだけのものである。この段階では、裁判所は、仲裁

49. スペイン：Tribunal Supremo, Civil Chamber, Plenary Session, 1 April 2003 (*Satco Shipping Company Limited v. Maderas Iglesias*) *Yearbook XXXII* (2007) pp. 582-590 (Spain no. 57).

合意が 2 条 2 項で規定される「書面による」ものであるか（2 章 C.4.a.参照）、又は準拠法の下で有効なものであるかを検討する必要はない。⁵⁰

仲裁合意の有効性及び本条約 2 条 2 項への適合性についての実体的な審査は、承認又は執行手続という第二段階で行われる（本章 D.1.、5 条 1 項(a)参照）。

被申立人は、時折、申立人は有効な仲裁合意を提出したことを示していないと主張する。しかし、この主張は本条約の構造を誤解している。すなわち、仲裁合意が有効であることの証明責任が申立人にあるのではなく、提出された仲裁合意が無効であることの証明責任が被申立人にあるのである（5 条 1 項(a)参照）。

4. 申立ての際に

申立ての際に所定の書類が提出されなかった場合、裁判所は、4 条 1 項が「その申立ての際に…提出しなければならない」と

50. シンガポール：Supreme Court of Singapore, High Court, 10 May 2006 (*Aloe Vera of America, Inc v. Asianic Food (S) Pte Ltd and Another*), *Yearbook XXXII* (2007) pp. 489-506 (Singapore no. 5) など参照。

義務的な文言を用いているにもかかわらず、通常、当事者が執行手続の過程でこの不備を補正することを認めている⁵¹。

しかし、イタリアの裁判所は、これらの書類の提出は承認又は執行手続を開始するための前提条件であり、この条件が満たされない場合には、申立ては認められないと判断すべきものとしている。この不備は、新たに執行の申立てをすることで解消することができる。⁵²

5. 翻訳（4条2項）

仲裁判断の承認及び／又は執行を求める当事者は、4条1項(a)及び(b)で言及される仲裁判断と仲裁合意の原本が承認及び執行を求める国の公用語で作成されていない場合には、それらの翻訳文を提出しなければならない（4条2項）。

諸裁判所は、現実的なアプローチを採用する傾向にある。本条約は、承認及び執行の申立ての際に翻訳を提出しなければな

51. スペイン：Tribunal Supremo, 6 April 1989 (*Sea Traders SA v. Participaciones, Proyectos y Estudios SA*) *Yearbook* XXI (1996) pp. 676-677 (Spain no. 27);

オーストリア：Oberster Gerichtshof, 17 November 1965 (*Party from F.R. Germany v. Party from Austria*) *Yearbook* I (1976) p. 182 (Austria no. 1) など参照。

52. イタリア：Corte di Cassazione, First Civil Chamber, 23 July 2009, no. 17291 (*Microware s.r.l. in liquidation v. Indicia Diagnostics S.A.*) *Yearbook* XXXV (2010) pp. 418-419 (Italy no. 182).

らないとは明示していないが、多くの国の裁判所は、申立ての際に翻訳を提出するよう求めている。

全文の翻訳が求められなかった事例には、以下のものがある：

- － アムステルダム地方裁判所の長官は、仲裁判断と仲裁合意が、「我々が十分に習得している言語である英語で作成されており、内容を完全に理解できた」ため、翻訳の必要はないと判断した⁵³。
- － チューリッヒの控訴裁判所は、仲裁条項を含む契約書全体の翻訳を提出する必要はなく、仲裁条項を含む部分の翻訳があれば十分であるとした。なお、建設契約書は、付属書類を含め 1000 頁以上にも及び得る点には留意すべきである⁵⁴。

翻訳が求められた事例には、以下のものがある：

- － アルゼンチンの連邦控訴裁判所は、公式翻訳者又は宣誓翻訳者ではない私的な翻訳者で、執行手続が行われた州で活

53. オランダ：President, Rechtbank, Amsterdam, 12 July 1984 (*SPP (Middle East) Ltd. v. The Arab Republic of Egypt*) *Yearbook* X (1985) pp. 487- 490 (Netherlands no. 10).

54. スイス：Bezirksgericht, Zurich, 14 February 2003 and Obergericht, Zurich, 17 July 2003 (*Italian party v. Swiss company*) *Yearbook* XXIX (2004) pp. 819- 833 (Switzerland no. 37).

動する資格を有してもいなかった翻訳者による翻訳は、本条約の要件を満たさないと判断した⁵⁵。

- オーストリアの最高裁は、申立人が ICC の仲裁判断の結論部分の翻訳のみを提出した事例について判断した。オーストリアの最高裁は、この不備を補正するために、執行の申立てが行われた第一審裁判所に事件を差し戻すべきであると判断した⁵⁶。

C. 第二段階－拒否事由（5 条）－一般論

この段階は、以下の一般原則によって特徴付けられる。

- 本案の不審査
- 限定列举事由に関する被申立人の立証責任
- 承認及び執行拒否事由の限定列举
- 拒否事由の謙抑的な解釈
- 拒否事由がある場合の裁量による限定的な執行許可権限

55. アルゼンチン：Cámara Federal de Apelaciones, City of Mar del Plata, 4 December 2009 (*Far Eastern Shipping Company v. Arhenpez S.A.*) *Yearbook* XXXV (2010) pp. 318-320 (Argentina no. 3).

56. オーストリア：Oberster Gerichtshof, 26 April 2006 (*D SA v. W GmbH*) *Yearbook* XXXII (2007) pp. 259-265 (Austria no. 16).

1. 本案の不審査

裁判所は、仲裁人が事実認定又は法律解釈について誤った判断をした場合であっても、本案について仲裁廷に代わって判断する権限を有しない。

本条約は、手続上の問題に関する事実上の上訴を認めるものではなく、むしろ、関係当局が承認又は執行に対する拒否事由の 1 つ又はそれ以上に該当していると認めた場合にのみ承認又は執行を拒否する根拠を与えるもので、その多くは、重大な適正手続違反を伴うものである。

2. 限定列举事由に関する被申立人の立証責任

被申立人は立証責任を負っており、5 条 1 項に定められた事由に基づいてのみ、仲裁判断の承認及び執行を拒むことができる。これらの限られた事由は、ニューヨーク条約に限定列举されている。裁判所は、5 条 2 項に規定された 2 つの事由に基づいて、職権で、承認及び執行を拒否することが可能である。

3. 承認及び執行拒否事由の限定列举

要約すると、承認及び執行に異議がある当事者は、5 つの事由のうちのいずれかに依拠し、その存在を立証しなければならない：

- (1) 当事者が無能力者である又は仲裁合意が無効であるために、有効な仲裁合意がなかったこと (5 条 1 項(a))
- (2) 被申立人が適切な通知を受けなかったこと又は適正手続違反のために被申立人が防御することが不可能であったこと (5 条 1 項(b))
- (3) 仲裁判断が当事者による仲裁合意に定められていない紛争又はその範囲内にない紛争に関するものであること (5 条 1 項(c))
- (4) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと又は、そのような合意がなかったときは、仲裁が行われた国の法令に従っていなかったこと (5 条 1 項(d))
- (5) 仲裁判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その仲裁判断がされた国若しくはその仲裁判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと (5 条 1 項(e))

被申立人が依拠しうるのは、これらの事由のみである。

さらに、裁判所は、職権により、以下の事由に基づき承認及び執行を拒否することができる。ただし、実務上、被申立人もまた、これらの事由を援用することがある。

- (6) 仲裁の対象である事項が、執行が求められている国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること (5 条 2 項 (a))

- (7) 仲裁判断の執行が、執行が求められている国の公の秩序に反すること(5 条 2 項(b))

4. 拒否事由の謙抑的な解釈

「締約国において仲裁判断を執行する（中略）ための基準を統一する」⁵⁷という本条約の目的（1 章 A.2.参照）を念頭に、本条約の起草者は、本条約の適用のある仲裁判断の承認及び執行に対する拒否事由を限定的に解釈・適用すべきであり、重大な事例にのみ拒否が認められるべきであるとの意図を有していた。

ほとんどの裁判所は、5 条の定める諸事由の解釈について、このような制限的なアプローチを採用している。例えば、米国第三巡回区連邦控訴裁判所は、2003 年に *China Minmetals Materials Import & Export Co., Ltd. v. Chi Mei Corp.*において、次のとおり判示した：

「外国の仲裁判断の執行を促進するという方針に従い、裁判所は、執行に対する防御方法を本条約 5 条に定められた事

57. 米国：Supreme Court of the United States, 17 June 1974 (*Fritz Scherk v. Alberto-Culver Co.*) *Yearbook* 1 (1976) pp. 203-204 (US no. 4).

由に厳しく制限しており、そして、一般に、これらの例外を謙抑的に解釈してきた。」⁵⁸

同様に、英国枢密院は、2022年に以下のとおり判示した：

「5 条に定められた承認及び執行に対する拒否事由は、外国仲裁判断の承認及び執行を促進するというニューヨーク条約の目的及び趣旨に照らして、謙抑的に解釈されるべきであることは、確立された法理である。」⁵⁹

本条約において規律されていない問題の一つに、仲裁の当事者が仲裁手続に不備があることを認識しながら、仲裁の過程で異議を述べなかった場合にどうなるかという問題がある。同様の

58. 米国：United States Court of Appeals, Third Circuit, 26 June 2003 (*China Minmetals Materials Import and Export Co., Ltd. v. Chi Mei Corporation*) *Yearbook* XXIX (2004) pp. 1003-1025 (US no. 459).

59. 英国：Privy Council, 19 May 2022, Appeal No 0086 of 2020 (*Gol Linhas Aereas SA (formerly VRG Linhas Aereas SA) v. MatlinPatterson Global Opportunities Partners (Cayman) II LP and others*), *Yearbook* XLVII (2022) pp.480-487 (UK no. 122).

カナダ：New Brunswick Court of Queen's Bench, Trial Division, Judicial District of Saint John, 28 July 2004 (*Adamas Management & Services Inc. v. Aurado Energy Inc.*), *Yearbook* XXX (2005) pp. 479-487 (Canada no. 18) も参照。

問題は、執行段階で初めて管轄権に関する異議が主張される場合にも生じる。

信義誠実の原則（権利放棄や禁反言と呼ばれることもある。）は、実体上の問題だけでなく手続上の問題にも適用されるものであり、この一般原則によって、当事者が主張を秘匿し温存するようなことを許容しないようにすべきである⁶⁰。

例えば：

- ー ロシア連邦北西管区の連邦仲裁（商事）裁判所は、仲裁で提起されなかった仲裁の管轄権の欠缺に関する主張は、執行手続において初めて提起することはできないと判断した⁶¹。

60. 2006 年に改正された国際商事仲裁に関する UNCITRAL モデル法 4 条は、次のように規定している。

「この法律の規定のうち当事者がその規定と異なる合意をすることができ
る規定又は仲裁合意上の取極が遵守されていないことを知りながら、不当
な遅延なく、又は期限が定められているときはその期限内に、かかる不遵
守に対して異議を述べないで仲裁手続を進める当事者は、異議を述べる権
利を放棄したものとみなす。」（圈点は引用者）

61. ロシア連邦：Federal Arbitrazh (Commercial) Court, Northwestern District,
9 December 2004 (*Dana Feed A/S v. OOO Arctic Salmon*) *Yearbook XXXIII*
(2008) pp. 658-665 (Russian Federation no. 16).

- スペインの最高裁は、被申立人が「今更になって仲裁手続で主張し得た事由をもって仲裁合意を拒否する」ことは理解できないと判示した⁶²。
- 香港終審法院は、仲裁廷または監督裁判所に対して速やかに異議を申し立てなかった場合、禁反言または誠実性の欠如が認められる可能性があるとして判示した。⁶³

この禁反言の原則を、当事者が取消手続でその事由を提起しなかった場合や、被申立人が仲裁地の裁判所によって既に判断された事項について再度争おうとする場合に適用する裁判所もある。

- ベルリンの上級地方裁判所は、ドイツの被申立人が、ウクライナ法で定められた 3 か月の期間制限内にニューヨーク条約に基づく執行拒否事由があると主張して取消手続を行わなかったことを理由に、当該被申立人によるこれらの執行拒否事由の援用は、禁反言により遮断されると判断した。

62. スペイン : Tribunal Supremo, Civil Chamber, 11 April 2000 (*Union Générale de Cinéma, SA v. XYZ Desarrollos, SA*) *Yearbook* XXXII (2007) pp. 525-531 (Spain no. 50).

63. 香港 : Court of Final Appeal of the Hong Kong Special Administrative Region, 9 February 1999 (*Hebei Import and Export Corporation v. Polytek Engineering Company Limited*), *Yearbook* XXIV (1999) pp. 652-677 (Hong Kong no. 15). See *KB v. S* [2015] HKEC 2042.

同裁判所は、本条約は禁反言について規定してはいないものの、ドイツ法において国内の仲裁判断に関して確立されている遮断（Präklusion）規定が、外国仲裁判断の執行にも適用されると理由付けた⁶⁴。

- シンガポール控訴裁判所は、国際仲裁の文脈において、国境を超える争点効（transnational issue estoppel）の法理が適用されると判断した。そのため、インド共和国は、仲裁廷が管轄権を有さなかったことを理由として外国仲裁判断の執行を拒否することができなかった。なぜなら、仲裁地の裁判所が、インドによる当該仲裁判断の取消申立てを認めず、仲裁廷の管轄権とその判断の有効性を認めていたからであった。⁶⁵

5. 拒否事由がある場合の裁量による限定的な執行許可権限

裁判所は、ニューヨーク条約に基づく執行拒否事由が存在すると判断した場合、通常、執行を拒否する。

しかし、一部の裁判所は、本条約に基づく執行拒否事由の存在が証明された場合でも、執行を許可する権限があるとしている。これらの裁判所は、一般的に、当該拒否事由が仲裁に適

64. ドイツ：Kammergericht, Berlin, 17 April 2008 (*Buyer v. Supplier*) XXXIV (2009) pp. 510-515 (Germany no. 119).

65. シンガポール：The Republic of India v. Deutsche Telekom AG [2023] SGCA(I) 10.

用される手続規則の軽微な違反に関係する場合 (*de minimis case*)、又は被申立人が仲裁において当該拒否事由を提起することを怠った場合に、そのように判断している⁶⁶ (本章の C.4.に記載されている事例も参照)。

これらの裁判所は、「仲裁判断の承認及び執行は (中略) 拒否することができる」という文言で始まっている英語版の 5 条 1 項の文言に依拠している⁶⁷。この文言は、本条約の 5 つの公定

66. 香港 : Supreme Court of Hong Kong, High Court, 15 January 1993 (*Paklito Investment Ltd. v. Klockner East Asia Ltd.*) *Yearbook XIX* (1994) pp. 664-674 (Hong Kong no. 6) 及び Supreme Court of Hong Kong, High Court, 16 December 1994 (*Nanjing Cereals, Oils and Foodstuffs Import & Export Corporation v. Luckmate Commodities Trading Ltd*) *Yearbook XXI* (1996) pp. 542-545 (Hong Kong no. 9);

英国領バージン諸島 : Court of Appeal, 18 June 2008 (*IPOC International Growth Fund Limited v. LV Finance Group Limited*) *Yearbook XXXIII* (2008) pp. 408-432 (British Virgin Islands no. 1);

英国 : High Court, Queen's Bench Division (Commercial Court), 20 January 1997 (*China Agribusiness Development Corporation v. Balli Trading*) *Yearbook XXIV* (1999) pp. 732-738 (UK no. 52).

67. 英国 : High Court of Justice, Queen's Bench Division, Commercial Court, 17 April 2008 and Court of Appeal (Civil Division), 21 October 2008 (*Nigerian National Petroleum Corporation v. IPCO (Nigeria) Limited*), *Yearbook XXXIII* (2008) pp. 788-802 (UK no. 82);

訳文のうち、中国語版、ロシア語版、スペイン語版の 3 つにも記載されている。しかし、フランス語版には同様の表現はなく、承認及び執行は“seront refusées”、すなわち、拒否されるものとする表現されているのみである。それにもかかわらず、フランスの裁判所は、フランス法におけるより限定的な拒否事由に基づいて仲裁判断の承認及び執行を認めてきたが、これは、本条約 7 条の適用によるものである（本章 D.5.b 参照）。

6. 主権免除に関連する問題

本条約は、他国の裁判所の管轄権に対する被申立人国家の主権免除の概念については規定していない。被申立人国家に適用される主権免除（及び国家財産に適用される別個の主権免除制度）は、他の国際条約、国際慣習法の原則及び執行が求められる国の国内法によって規律される。

もっとも、国家、国有の主体及びその他の公共の主体は、純粋にそれらの地位のみを理由として本条約の対象から除外されるわけではないということには留意しなければならない。本

米国：District Court, District of Columbia, 31 July 1996 (*Chromalloy Aeroservices Inc. v. The Arab Republic of Egypt*), *Yearbook* XXII (1997) pp. 1001-1012 (US no. 230);

香港：Supreme Court of Hong Kong, High Court, 13 July 1994 (*China Nanhai Oil Joint Service Corporation Shenzhen Branch v. Gee Tai Holdings Co. Ltd.*), *Yearbook* XX (1995) pp. 671-680 (Hong Kong no. 8).

条約 1 条 1 項の「自然人であると法人であるとを問わず、当事者」という表現は、私的主体である当事者と商業的な契約を結ぶ公的法主体を含めるものであると一般的に理解されている。国家又は国有の主体が仲裁に付託する合意を有効に行った場合⁶⁸、諸裁判所は、ほぼ常に、仲裁合意の執行及び仲裁判断の承認及び執行に対して国家により提起される主権免除の主張を、制限的免除及び免除の放棄の理論に依拠して退けている。諸裁判所はまた、しばしば、業務管理的行為（*acta de jure gestionis*）と主権的行為（*acta de jure imperii*）の区別を持ち出し、あるいは、合意は拘束するという原則（*pacta sunt servanda*）及び真に国際的な公序（*ordre public reellement international*）を形成するという理念に依拠する。この区別は、時に、執行に関してもなされることがある。

一つの例として、オーストラリア連邦裁判所は、モーリシャスの投資家に有利な UNCITRAL 仲裁判断の執行を主権免除に基づいて阻止しようとしたインドの試みを退けた。当該裁判所は、本条約を批准したことにより、インドは、自らが当事者と

68.これに対し、国家又は他の主権的主体が仲裁合意を結んでいない場合には、裁判所は被申立人による主権免除の援用を認める。米国：Court of Appeals, Fifth Circuit (*Al-Qarqani v. Saudi Arabian Oil Co.*) 19 F.4th 794, 802 (5th Cir. 2021)など参照（「外国国家に対する主権免除という一般原則に対する例外が適用されない」ことを踏まえると、当事者間に仲裁合意が欠如していることにより管轄権が欠如することになるとして、仲裁判断の執行申立てを却下した。）。

なっている場合も含め、オーストラリア（他の締約国）が本条約に基づき仲裁判断の承認及び執行をすることに合意したものと判断した。したがって、本条約は、放棄という明示的な文言を含んでいないものの、主権免除は黙示的に放棄され得るものであり、そして、インドの本条約の締約国としての地位は、仲裁判断の承認及び執行に関する手続において裁判所の管轄権に対する「明白かつ疑いの余地のない合意による服属」を生じさせたと判断した。⁶⁹

D. 相手方が証明すべき拒否事由（5 条 1 項）

1. 事由 1：当事者の無能力及び仲裁合意の無効（5 条 1 項 (a)）

「第 2 条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前記の合意が当事者が、^{▽▽}その準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でないこと。」

69. オーストラリア：Federal Court of Australia, 24 October 2023, (*CCDM Holdings, LLC v. Republic of India*) (No. 3) [2023] FCA 1266.

本項は、仲裁廷の権限すなわちあらゆる仲裁合意の存在と有効性についての裁判所による仲裁判断後の審査に関わる。したがって、Pieter Sanders教授により説明された通り、仲裁判断後の段階において、本条約及び諸国の裁判所は「仲裁人の権限について最終決定権（final word）」⁷⁰を持つことになる。

この理解は、オーストリア、メキシコ、オランダ、英国その他多くの国の最上級裁判所によって承認されている⁷¹。

a. 当事者の無能力

この事由から生じる争点の類型には、精神的な能力に欠けること、身体的な能力に欠けること、社団（corporate entity）の名において行為する権限が欠けること、あるいは契約当事者が若年過ぎて自身で署名（sign）できないこと、といった「無能力」の防御が含まれる。

70. Pieter Sanders, *Commentary on UNCITRAL Arbitration Rules*, 2 Y.B. COM. ARB. 172, 197 (Pieter Sanders ed., 1977).

71. 例えば, *D v. C*, Judgment, Case no. 3Ob153/18y (Austrian Supreme Court (Oberster Gerichtshof), 19 Dec. 2018), para. 37; Supreme Court of Justice of Mexico, First Chamber, *Amparo Directo* 71/2014, Judgment (May 18, 2016), para. 321; *Republic of Ecuador v. Chevron Corp.*, Judgment para. 4.2, Case no. 13/04679 EV/LZ (Netherlands Supreme Ct. Sept. 26, 2014); *Dallah Real Estate and Tourism Holding Co. v. The Ministry of Religious Affairs, Government of Pakistan*, [2010] UKSC 46, paras. 25-26.

加えて、5 条 1 項(a)の文脈における「無能力」の語は、「契約するための権限 (power) を欠くこと」という意味に解釈されている。例えば、適用法 (applicable law) が国有企業のような主体がある種の潜在的な紛争の類型について仲裁合意を結ぶことを禁止している場合に、そのようなことが生じうる。具体例として、いくつかの法域では、国有企業が、国防契約に関連する契約において仲裁合意を結ぶことが法により禁じられている可能性がある（しかしながら、例としてスイス国際私法典を引用する 2 章 3.a を参照）⁷²。

本条約は、当事者の能力についての適用法（「彼らに適用される法」）をどのように定めるべきかを示していない。そのような法は、したがって、承認および／または執行が請求される法廷（所在地）の抵触法規範を適用して判断されなくてはならない。通常は、自然人の住所地の法及び法人の設立地の法がそれに当たる。

72. スイス国際私法典 177 条 2 項は次のように定めている。

「国、国に支配された企業又は国に支配された組織は、仲裁合意の当事者となった場合、自身の仲裁に服する能力あるいは当該仲裁合意が適用される紛争の仲裁適格を争うために、自国の法を援用することはできない。」

〔訳者注： https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/1988/1776_1776_1776/en の英語訳を参考にした。〕

b. 仲裁合意の無効

5条1項(a)は、「2条に掲げる」合意が「その準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でない」場合も拒否事由に定めている。この拒否事由が援用されることは実務上よくあることである。

被申立人はしばしば、この事由のもとに、仲裁合意が2条2項(2章C.4.a参照)により要求される「書面による」ものでないから、形式的に有効でないと主張する。関連する主張には、本条約の意味に含まれる仲裁をすることの合意が全く存在しないというものもある。この事由のもとに提起されることがある他のよくある防御の例には、仲裁合意の勧誘における違法性、強要あるいは詐欺があったとの主張が含まれる。

時として被申立人は、自身が関連する仲裁合意の当事者ではないと主張して争う場合にこの事由に依拠することがある。この争点は、仲裁人によりなされた判断とは独立に、裁判所によって、事件の事実関係を再評価することによって判断される。例えば、Sarhank Group 事件において、被申立人は当事者間に書面による署名された仲裁合意が存在しないと主張した⁷³。アメリカ合衆国第2巡回区控訴裁判所は、地方裁判所が、被申立

73. 米国 : United States : United States Court of Appeals, Second Circuit, 14 April 2005. (*Sarhank Group v. Oracle Corporation*) *Yearbook* XXX (2005) pp. 1158-1164 (US no. 523).

人は当該契約に適用されるエジプト法によれば当該仲裁条項に拘束されるという仲裁判断における仲裁人の判断に依拠したことは、正しくないとした。控訴裁判所によれば、むしろ、地方裁判所は、この仲裁判断の執行について審査するにあたり、合衆国の連邦法をこの争点に対して適用すべきであった。そのため、控訴裁判所は、「事実として〔被申立人が〕アメリカの契約法あるいは代理法によって認められる何らかの基礎に基づいて仲裁することを合意したかどうかを判断する」ために、事件を地方裁判所に差し戻した。

Dallah Real Estate & Tourism Holding Co v. Pakistan において、イングランド最高裁判所は、イングランドにおける管轄権の管轄権理論（competence-competence doctrine）の射程を明らかにした⁷⁴。最高裁は、仲裁廷には暫定的な問題として自分自身の管轄権について判断する権限があるとしつつ、ニューヨーク条約に基づく執行の申立てに際して、仲裁廷の管轄権に対する異議が述べられた場合、裁判所は、管轄権の問題について判断するために、事実関係と争点について全面的に再審査する権限を有するとした。

最高裁は、世界中の様々な法域において管轄権の管轄権理論がどのように適用されているかを調査した。最高裁は、「全ての国が…何らかの形で仲裁人による管轄権についての判断に対する裁判所による審査を採用している。結局、当事者がおよ

74. 英国：[2010]UKSC 46.

そ契約を結んでいないのであれば…その契約は仲裁廷に何らの権限も与えようがないのである」と述べている。

したがって、ある仲裁廷が自分自身の管轄権について判断できるという事実は、当該仲裁廷にそのような判断をする排他的な権限を与えるものではない。仲裁地外にあって執行を行う裁判所は、当該仲裁廷の管轄権を再調査する権限を有する。

最高裁判所（コリンズ卿）は、国際的なトレンドが仲裁廷の判断を再考することを制限するものであることを認め、かつニューヨーク条約の執行促進的な政策的立場を強調したが、一方でそのどちらをも優先させなかった。最高裁判所は、イングランドでは、1996 年法（30 条）のもとで、仲裁廷は前提問題として当該仲裁廷が管轄権を有するかについて審理することができるとした。しかしながら、その争点が裁判所の面前に持ち込まれた場合、当該裁判所は仲裁人の判断を単にレビューするのではなく、独立の調査を行うことが要求される。さらに、最高裁は、その立場は、仲裁判断がなされたフランスにおけるものと全く異ならないとした。この英国最高裁判所による判断の直後、パリ控訴院は、問題となっている3つの仲裁判断を取り消すよう求める申立てを、自身が管轄権を有するとの仲裁廷の判断は正しいと述べて退けた⁷⁵。同裁判所は、仲裁廷の管轄権

75. フランス：Cour d'Appel, 17 February 2011 (*Gouvernement du Pakistan – Ministère des Affaires Religieuses v. Dallah Real Estate and Tourism Holding Company*).

に関する裁判所による審査の範囲についての見解を表明しなかったが、仲裁廷の判断を全面的に審査した。

より最近になって、英国とフランスの裁判所は、著名な *Kabab-Ji v. Kout Food Group* 事件において、仲裁廷の管轄権に関して異なる結論に達した。異なる結論は、問題となった仲裁合意に対する異なる国家法の適用に由来する。英国の最高裁判所は、レバノンの会社である Kabab-Ji が、そのかつてのビジネスパートナーであるクウェートの Kout Food Group に対して得た ICC の仲裁判断の執行を、イングランド法が適用されると判断した上で、拒否した⁷⁶。約 1 年後、フランス破毀院は、当該仲裁合意にはフランス法が適用されることを認めた上で、同じ仲裁判断を支持した⁷⁷。

英国最高裁は、仲裁地がパリであるにもかかわらずイングランド法が仲裁合意の準拠法であると判断した。最高裁判所は、2020 年の *Enka v. Chubb* 事件⁷⁸において確立した仲裁合意の準拠法に関する原則を適用して、仲裁条項を伴う契約の準拠法選択は、一般には、本条約 5 条 1 項 (a) の目的のために当事者たちが仲裁合意を服せしめた法の十分な表示となるだろうと改めて述べた。当事者たちは明示的にイングランド法をフランチヤ

76. 英国：[2021] UKSC 48.

77. フランス：Cour de Cassation, Chambre Civile 1, Arrêt du 28 septembre 2022.

78. 英国：[2020] UKSC 38.

イズ開発合意（Franchise Development Agreement）の準拠法に選択していたので、それに含まれる仲裁合意も同様であるとされた。最高裁は、イングランド法のもとでは Kout が仲裁合意の当事者になったと判断する現実的な見込みは全くないとした。

フランス破毀院は、フランス法のもとでは、仲裁条項はその中にそれが現れている契約とは独立であるとした。破毀院は、パリ控訴院が、当該の全体的なフランチャイズ開発合意の準拠法としてのイングランド法の選択は、仲裁合意をイングランド法に服させる当事者たちの共通の意思を確立し、よって仲裁地（パリ）において適用される国際仲裁の実質的なルールの適用を制限するに十分ではない、と判断したことは、その主権に基づく裁量の正当な行使であったとした。破毀院は、続けて、Kout はフランス法によれば仲裁合意に拘束されるとしたパリ控訴院の判断を是認した。

上記の相反する判断は、契約の実体的部分の準拠法が仲裁地の法と同一でない場合において、仲裁合意の準拠法を特定することができないことに伴う潜在的な重大な帰結を示すものである。

（仲裁への付託を当事者に命じるよう求める申立てを受けた裁判所による審査の範囲に関して、2 章 B.1.も参照）

2. 事由2：通知を欠くこと及び適正手続の違背；公正な聴聞への権利（5条1項(b)）

「判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと又はその他の理由により防禦することが不可能であったこと」

5条1項(b)は、仲裁判断を不利益に援用されている当事者が、次の理由により、自己の言い分を述べる機会、あるいはその公正な機会が全く与えられなかったことを、拒否事由として定めている。(i)仲裁人の選任あるいは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと。(ii)その他の理由により防禦することが不可能であったこと。

しかし、この事由は、手続上の諸問題について裁判所が仲裁廷のそれと異なる見解を採ることを意図したものではない。執行を妨げようとする当事者は、何らかの形で自己の実体的な言い分を仲裁廷に聴いてもらいその当否を判断してもらう権利を奪われたことを示さなければならない。

a. 公正な聴聞への権利

5条1項(b)は、当事者が公正さの最小限の要求を満たす聴聞（の機会）が与えられていることを要求する。適用される最小限の公正さの水準には、合衆国第7巡回区控訴裁判所によって描写されるところによれば、「相当な通知、証拠に関する聴聞、

及び仲裁人による偏りのない判断」が含まれる。したがって、仲裁人は、どのように手続を指揮するか等についての広範な裁量がある。

b. 通知を欠くこと

仲裁人の選任あるいは仲裁手続について当事者に通知がされないことはまれなことである。当事者が仲裁手続に積極的に関与しているなら、通知が相当でなかったと事後的に争うことは不可能である。

他方、被申立人が欠席した手続においては、通知がされたことの証明にはあらゆる段階で重大な関心が払われなければならない。

例えば、一方当事者が相手方当事者に告げることなく住所を変えた場合、あるいは、ファックスその他の手段による通信が到達することが信頼できないような地域に所在する場合には、通知が欠ける可能性がある。そうした場合には、仲裁人及び仲裁における申立人は、仲裁手続の存在と仲裁廷の選任について被申立人の注意を向けさせ、またそうする努力をしたことを独立に証明するために、合理的に可能なあらゆることをすべきである。彼らがそうしない場合、結果たる仲裁判断の執行が拒否される可能性がある。そのようなケースの1つでは、スウェーデンの最高裁判所が、スウェーデンの当事者の以前における住

所に宛てて送られた通信が配達されずに返送された事実を仲裁人が無視したとして、執行を拒否した⁷⁹。

しかし、欠席は単純に当事者の選択だということもある。仲裁の現実の通知が被申立人により受領されたが、被申立人は仲裁に関与し損なった、あるいは関与を拒否したという場合、裁判所は5条1項(b)における適正手続の違反はないと判断している。当事者が仲裁に関与しないことを選んだのであれば、それは執行拒否事由ではない。

c. 適正手続違背：「防御することが不可能」

よく知られた合衆国の事件である *Iran Aircraft Industries v. Avco Corp.* は、被申立人が防御することが不可能であったことを理由として承認・執行が拒否された例である⁸⁰。被申立人は（後に交代させられた）仲裁廷の長に相談した上で、その助言に基づき、専門家たる会計事務所による損害に関する分析を裏付ける明細（invoice）を提出しないことを決断した。被申立人はそ

79. スウェーデン：Högsta Domstolen, 16 April 2010 (*Lenmornijproekt OAO v. Arne Larsson & Partner Leasing Aktiebolag*) *Yearbook XXXV* (2010) pp. 456-457 (Sweden no. 7).

80. 米国：United States Court of Appeals, Second Circuit, 24 November 1992 (*Iran Aircraft Industries and Iran Helicopter Support and Renewal Company v. Avco Corporation*) *Yearbook Commercial Arbitration XVIII* (1993) pp. 596-605 (US no. 143).

の要約のみに依拠したが、もし必要ならさらなる証拠を提出する用意があることを示唆した上であった。結局、仲裁廷は、それを支える証拠がないことを根拠にこの損害に関する主張を退けた。合衆国第2巡回地区控訴裁判所は、敗れた当事者が損害に関する言い分を述べるのが不可能であったことを根拠として、仲裁判断の承認・執行を拒否した。

仲裁人が具体的状況において公平に振る舞わなかったために承認執行が拒否された仲裁判断は、多数ある。いくつか例を挙げると、

- ー パリ控訴院は、仲裁に関与していなかった被申立人が、仲裁のタイムテーブルを定める手続上の命令や聴聞期日の通知を受けていたという証拠がない場合に、仲裁判断の執行を拒否する判断を支持した⁸¹。
- ー スウェーデンの上訴裁判所は、期日 4 日前に聴聞期日への出席を求めた被申立人に対する通知は不十分であった、という理由で、ICDR の仲裁判断の執行を拒否した。同裁判所は「仲裁手続では相対的に短い期間の通知も受け入れられる」ものの、「4 日という通知による期間—夏の休暇期間中でありかつ週末も含んでいる—は、B 氏が主たる聴聞期

81. フランス : Cour d'Appel, Paris, 15 January 2013 (*Otkrytoye Aktsionernoye Obshestvo "Tomskneft" Vostochnoi Neftyanoi Kompanii v. Yukos Capital*), *Yearbook XXXVIII* (2013) pp. 373-375 (France no. 54).

日について「適切な事前の通知」を受けたとするには、短すぎるとみななければならない」と述べた⁸²。

- － イングランドの上訴裁判所は、インドの仲裁判断の執行を拒否する判断を維持した。理由は、手続の休止 (adjournment) 申立ての際の聴聞において当事者が主張したが受け入れられなかった当事者の一人の重病は、彼に、防御方法の提出を含む仲裁への関与を期待することが現実的でなかったことを意味する、というものであった⁸³。
- － オーストラリアの連邦裁判所は、中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) の下での仲裁における被申立人の一人にとって不利な仲裁判断の執行を拒否した。理由は、仲裁の通知が、関連する契約における通知に関する条項に反し、彼女の夫の住所に送付されたため、彼女は仲裁の適切な通知を受けていなかった、というものであった⁸⁴。

82. スウェーデン：Svea Hovrätt, Department 02, 20 September 2013 (*Subway International B.V. v. B*), *Yearbook* XLV (2020) pp. 390-391 (Sweden no. 9).

83. 英国：Court of Appeal (Civil Division), 21 February 2006 and 8 March 2006 (*Ajay Kanoria, et al. v. Tony Francis Guinness*) *Yearbook* XXXI (2006) pp. 943-954 (UK no. 73).

84. オーストラリア：Federal Court of Australia, 11 May 2021, File no. VID 637 of 2020 (*Beijing Jishi Venture Capital Fund (Limited Partnership) v. James Z Liu et al.*), *Yearbook* XLVI (2021) pp. 217-222 (Australia no. 52).

適正手続違背に基づく異議が認められなかった例には、以下のようなのが含まれる。

- 仲裁人が申立人と同一国籍であった⁸⁵
- 当事者が、聴聞に出席するために旅行する資力を有しなかった⁸⁶
- 連絡と手続が、被申立人の知らない言語で行われていた⁸⁷
- 仲裁廷が、COVID-19 のパンデミックを理由に、聴聞期日をまず延期し、その後リモートで実施した⁸⁸

85. オーストリア：Oberster Gerichtshof, 7 June 2017 (*C v. F GmbH et al.*), *Yearbook* XLIII (2018) pp. 415-419 (Austria no. 34).

86. 米国：United States District Court, Western District of North Carolina, Statesville Division, 11 June 2018 and 16 July 2018, *Yearbook* XLIV (2019) pp. 699-703 (US no. 965).

87. スペイン：Tribunal Superior de Justicia, Madrid, 19 January 2021, no. 1/2021 (*Mebel Service SL v. Made for Stores SL*), *Yearbook* XLVII (2022) pp. 424-427 (Spain no. 103).

88. 米国：United States District Court, Southern District of New York, 26 January 2022, 21-cv-6704 (PKC) (*Preble-Rish Haiti, S.A. v. Republic of Haiti, Bureau de Monétisation de Programmes d'Aide au Développement*), *Yearbook* XLVII (2022) pp. 542-548 (US no. 1043).

- － 仲裁廷が、仲裁判断においてそれまで主張されていなかった法理論に依拠した⁸⁹
- － 仲裁廷が、当事者によって主張されていない根拠に基づいて損害賠償を認めた⁹⁰
- － ビザを取得できなかったために、法人の代表者が聴聞期日に出席できなかった⁹¹

3. 事由 3：仲裁合意の範囲外又は超えていること（5 条 1 項(c)）

「判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にはない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離することができる場合に

89. 英国：Privy Council, 19 May 2022, Appeal No 0086 of 2020 (*Gol Linhas Aereas SA (formerly VRG Linhas Aereas SA) v. MatlinPatterson Global Opportunities Partners (Cayman) II LP and others*), *Yearbook* XLVII (2022) pp. 480-487 (UK no. 122).

90. 英国：High Court of Justice, Queen's Bench, Commercial Court, 19 February 2015 (*Malicorp Limited v. Government of the Arab Republic of Egypt et al.*), *Yearbook* XLI (2016) pp. 585-589 (UK no. 101).

91. 韓国：District Court, Busan, 9th Civil Division, 26 October 2011 (*Dongkuk Steel Corp. v. Yoon's Marine Ltd.*), *Yearbook* XLV (2020) pp. 318-321 (Korea no. 15).

は、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分
は、承認し、かつ執行することができるものとする。」

5条1項(c)に定められた拒否事由は、次のものである。

- － 仲裁判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にない紛争に関するものであること、又は、
- － 仲裁判断が仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。

5条1項(c)における拒否事由は、仲裁廷は当事者がその判断について当該仲裁廷に委ねることを合意した問題についてのみ判断する権限を有する、という原則を体现している。

当事者が何を仲裁廷の判断に委ねたのかを確定するに際しては、仲裁合意及び当事者から仲裁廷に提出された救済請求が考慮されなければならない。仲裁合意の文言は決定的に重要である。扱われる問題がその範囲内に止まっていなければならないためである。

複数の仲裁機関により公にされているモデル条項には、仲裁廷に、当事者の実体的な合意（通常は契約）から生じ、あるいはそれに関連するあらゆる紛争について裁断する非常に広い管轄権を与えると書かれていることが通常である。成熟性（ripeness）及び類似の争点は、通常は（管轄権ではなく）許

容性 (admissibility) の問題であり、したがって裁判所によるレビューの対象にならない。(仲裁人の管轄権の管轄権及び仲裁合意の裁判所によるレビューについては、2 章 C.1 も参照。)

裁判所には、仲裁判断が部分的に仲裁廷の管轄権を超えるに過ぎない場合には、仲裁廷の管轄権内にある部分が分離可能である場合には、仲裁判断の部分的な執行を認める裁量がある⁹²。このことは、5 条 1 項(c)末尾の但書から明らかとなる（「ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ執行することができるものとする」）。

92. 米国：District Court, Southern District of Florida, 12 May 2009 (*Four Seasons Hotels and Resorts B.V., et al. v. Consorcio Barr, S.A.*), *Yearbook XXXIV* (2009) pp. 1088-1097 (US no. 668); District Court, Southern District of New York, 12 October 1989 (*FIAT S.p.A. v. The Ministry of Finance and Planning of the Republic of Suriname, et al.*), *Yearbook XXIII* (1998) pp. 880-885 (US no. 239);

中国：Supreme People's Court, 12 November 2003, [2003] Min Si Ta Zi no. 12 (*Gerald Metals Inc. v. Wuhu Smelter & Refinery Co., Ltd. and Wuhu Hengxin Copper (Group) Inc.*).

4. 事由 4 : 仲裁廷の構成又は仲裁手続における違反 (irregularities) (5 条 1 項(d))

「仲裁廷の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと又は、そのような合意がなかったときは、仲裁が行われた国の法令に従っていなかったこと。」

5条1項(d)には、次の2種類のありうる違反が定められている。

- － 仲裁廷の構成
- － 仲裁手続

a. 仲裁廷の構成

5 条 1 項(d)の 1 つ目の事由には、当事者が仲裁人を選任する権利、あるいは、当事者間の合意に即して構成された仲裁廷によって事件を判断してもらう権利を奪われた場合があてはまる。

一方当事者が仲裁人の選任を拒否し、その後仲裁人が裁判所によって選任された場合、あるいは、仲裁人が、当事者によって選択された適用されるルール及び適用法にしたがって忌避申立てが認められ交代させられた場合には、この事由を主張しても認められないだろう。

5 条 1 項(d)は、裁判所はまず以下のことを見なければならぬとしている。

1. 当事者が仲裁廷の構成について合意をしているか
2. 合意しているなら、どんな合意をしたのかが判断されなくてはならない。
3. その合意が違反されたかどうか
4. 仲裁廷の構成について合意がない場合にのみ、裁判所は仲裁が行われた国の法を適用して当該仲裁廷の構成がその法に沿っていなかったかどうかを判断すべきである。

例えば、当事者は仲裁条項において仲裁廷の長あるいは仲裁人を選任する選任機関を指名していたが、実際には別の誰かが仲裁人を選任した、という場合が挙げられる。類似の問題は、仲裁人が特定の集団から選ばれなければならないのに、別の集団から選ばれてしまったという場合にも生じる。もっとも、裁判所としては、こうした場合に、仲裁判断の承認・執行を妨げようとする当事者が自身の権利を奪われたことを理由として執行を拒否することが本当に必要なかどうか、あるいは、結局小さな手続上の逸脱があったにすぎずその当事者は公平な仲裁手続を保障されたといえるのかどうかについて、慎重に調査すべきである。後者であれば、裁判所が、違反が軽微（*de minimis*）であるならば執行を認めるとの判断をすることができるような事案のわかりやすい例である（前記本章C.5参照）。

例えば、China Nanhai 事件において、香港の高等裁判所は、執行に当たる裁判所は、仲裁廷の構成に関する特定の合意が守られなかった場合であっても、含まれる違反が比較的軽微であ

ると考えるときは、仲裁判断を執行する裁量を行使すべきだとした⁹³。

仲裁合意が1人又は複数の仲裁人について一定の資格を定めていることがある。例えば、ある言語を使えなくてはならない、特定の国の国民でなければならない、特定の法域での法曹資格がなければならない、工学の学位がなければならない、などである。これらの場合には、裁判所は、仲裁人が定められた資格を満たしていないという事実が実際に手続上の不公正をもたらすかどうかによく注意を払うべきである。例えば、仲裁条項では仲裁人が「商人 (commercial man)」であるか又は特定の産業での経験を有する者でなければならないと要求していたが、実際にはそのような資格をみたさない法律家が選任されているという場合、それにもかかわらず仲裁判断を執行することが正当化されてもおかしくはないだろう。

5 条 1 項(d)のこの第一の事由に基づく異議が認められなかった例には、以下のものが含まれる。

- ー ミュンヘンの高等裁判所は、仲裁廷が仲裁条項において合意されていた2人以上ではなく、1人の仲裁人で構成されていた場合に、仲裁廷の構成が当事者間の合意に即してい

93. 香港 : Supreme Court of Hong Kong, High Court, 13 July 1994 (*China Nanhai Oil Joint Service Corporation Shenzhen Branch v. Gee Tai Holdings Co. Ltd.*) *Yearbook* XX (1995) pp. 671-680 (Hong Kong no. 8).

ないとの異議を退けた。裁判所は、被申立人は当該仲裁廷の構成に気づいていたが仲裁の係属中に異議を述べていなかったと指摘している⁹⁴。

- － スペインの最高裁判所における事件では、仲裁合意がフランスの ACPCA（映画関連業者調停・仲裁協会）における紛争の仲裁を定めていた。仲裁における被申立人が仲裁人の指名を怠ったところ、国際映画製作者連盟会長により指名が行われた。裁判所は、この指名が当事者間の合意に違反しているという被申立人の異議を、指名は ACPCA の規則の関連する諸条項を遵守したものであるとして退けた⁹⁵。
- － ローマの上訴裁判所は、カザフスタン共和国により、同国は仲裁人を指名していないという根拠に基づき提起された異議を退けた。裁判所は、同国は仲裁について適切に知らされており仲裁人の選任につき 2 度の期限を設定されていたのであり、仲裁機関が同国に代わって仲裁人を指名した

94. ドイツ：Oberlandesgericht, Munich, 15 March 2006 (*Manufacturer v. Supplier, in liquidation*) *Yearbook* XXXIV (2009) pp. 499-503 (Germany no. 117).

95. スペイン：Tribunal Supremo, Civil Chamber, 11 April 2000 (*Union Générale de Cinéma, SA v. XYZ Desarrollos, SA*) *Yearbook* XXXII (2007) pp. 525-531 (Spain no. 50).

のはこれらの期限が経過した後になってであったと認定した⁹⁶。

5条1項(d)の第一の事由に基づく異議が認められた例は、以下のものを含む：

- 1978 年、フィレンツェの上訴裁判所は、ロンドンにおける 2 人の仲裁人による仲裁廷は、仲裁が行われる国の法に反していないにもかかわらず、当事者の仲裁合意に違反しているとした。仲裁条項は、3 人の仲裁人が選任されると定めていたが、当事者が指名した 2 人の仲裁人は、第 3 の仲裁人を、彼ら 2 人が事件の結論について合意していたために、選任しなかったのである（ただし、当時のイングランド法はそれを許容していた）⁹⁷。
- 合衆国第二巡回区控訴裁判所は、仲裁廷の構成に関する当事者の合意に違反していたとの理由で、仲裁判断の承認・執行を拒否した。関連する仲裁合意によって定められていた通りに当事者が指名した 2 人の仲裁人に仲裁廷の長の選任について合意を試みる時間が与えられることなく、一方

96. イタリア：Corte d'Appello, Rome, 27 February 2019, no. 1490/2019 (*The Republic of Kazakhstan v. Anatolie Stati et al.*), *Yearbook* XLIV (2019) pp. 562-568 (Italy no. 194).

97. イタリア：Corte di Appello, Florence, 13 April 1978 (*Rederi Aktiebolaget Sally v. srl Termarea*) *Yearbook* IV (1979) pp. 294-296 (Italy no. 32).

当事者の申立てにより裁判所が仲裁廷の長を指名してしまったという理由である⁹⁸。

b. 仲裁手続

本条約は、敗れた当事者に仲裁廷による手続上の判断についての不服申立ての権利を与えようとするものではない。5 条 1 項 (d)の第二の事由は、判断を求められた裁判所が、例えば証人が尋問されるべきであったか、再度の反対尋問が許されるべきであったか、あるいは何通の書面の提出が命じられるべきであったかに関して、仲裁廷と異なる見解を有している場合に、仲裁判断の承認・執行を拒否するといったことを狙いとするものではない。

そうではなく、この 5 条 1 項(d)第二の事由は、当事者がある仲裁機関の規則を使うことを合意していたにもかかわらず別の規則に基づいて仲裁が行われた場合、あるいはもっと極端に当事者がいかなる機関の規則も適用しないとまで合意していたにもかかわらずある規則が使われた場合を含む、合意された手続からのより根本的な乖離に向けられたものである。

この 5 条 1 項(d)第二の事由に基づく異議が認められなかった例には、以下のようなものがある。

98. 米国：United States Court of Appeals, Second Circuit, 31 March 2005 (*Encyclopaedia Universalis S.A. v. Encyclopaedia Britannica, Inc.*) *Yearbook* XXX (2005) pp. 1136-1143 (US no. 520).

- ー ブレーメンの高等裁判所は、トルコで行われた仲裁手続が、仲裁廷が被申立人の口頭での審尋の要求を認めず、新たな証拠の申出を無視したことにより、トルコ民事訴訟法典に違反したとの被申立人の主張を退けた。裁判所は、仲裁廷は当事者が合意していたイスタンブール商工会議所仲裁規則に従っていたとした⁹⁹。
- ー 合衆国フロリダ州北部地区連邦地方裁判所において、相手方 Devon（仲裁における申立人。仲裁は中国海事仲裁委員会 CMAC で行われたもの）は、仲裁が、CMAC が他方当事者の反訴を退けた後、別の手続を提起することを許し、後にそれが Devon の請求に（かかる手続）と併合されたことにより、中華人民共和国の法に反していたと主張した。裁判所は、この主張を、Devon は CMAC の判断が中国法のもとで不適当であったことを示すことができなかったとして退けた¹⁰⁰。

99. ドイツ：Hanseatisches Oberlandesgericht, Bremen, 30 September 1999 (*Claimant v. Defendant*) *Yearbook* XXXI (2006) pp. 640-651 (Germany no. 84).

100. 米国：United States District Court, Northern District of Florida, Pensacola Division, 29 March 2010 (*Pactrans Air & Sea, Inc. v. China National Chartering Corp., et al.*) *Yearbook* XXXV (2010) pp. 526-527 (US no. 697).

この5条1項(d)第二の事由に基づく異議が認められた例には以下のようなものがある。

- － スイスの上訴裁判所は、ドイツの仲裁判断の承認・執行を、仲裁手続が当事者の合意に則していないとして拒否した。仲裁合意は、ハンブルクにおける「すべての紛争が単一かつ同一の仲裁手続において解決される」仲裁を予定していた。実際には、仲裁が二段階で行われた。第一に 2 人の専門家による quality arbitration が行われ、その後 3 人の仲裁人の合議体によって行われる正式の仲裁が行われていた¹⁰¹。
- － アメリカ合衆国の連邦裁判所は、エジプトでされた 1 8 億米ドルの支払いを命じる仲裁判断の執行を、当該仲裁は仲裁合意の明示された手続条項に直接的に矛盾しており、「違反が極めて多く、そのためについには関与した仲裁人のうち複数が刑事の有罪裁判を受けるに至った」との認定に基づいて、拒否した¹⁰²。

101. ス イ ス : Appellationsgericht, Basel-Stadt, 6 September 1968, (*Corporation X AG, buyer v. Firm Y, seller*) *Yearbook* I (1976) p. 200 (Switzerland no. 4).

102. 米国 : United States District Court, Southern District of Texas, Houston Division, 17 November 2020 (*Waleed Bin Al-Qarqani et al. v. Arab American Oil Company et al.*), *Yearbook* XLVI (2021) pp. 480-484 (US no. 1015).

- ー トルコの上訴裁判所は、スイスの仲裁判断の承認・執行を、当事者によって合意された手続法が適用されなかったことを理由として拒否した¹⁰³。
- ー イタリアの最高裁判所は、ストックホルムの仲裁判断の執行を認める一方、同じ紛争についてされた北京の仲裁判断の執行を認めなかった。裁判所は、北京の仲裁判断は、どちらの当事者が最初に仲裁手続を開始するかにより、ストックホルム又は北京のどちらかで行われるかは異なるものの一つの仲裁のみを予定している当事者の合意に反しているとした¹⁰⁴。

5. 事由 5：拘束力のない、取り消され、あるいは停止された仲裁判断（5 条 1 項(e)）

「判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎と

103. トルコ：Court of Appeals, 15th Legal Division, 1 February 1996 (*Osuuskunta METEX Andelslag V.S. v. Türkiye Elektrik Kurumu Genel Müdürlüğü General Directorate, Ankara*) *Yearbook* XXII (1997) pp. 807-814 (Turkey no. 1).

104. イタリア：Corte di Cassazione, 7 February 2001, no. 1732 (*Tema Frugoli SpA, in liquidation v. Hubei Space Quarry Industry Co. Ltd.*) *Yearbook* XXXII (2007) pp. 390-396 (Italy no. 170).

なった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。」

5条1項(e)は、相手方が、仲裁判断が次のいずれかの状態にあることを証明した場合の承認・執行の拒否について定めている。

- － 当事者を「拘束するもの」となっていないこと、又は、
- － その判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されていること

a. 拘束するものとなるに至っていない仲裁判断

「拘束するもの (binding)」という語は、ニューヨーク条約の起草者らによって、(1927 年の外国仲裁判断の執行に関するジュネーヴ条約において用いられていた)「終局的 (final)」に代えて、この文脈において用いられた¹⁰⁵。「拘束するもの」という用語の使用は、ひとたび仲裁廷によって給付を命ずる仲裁判断がされたならば、当事者は承認・執行を申し立てる権限を有するということを明確にする意図によるものであった。このことは、給付を命ずる仲裁判断を得た当事者は、当該仲裁判断がされた国ないし仲裁判断をする基礎となった法令の属する国の裁判所による、執行命令 *exequatur* ないし当該仲裁判断の承

105. 1927 年 9 月 26 日に署名された外国仲裁判断の執行に関する条約。

認・執行を求めることの許可（いわゆる double exequatur 二重執行命令）を得ることが必要でないことを、このような許可が 1927 年ジュネーヴ条約のもとでは要求されていたにもかかわらず、意味していた。

二重執行命令が本条約のもとでは必要でないという事実は、裁判所や学説によっても普遍的に認められている。

しかし、諸裁判所は、いつ仲裁判断が 5 条 1 項(e)の意味において「拘束するもの」と言われうるものになるのかについて、見解を異にしている。この問題がもっとも頻繁に現れるのは、当事者が 5 条 1 項(e)に基づいて部分的あるいは暫定的な仲裁判断の拘束的な性質を争うときである。古典的なアプローチに従い、仲裁判断の拘束的な性質は仲裁判断がされた国の法に基づいて定められるべきだと考えている裁判所もある¹⁰⁶。他方で、新しい考え方に従い、この問題を仲裁判断に適用される法とは無関係に検討する裁判所もある¹⁰⁷。この文脈において、裁判所は、当事者の合意に依拠する場合がある。例えば、当事者が国際商工会議所（ICC）の規則のもとで仲裁を行うことを選択した場合には、2021 年の ICC 仲裁規則が、35 条 6 項で、「すべて

106. フランス：Tribunal de Grande Instance, Strasbourg, 9 October 1970 (*Animalfeeds International Corp. v. S.A.A. Becker & Cie*) *Yearbook* II (1977) p. 244 (France no. 2)など参照。

107. スイス：Tribunal Fédéral, First Civil Chamber, 9 December 2008 (*Compagnie X SA v. Federation Y*) *Yearbook* XXXIV (2009) pp. 810-816 (Switzerland no. 40)など参照。

の仲裁判断は当事者を拘束する」ことを定めている。また、自律的な解釈を行なって、仲裁判断が当事者を拘束するものとなるのは、それがもともと、または今となつては、当該仲裁廷に対する本案についての異議申立ての方法がないときであるとする裁判所もある。

b. 取り消され又は停止された仲裁判断

1. 取り消された仲裁判断

法域によっては、この手続は「vacatur」とか「annulment」の手続とも呼ばれることがある。

仲裁判断がされた国の裁判所か、仲裁判断がされたものと定められた、言い換えればその仲裁が所在していた（1章C.1.a. 参照）国の裁判所のみが、仲裁判断を取り消す管轄権を有する。これらの裁判所は、仲裁判断について「監督上の」ないし「第一次」管轄権を持つものと描写される。対して、そこにおける仲裁判断の承認・執行が求められている裁判所は、仲裁判断に対し「執行の」ないし「第二次」管轄権を持つものと描写され、その管轄権は本条約上の承認・執行の拒否事由の存否の判断に限定される。

仲裁判断が取り消されたという異議が認められるためには、多くの国において、第一次管轄権を有する裁判所によって仲裁判断が終局的に取り消されていなくてはならない。仲裁判断の

取消しを求める申立てをしただけでは足りない。このことにより、敗れた当事者が、取消手続を開始することによって執行を遅延させることが防止される。

仲裁判断を取り消し又は停止する申立てがされている状況は、6条によりカバーされる。6条は、この場合、執行裁判所は、相当と認める場合には、仲裁判断の執行に関する裁判を休止することができる（本章 F を参照）。しかし、申立ては、5条1項(e)において定められている管轄権のある裁判所、すなわち第一次管轄権を有する裁判所に対してされていなければならない。

2. 取り消されていることの効果

仲裁判断がその判断がされた国又はその判断の基礎となった法令の属する国において取り消されているにもかかわらず、別の国の裁判所は、ニューヨーク条約の枠組みの外で、なお承認・執行を認めることがある。フランスは、仲裁判断がされた国（country of origin）において取り消されたという事実があっても仲裁判断は執行可能であると宣言している法域のもっともよく知られた例である。フランスがそうするのは、ニューヨーク条約に基づいてではなく、ニューヨーク条約の7条1項、すなわちより有利な権利条項によるオプト・アウトの結果としてフランス法に基づいてである。この条項は、ニューヨーク条約よりもより執行を認めやすい、別の言い方をすれば、本条約が認

めないであろう場合にも承認・執行に至る可能性のある規律を適用することを裁判所に認めるものである（1 章 E.1 参照）。取り消された仲裁判断の承認・執行を、ニューヨーク条約の規律の枠内で認める裁判所もある。米国、イングランド及びオランダがその例である¹⁰⁸。

3. 「停止された」仲裁判断

5 条 1 項(e)は、不利な仲裁判断を持ち出されている当事者が、当該仲裁判断は判断がされた国ないし判断をする基礎となった法令の属する国の裁判所によって「停止されている」ことを証明した場合にも、当該仲裁判断の執行を拒否できると定めている。このセクションの D.5.b の (i) で見たように、6 条は、相手方が仲裁判断の停止を仲裁判断がされた国において申し立てた場合には、裁判所は執行に関する判断を中止できると定めている。

108. 米国：Court of Appeals, Second Circuit, 2 August 2016 (*Corporación Mexicana de Mantenimiento Integral, S. de R.L. de C.V. v. Pemex – Exploración y Producción*), *Yearbook* XLII (2017) pp. 763-770 (US no. P44);

オランダ：Hoge Raad, First Chamber, 24 November 2017 (*Not indicated v. OJSC Novolipetsky Metallurgichesky Kombinat*), *Yearbook* XLIII (2018) pp. 529-534 (Netherlands no. 62) (仲裁地で取り消された仲裁判断を執行する裁量は 5 条 1 項の例外であり、よって裁判所は例外的な状況でのみそれを行行使しなければならないとする)。

仲裁判断の「停止」は、本条約においては定義がされていない。裁判所は、一般に、この用語は仲裁判断がされた国における「裁判所の判断による (by a decision of a court) その執行可能性の停止 (よって、例えば取消しを求める訴えの係属の場合のように、法の作用によるものではない) を指すものと理解している¹⁰⁹。

E. 裁判所の職権で考慮すべき拒否事由 (5 条 2 項)

本条約の 5 条 2 項は次のように定める。

「仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限ある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。

(a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

(b) 判断の承認及び執行が、その国の公の秩序に反すること。」

109. スイス : Tribunal Fédéral, First Civil Chamber, 9 December 2008 (*Compagnie X SA v. Federation Y*), *Yearbook* XXXIV (2009) pp. 810-816 (Switzerland no. 40).

5条2項の事由は仲裁が求められた国の公益を保護している。それゆえ裁判所は、仲裁判断の承認・執行申立てがされた後、職権により、これらの事由に依拠することができる。承認・執行に抵抗する当事者もまた、関連性があると信じる時にはこれらを持ち出すことが通常だろう。

1. 事由 6：仲裁不可能（5条2項(a)）

要約するならば、5条2項(a)の「仲裁不可能（not arbitrable）」という拒否事由は、紛争が裁判所に留保される対象に関わっている場合に利用できるものである。

例えば、刑事事件が仲裁できないものであることは明らかである。同様に、以下を含む、特定の裁判所に排他的に留保されている事件もまた仲裁することができない。

- 離婚、子の監護といった家庭内関係
- 財産分割（分与）（property settlements）
- 遺言
- 倒産
- 租税紛争

現代のトレンドは、裁判所の管轄に排他的に留保される紛争類型を縮小する方向にある。それは、費用の抑制という傾向、仲裁をするという当事者の合意は尊重されるべきだということを受け入れようとする多くの裁判所のよりオープンな姿勢、及び

各国の立法による国際仲裁への支持を含んだ、多くの要因がもたらしている結果である。この点に関しては、「仲裁不可能」ということが、国際的な文脈では、国内的な文脈とは異なった意味を持っていることにも注意すべきである（国際的公序と国内的公序の区別については、この章の後記E.2.参照）（仲裁による解決可能性な事項については、2章C.3.も参照¹¹⁰⁾）。この動向を示す例として、2023年、ベルギー最高裁判所は、独占的販売代理店契約の終了に関する紛争の仲裁可能性に関する数十年来の判例を覆した。同裁判所は、当該契約が外国の実体法により規律されている場合であっても、またその外国法がベルギー法と同様の保護を提供しているか否かにかかわらず、独占的販売代理店契約の終了に関する紛争は仲裁によって解決することができる」と判示した。

ある仲裁の対象が仲裁不可能かどうかは、承認・執行が申し立てられた国の法によって決せられる。仲裁不可能という性質は、請求の付随的な部分にのみではなく、実質的な部分に関わっているべきである。

5条2項(a)に基づく執行の拒否例は、ほとんど公表されていない。

110. ベルギー：Supreme Court of Belgium, First Chamber, 7 April 2023 (C.21.0325.N), *Yearbook* XLIX (2024) (Belgium no. E6).

- ー ひとつの例は、モスクワ地区連邦 Arbitrazh（商事）裁判所による裁判例である。この裁判は、ロシア人である相手方が Arbitrazh 裁判所により倒産の宣告をされた後になされたものであることを理由として、スロバキアの仲裁判断を執行できないとした。ロシア連邦の倒産法の下では、Arbitrazh 裁判所は、債務者に対する倒産債権（bankrupt's claims against a debtor）の金額と性質の決定について排他的な管轄権を有する。同裁判所は、実際には、仲裁可能性は公序に属するものと解し得るとして、自身の判断を5条2項(b)の下に位置付けた¹¹¹。

2. 事由7：公序に対する違反（5条2項(b)）

5条2項(b)は、承認・執行が求められた裁判所は、承認・執行をすることが「その国の公の秩序に反する」場合に、これを拒否することを許容している。

しかしながら、5条2項(b)は、「公の秩序」が何を意味するかについて定義していない。また、ニューヨーク条約の下での承認・執行の申立てに対し、国内の公序の原則が適用されるのか、国際的な公序概念が適用されるべきなのかも述べていない。国際的な公序概念は、一般に、国内の公序概念よりも狭い。本

111. ロシア連邦：Federal Arbitrazh (Commercial) Court, Moscow District, 1 November 2004 (*AO Slovenska Konsolidachna, A.S. v. KB SR Yakimanka*) *Yearbook* XXXIII (2008) pp. 654-657 (Russian Federation no. 15).

章の前記 E.1 においてみたように、この区別は、仲裁可能性についても当てはまる。

ほとんどの国の裁判所は、本条約を適用する際により狭い基準である国際的な公序を採用している。例えば、米国においては、「公序の抗弁は、仲裁判断の執行が米国の最も基本的な道徳及び正義の理念に反する場合にのみ適用されるよう限定的に解釈されている」¹¹²。同趣旨の表現は他の複数の法域でも用いられている¹¹³。フランスの裁判所は、公序違反とは「顕著かつ実効的で具体的な」ものでなければならぬと判断している¹¹⁴。

112. 米国：District Court, District of Columbia, 31 May 2017 (*Venco Imtiaz Construction Company v. Symbion Power LLC*), *Yearbook* XLIII (2018) pp. 633-637 (US no. 933).

113. ブラジル：Court of Appeal of Belize, 8 August 2012 and Caribbean Court of Justice, 26 July 2013 (*The Attorney General of Belize v. BCB Holdings Limited, et al.*), *Yearbook* XXXVIII (2013) pp. 324-329 (Belize no. 2);

アイルランド：High Court, Dublin, 19 May 2004 (*Brostrom Tankers AB v. Factorias Vulcano SA*), *Yearbook* XXX (2005) pp. 591-598 (Ireland no. 1);

オーストラリア：Federal Court of Australia, New South Wales District Registry, General Division, 22 February 2011 (*Uganda Telecom Limited v. Hi-Tech Telecom Pty Ltd*), *Yearbook* XXXVI (2011) pp. 252-255 (Australia no. 36)など参照。

114. フランス：Cour de Cassation, First Civil Chamber, 4 June 2008 (*SNF sas v. Cytec Industries BV*), *Yearbook* XXXIII (2008) pp. 489-494 (France no. 47).

香港の裁判所は、「仲裁判断から生じる重大な不正が、裁判所の良心にとってあまりに衝撃的で仲裁判断を執行することを容認し得ないこと」が必要であるとする¹¹⁵。インドでは、「法令違反だけでは公序の抗弁を提起するには不十分」であり、むしろ、公秩違反とは、国家政策の核心的価値観を害するものであるとされる¹¹⁶。

2002 年に出された国際法協会の「公序」に関する勧告（「ILA 勧告」）は、最善の国際実務を反映したものとみなされている¹¹⁷。

ILA 勧告の一般的なポイントの中には、仲裁判断の終局性が、「国際商事仲裁において例外的な状況を除いて尊重されるべき」であり、そうした例外的な状況は「とりわけ、国際仲裁判断の承認・執行が国際的な公序に反するであろう場合に、存在が見出される可能性がある」というものがある。

ILA 勧告は、「国際的な公序」という表現は、同勧告において、国家により認知された、国際商事仲裁の文脈においてなさ

115. 香港：High Court of the Hong Kong Special Administrative Region, 30 April 2009 (*A v. R*) 3 HKLRD 389.

116. インド：High Court of Delhi, New Delhi, 11 April 2017 (*Cruz City 1 Mauritius Holdings v. Unitech Limited*), *Yearbook* XLII (2017) pp. 407-411 (India no. 54).

117. Resolution of the ILA on Public Policy as a Bar to Enforcement of International Arbitral Awards, *Arbitration International*, Volume 19, Issue 2, 1 June 2003, pp. 213-215, <<https://doi.org/10.1093/arbitration/19.2.213>>.

れた仲裁判断の承認又は執行が当該判断に向けてなされた手続（手続的国際的公序）あるいは当該仲裁判断の内容（実体的国際的公序）を考慮するとそれらの違反となるときに、その性質上、当該仲裁判断の承認又は執行を禁ずることがあるような一連の原則とルールを総体を指すために用いられる、と述べている。

ILA 勧告は、あらゆる国の国際的公序には以下のものが含まれるとする：

- （i）正義あるいは道徳に関連する、その国が直接には関わっていない場合でも保護したいと望むような基本的な諸原則、
- （ii）その国の必要不可欠な政治的、社会的あるいは経済的利益に奉仕するために定められたルールで、「公序法（*lois de police*）」ないし「公政策的規律（*public policy rules*）」として知られているもの、及び、
- （iii）他の国や国際機関に対する自国の義務を尊重するその国の義務

a. 承認・執行の例

ドイツの、ツェレの高等裁判所における事件では、売主が、ロシア連邦商工会議所の国際商事仲裁裁判所（ICAC）の仲裁判断の執行を求めた。買主は、執行を許すことは、仲裁手続において手続上の違反（*irregularities*）があったために、あるいは、

仲裁判断が過度に高い契約上の制裁をもたらすものであるために、公序に反することになると主張した。裁判所は買主の主張を次のように述べて退けた¹¹⁸：

「こと外国仲裁判断の場合においては、外国仲裁における国内の強行法規からの逸脱は〔当然には〕公序に反するものとならない。そうではなく、国際的公序の違反がなければならぬのである。したがって、外国仲裁判断の承認は、概して（as a rule）、国内仲裁判断〔の承認〕より厳格でない枠組みに従うことになる。問題となるのは、ドイツの裁判官がドイツの強行法規に基づけば異なる帰結に到達していたであろうか否かではない。そうではなく、国際的公序に対する違反は、具体的事案における外国法の適用の結果があまりにドイツの諸規定と調和しないため、ドイツの諸原則に照らして受け入れることができないような場合にはじめて存在するものである。本件はそのような場合に当てはまらない。」

フランスの事件である *SNF v. Cytec* では、SNF が、ある化学合成物を、2つの別個の契約の下で、Cytec から購入する契約をし

118. ドイツ：Oberlandesgericht, Celle, 6 October 2005 (*Seller v. Buyer*) *Yearbook XXXII* (2007) pp. 322-327 (Germany no. 99).

た¹¹⁹。第二契約は、Cytecが独占的供給者となることを定めていた。仲裁廷は、第二契約はヨーロッパ競争法に違反すると判断した。仲裁廷は、その後、Cytecに有利な仲裁判断をした。破毀院において、SNFは、大要、同仲裁判断の基礎とされた合意は、競争を抑制するものであって、それゆえにEC法と公序に反するものであるから、同仲裁判断の執行を裁判所は許すべきではないという趣旨の主張をした。裁判所は、（本件がそうであるように）争われている問題が国際的公序である場合、裁判所は、「目に余る、実質的かつ明確な」国際的公序の違反がある場合に限り、執行を妨げるために介入するにすぎない、とした。

仲裁判断の基礎にある法的理由付けや仲裁廷の行為に何らかの形で不備があるということは、その不備が、そこにおける執行が求められている法システムの、道徳や正義という基本的な概念に影響するものではない限り、つまり、国際的公序に反しない限りにおいては、公序の違反とはならない。例えば、香港特別行政区の最終上訴裁判所は、検証（inspection）が相手方不在時に行われたことは、相手方が検証が行われたことを告知されていたにもかかわらず相手方代表者の同席時に再検証を

119. フランス：Cour de Cassation, First Civil Chamber, 4 June 2008 (*SNF sas v. Cytec Industries BV*) *Yearbook* XXXIII (2008) pp. 489-494 (France no. 47).

行うことを要求しなかった以上、執行拒否の理由とならないとした¹²⁰。

公序違反が主張されたにもかかわらず承認・執行を認めた他の例としては、以下のものがある：

- － 資力の欠乏：ポルトガルの最高司法裁判所は、ポルトガルの被申立人が資力欠乏のためにオランダにおける仲裁に関与しなかったことが公序違反の理由となるとする主張を退けた¹²¹。
- － 仲裁人による公平性の欠如：複数の裁判所は、「見かけ上の偏頗性」では足りないとしている。よって、「実際の偏頗性」があった、言い換えれば、仲裁人が偏った仕方で行動したのでなければならない¹²²。

120. 香港：Court of Final Appeal of the Hong Kong Special Administrative Region, 9 February 1999 (*Hebei Import and Export Corporation v. Polytek Engineering Company Limited*) *Yearbook* XXIV (1999) pp. 652-677 (Hong Kong no. 15).

121. ポルトガル：Supremo Tribunal de Justiça, 9 October 2003 (*A v. B. & Cia. Ltda., et al.*) *Yearbook* XXXII (2007) pp. 474-479 (Portugal no. 1).

122. ドイツ：Oberlandesgericht, Stuttgart, 18 October 1999 and Bundesgerichtshof, 1 February 2001 (*Dutch Shipowner v. German Cattle and Meat Dealer*) *Yearbook* XXIX (2004) pp. 700-714 (Germany no. 60), 米国：United States District Court, Southern District of New York, 27 June 2003 and United States Court of Appeals, Second Circuit, 3 August

- ー 仲裁判断における理由の欠如：仲裁判断において理由〔の記載〕を必要的としている国の裁判所は、一般に、理由〔の記載〕のない仲裁判断を適法としている国においてなされた理由〔の記載〕のない仲裁判断の執行を受け入れている¹²³。

b. 承認・執行を拒否した例

5 条 2 項(b)に基づく承認・執行拒否の例は次のようなものである：

- ー バイエルンの高等裁判所は、ロシアの仲裁判断の承認・執行を公序違反を根拠に拒否した。その理由は、当事者が和解に達した後、仲裁人に対してはそれが秘匿されたまま当該仲裁判断がなされたことにあった¹²⁴。
- ー ロシア連邦のトムスク地方連邦 Arbitrazh（商事）裁判所は、フランスでなされた ICC の仲裁判断の執行を、それに関して仲裁判断がなされた融資契約は同一グループの企業間に

2004 (*Lucent Technologies Inc., et al. v. Tatung Co.*) *Yearbook* XXX (2005) pp. 747-761 (US no. 483) など参照。

123. ドイツ：Oberlandesgericht Düsseldorf, 15 December 2009 (*Seller v. German Buyer*) *Yearbook* XXXV (2010) pp. 386-388 (Germany no. 135) など参照。

124. ドイツ：Bayerisches Oberstes Landesgericht, 20 November 2003 (*Seller v. Buyer*) *Yearbook* XXIX (2004) pp. 771-775 (Germany no. 71).

おける違法な合意であり、また当該紛争は偽装されたもの（simulated）であるとして、拒否した（西シベリア管区商事裁判所における控訴審でも維持された。）¹²⁵。

- － アムステルダム控訴裁判所は、オンライン・プラットフォームを通じて締結されたビットコイン貸付に関して下された3件の仲裁判断について、その承認及び執行許可を拒否した。当該プラットフォームの利用条件では、貸付が不履行となった場合、自動的に仲裁が開始されることとされ、債務者が仲裁において自己を弁護しようとする場合には、債務不履行通知を受領した後7日以内に電子メールで申請を送付しなければならないと定められていた。裁判所は、被告は、公の秩序に反し、係属中の仲裁について通知を受けなかったと認定した¹²⁶。
- － ドイツの高等裁判所は、モスクワ国際商事仲裁裁判所（ICAC Moscow）の仲裁判断のうち、被申立人に対し元本及び費用の支払を命じた部分については執行を認めたが、遅延に対する契約上の違約金の支払を命じた部分について

125. ロシア連邦：Federal Arbitrazh (Commercial) Court, District of Tomsk, 7 July 2010 (*Yukos Capital S.A.R.L. v. OAO Tomskneft VNK*), *Yearbook XXXV* (2010) pp. 435-437 (Russian Federation no. 28); Federal Arbitrazh Court, West-Siberian District, 27 October 2010 (*Yukos Capital S.A.R.L. v. OAO Tomskneft VNK*).

126. オランダ：Gerechtshof, Amsterdam, 29 January 2019 (*X v. Y*), *Yearbook XLIV* (2019) pp. 623-625 (Netherlands no. 67).

は執行を拒否した。裁判所は、契約上合意された日率 0.5% は年率に換算すると 180%に相当し、これは法外でありドイツの公序とは相容れないと認定した¹²⁷。

F. 取消手続係属中の執行停止（6 条）

本条約 6 条は、当事者が、仲裁判断が下された地の裁判所において仲裁判断の取消し又は停止の手続を開始する一方で、仲裁判断で債権を認められた者が他国で執行を求めている場合に適用される。言い換えれば、6 条は、一方において取消手続が進行し、他方において執行手続が並行して行われている状況を対象としている。

本規定は、執行裁判所が適切と認める場合には、仲裁判断の執行に関する判断を延期又は停止することを明示的に認めている。また、6 条は、執行を求める当事者の申立てにより、執行裁判所が相当な補償を立てることを命ずることも認めている。

6 条は次のとおり規定している。

「判断の取消し又は停止が、5 条 1 項(e)に掲げる権限のある機関に対し申し立てられている場合において、判断が援

127. ドイツ：Kammergericht, Berlin, Twelfth Civil Chamber, 7 February 2019 (*Not indicated v. Not indicated*), *Yearbook XLV* (2020) pp. 261-263 (Germany no. 166).

用されている機関は、適当と認めるときは、判断の執行についての決定を延期することができ、かつ、判断の執行を求めている当事者の申立てがあるときは、相当な保障を立てることを相手方に命ずることができる。」

執行手続の延期は、執行裁判所と仲裁地裁判所とが相反する判断を下すことを防止し得る。さらに、執行拒否事由の一つである本条約5条1項(e)は、仲裁判断が「取り消されたか若しくは停止された」というものである。したがって、仲裁判断が取り消される可能性がある場合に、執行手続を継続するのは時期尚早であるといえる。もっとも、執行手続の延期は、執行を遅延させ、場合によっては執行を不能にさえさせる危険を伴う。

これらの相反する懸念が存在する文脈の中、裁判所は仲裁判断の執行を停止する裁量を慎重かつ合理的に行使すべきであることが広く認められている。本条約は、裁判所が執行手続の停止をするか否かを決定する際に考慮すべき具体的な基準を定めてはいない。多くの裁判所は、複数の要素を比較衡量する多要素的アプローチを採用しており、その考慮要素には以下のようものが含まれる。

- 外国における取消手続の進行状況及びその解決に要すると見込まれる期間
- 執行を求められている仲裁判断が、より厳格な審査基準の下で、外国手続におけるより詳細な審査を受けるか否か

- 取消申立ての成功の蓋然性
- 手続を開始した当事者や提起の時期を含む外国手続の態様
(例：当該手続が執行手続に先行しており、国際礼譲に関する懸念を生じさせるか否か)
- 紛争の解決を妨げ又は遅延させる意図を示す事情及び誠実性の欠如を示す証拠が存在するか否か
- 執行手続を延期することが執行をより困難にさせる可能性があるか否か
- 執行を求める当事者が仲裁判断上の債務者による資産散逸の危険に対応するため、相当の保障を立てるよう申し立てることができることを踏まえた上で、各当事者に生じ得る不利益のバランス
- 仲裁の一般的な目的、特に紛争の迅速な解決及び長期にわたり高額な費用を要する訴訟の回避
- ニューヨーク条約及び適用される仲裁法に基づく執行促進の理念¹²⁸

128. 英国：High Court of Justice, 14 April 2021 (*Hulley Enterprises Limited and others v. the Russian Federation*) [2021] EWHC 894, para. 213, *Yearbook* XLVI (2021) pp. 425-446 (UK no. 118); High Court of Justice, 27 April 2005 (*IPCO Nigeria Limited v. Nigerian National Petroleum Corporation*) [2005], para. 8, *Yearbook* XXXI (2006) pp. 853-977 (UK no. 70);

執行手続が停止された場合、執行を求める当事者は、執行裁判所に対し、相当の保障を立てることを相手方に命ずるよう申立てることができる。保障提供命令の申立てを認めるか否かを検討するにあたって、裁判所は、様々な要素を考慮してきた。その要素には以下のものが含まれる。

- － 取消申立ての認容可能性。「仲裁判断が明らかに有効である場合には、直ちに執行を命ずるか、そうでなければ相当額の保障を命ずるべきである」¹²⁹と考えられてきた。
- － 遅延が生じた場合に執行がより困難となるか。この点につき、裁判所は以下のように指摘している。

「裁判所は、仲裁判断の執行の容易さ又は困難さ及び執行が遅延した場合に、例えば資産の移動や不適切な取引等によって、執行がより困難となるか否かを、考慮しなければなら

米国：United States Court of Appeals, Second Circuit, 2 September 1998 (*Europcar Italia, S.p.A. v. Maiellano Tours, Inc.*) [1998] 97-7224, para. 21, *Yearbook* XXIVa (1999) pp. 786-913 (US no. 280).

129. 英国：Court of Appeal, Civil Division, 12 March 1993 (*Soleh Boneh International Ltd. v. Water Resources Development (International) Ltd., Government of the Republic of Uganda and National Housing Corporation*) [1993], para. 13, *Yearbook* XIX (1994) pp. 717-754 (UK no. 38).

また、香港：High Court, 5 May 2016 (*L v. B*) [2016], para. 9, *Yearbook* XLI (2016) pp. 487-493 (Hong Kong no. 28).

らない。もしそのような事態が生じ得るのであれば、保障を命ずる根拠は一層強まる。他方で、当該法域内に常に十分な資産が存在するのであれば、保障を命ずる根拠は必然的に弱まることとなる。」¹³⁰

G. 結論

仲裁判断の承認・執行の要求を拒否し得る限定列举された諸事由と、これらの事由を解釈する上で従われるべき諸原則に関する以上の概観は、裁判所によって思慮深く尊重され適用されるべき、本条約の執行促進的性質を反映したものである。

130. 英国：Court of Appeal, Civil Division, 12 March 1993 (*Soleh Boneh International Ltd. v. Water Resources Development (International) Ltd., Government of the Republic of Uganda and National Housing Corporation*) [1993], para. 14, *Yearbook XIX* (1994) pp. 717-754 (UK no. 38).

また、香港：High Court, 5 May 2016 (*L v. B*) [2016], para. 9, *Yearbook XLI* (2016) pp. 487-493 (Hong Kong no. 28).

資 料

目 次

資料Ⅰ	－	1958 年ニューヨーク条約
資料Ⅱ	－	UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法
資料Ⅲ	－	UNCITRAL2006 年勧告
資料Ⅳ	－	オンラインの関係資料

資料Ⅰ

1958 年ニューヨーク条約

(訳者注：本条約の以下の日本語訳は、外務省による「定訳」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S38-E4-1299-3.pdf>) による。)

第1条

1 この条約は、仲裁判断の承認及び執行が求められる国以外の国の領域内においてされ、かつ、自然人であると法人であるとを問わず、当事者の間の紛争から生じた判断の承認及び執行について適用する。この条約は、また、仲裁判断の承認及び執

行が求められる国において内国判断と認められない判断についても適用する。

2 「仲裁判断」とは、各事案ごとに選定された仲裁人によってされた判断のほか、当事者から付託を受けた常設仲裁機関がした判断を含むものとする。

3 いかなる国も、この条約に署名し、これを批准し、若しくはこれに加入し、又は十条の規定に基づき適用の拡張を通告するに当たり、他の締約国の領域においてされた判断の承認及び執行についてのみこの条約を適用する旨を相互主義の原則に基づき宣言することができる。また、いかなる国も、契約に基づくものであるかどうかを問わず、その国の国内法により商事と認められる法律関係から生ずる紛争についてのみこの条約を適用する旨を宣言することができる。

第2条

1 各締約国は、契約に基づくものであるかどうかを問わず、仲裁による解決が可能である事項に関する一定の法律関係につき、当事者の間にすでに生じているか、又は生ずることのある紛争の全部又は一部を仲裁に付託することを当事者が約した書面による合意を承認するものとする。

2 「書面による合意」とは、契約中の仲裁条項又は仲裁の合意であつて、当事者が署名したもの又は交換された書簡若しくは電報に載っているものを含むものとする。

3 当事者がこの条にいう合意をした事項について訴えが提起されたときは、締約国の裁判所は、その合意が無効であるか、失効しているか、又は履行不能であると認める場合を除き、当事者の一方の請求により、仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない。

第3条

各締約国は、次の諸条に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従って執行するものとする。この条約が適用される仲裁判断の承認又は執行については、内国仲裁判断の承認又は執行について課せられるよりも実質的に嚴重な条件又は高額の手数料若しくは課徴金を課してはならない。

第四条

1 前条にいう承認及び執行を得るためには、承認及び執行を申し立てる当事者は、その申立ての際に、次のものを提出しなければならない。

- (a) 正当に認証された判断の原本又は正当に証明されたその謄本
- (b) 二条に掲げる合意の原本又は正当に証明されたその謄本

2 前記の判断又は合意が、判断が援用される国の公用語で作成されていない場合には、判断の承認及び執行を申し立てる当事者は、これらの文書の当該公用語への翻訳文を提出しなければならない。その翻訳文は、公の若しくは宣誓した翻訳者又は外交官若しくは領事官による証明を受けたものでなければならない。

第五条

1 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

- (a) 二条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であつたこと又は前記の合意が当事者が、その準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは判断がされた国の法令により有効でないこと。
- (b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかつたこと又はその他の理由により防禦することが不可能であつたこと。
- (c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にない紛争に関するものである

こと又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかつた事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。

- (d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていないかつたこと又は、そのような合意がなかつたときは、仲裁が行なわれた国の法令に従っていないかつたこと。
- (e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

2 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。

- (a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。
- (b) 判断の承認及び執行が、その国の公の秩序に反すること。

第6条

判断の取消し又は停止が、5条1（e）に掲げる権限のある機関に対し申し立てられている場合において、判断が援用されている機関は、適当と認めるときは、判断の執行についての決定を延期することができ、かつ、判断の執行を求めている当事者の申し立てがあるときは、相当な保障を立てることを相手方に命ずることができる。

第7条

1 この条約の規定は、締約国が締結する仲裁判断の承認及び執行に関する多数国間又は二国間の合意の効力に影響を及ぼすものではなく、また、仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が仲裁判断を利用するいかなる権利をも奪うものではない。

2 1923年の仲裁条項に関するジュネーヴ議定書及び1927年の外国仲裁判断の執行に関するジュネーヴ条約は、締約国がこの条約により拘束される時から、及びその限度において、それらの国の間で効力を失うものとする。

第8条

1 この条約は、国際連合加盟国のため、及びその他の国であつて、国際連合の専門機関の加盟国であるか若しくは今後その

加盟国となるもの、国際司法裁判所規程の当事国であるか若しくは今後その当事国となるもの又は国際連合総会が招請状を発したもののため、1958年12月31日まで署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

第9条

1 この条約は、第8条に掲げるすべての国に対し加入のために開放しておく。

2 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することにより行なうものとする。

第10条

1 いかなる国も、署名、批准又は加入の際に、その国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約の適用を及ぼす旨を宣言することができる。その宣言は、この条約がその国について効力を生ずる時に、その効力を生ずる。

2 前記の適用の拡張は、その後いつでも国際連合事務総長にあてた通告により行なうものとし、国際連合事務総長がその通告を受領した日の後90日又はこの条約が当該国について効力を生じた日のいずれか遅い日から効力を生ずるものとする。

3 署名、批准又は加入の際にこの条約の適用を及ぼさなかつた領域については、各関係国は、憲法上の理由により必要があるときは、その領域の政府の同意を得ることを条件として、その領域にこの条約の適用を及ぼすため必要な措置を執ることの可能性を考慮するものとする。

第11条

連邦制又は非単一制の国の場合には、次の規定を適用する。

- (a) この条約の条項で連邦の機関の立法権の範囲内にあるものについては、連邦の政府の義務は、この範囲では連邦制の国でない締約国の義務と同一とする。
- (b) この条約の条項で、州又は邦の立法権の範囲内にあり、かつ、連邦の憲法上立法措置を執ることを義務づけられていないものについては、連邦の政府は、州又は邦の適当な機関に対し、できる限り速やかに、好意的な勧告を附してその条項を通報しなければならない。
- (c) この条約の締約国である連邦制の国は、国際連合事務総長を通じて伝達される他の締約国の要求により、この条約の個々の条項に関する連邦及びその構成単位の法令及び慣行についての説明を提出し、かつ、立法その他の措置によりいかなる程度にその条項が実施されたかを示さなければならない。

第12条

1 この条約は、第三番目の批准書又は加入書の寄託の日から90日目に効力を生ずる。

2 第三番目の批准書又は加入書の寄託の後にこの条約を批准し又はこれに加入する各国については、この条約は、その国の批准書又は加入書の寄託の後90日目に効力を生ずる。

第13条

1 締約国は、国際連合事務総長にあてた文書による通告により、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長が通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

2 第10条の規定に基づき宣言又は通告を行なつた国は、その後いつでも、国際連合事務総長にあてた通告により、同事務総長がその通告を受領した日の後1年でこの条約の適用を関係領域に及ぼすことを終止する旨を宣言することができる。

3 この条約は、廃棄が効力を生ずる前に承認又は執行の手続が開始された仲裁判断については、引き続き適用する。

第14条

締約国は、他の締約国に対し、この条約の適用を義務づけられている範囲を除き、この条約を援用する権利を有しないものとする。

第15条

国際連合事務総長は、第8条に掲げる国に対し、次の事項について通告するものとする。

- (a) 第 8 条の規定による署名及び批准
- (b) 第 9 条の規定による加入
- (c) 第 1 条、第 10 条及び第 11 条の規定に基づく宣言及び通告
- (d) 第 12 条の規定によりこの条約が効力を生ずる日
- (e) 第 13 条の規定による廃棄及び通告

第16条

1 この条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、国際連合の記録に寄託するものとする。

2 国際連合事務総長は、第8条に掲げる国に対し、この条約の認証謄本を送付するものとする。

資料Ⅱ

UNCITRAL モデル法

（訳者注：モデル法の以下の日本語訳は、澤田壽夫編修代表『解説国際取引法令集』438頁（三省堂、1994）に掲載の訳文（澤田壽夫訳）のほか、2006年改正部分については、法制審議会仲裁法制部会参考資料1-1（三木浩一訳）による。）

1章 総則

1条（適用範囲）⁽¹⁾

(1) この法律は、この国と他国間で有効な取極に反しない限り、国際商事⁽²⁾仲裁に適用する。

-
1. 各条項の表題はもっぱら参考のためであって、解釈のために用いられるべきではない。
 2. 「商事」という語は、商事性格のすべての関係から生じる事項を含むように広く解釈しなければならず、契約から生じるか否かを問わない。商事性格の関係は次の諸取引を含むが、これに限られない。物品又は役務の供給又は交換のための商取引、販売契約、商事代理、ファクタリング、リース、工場建設、コンサルティング、エンジニアリング、ライセンス、投資、金融、銀行業務、保険、開発契約又はコンセッション、合併事業その他の形態の産業協力又は業務協力、航空機、船舶、鉄道又は道路による物品又は旅客の運送。

(2) この法律の規定は、8条、9条、17H条、17I条、17J条、35条及び36条を除き、仲裁地がこの国の領域内にあるときにのみ適用する。(2006年改正)

(3) 仲裁は次の場合に国際的とする。

(a) 仲裁合意の当事者が、その合意時に異なる国に営業所を有する場合、又は、

(b) 次の場所の一つが、当事者が営業所を有する国の外にある場合、

(i) 仲裁合意で定められているか、仲裁合意によって定まる仲裁地

(ii) 商事関係の義務の実質的な部分が履行されるべき地、もしくは紛争の対象事項と最も密接に関連を有する地、又は、

(c) 当事者が、仲裁合意の対象事項が二国以上に關係する旨明示的に合意した場合、

(4) 本条(3)項の適用上、

(a) 当事者が2以上の営業所を有するときは、営業所とは仲裁合意と最も密接な関連を有する営業所をいう。

(b) 当事者が営業所を有しないときは、常居所による。

(5) この法律は、この国の他の法律であって、一定の紛争を仲裁に付すことを禁じ、又はこの法律の規定以外の規定によって仲裁に付すことを認める法律に影響しない。

2条（定義及び解釈規則）

この法律の適用上、

- (a) 「仲裁」とは、常設仲裁機関によって実施されるか否かを問わず、あらゆる仲裁をいう。
- (b) 「仲裁廷」とは、単独仲裁人又は仲裁人の合議体をいう。
- (c) 「裁判所」とは、国の司法制度上の機関をいう。
- (d) 28 条を除くこの法律の規定により、当事者がある事項に関する決定の自由を有する場合、かかる自由は、当事者が団体を含む第三者にその決定を行う権限を与える権利を含む。
- (e) この法律の規定において、当事者が合意したか合意することができるという事実又はその他の方法で当事者の合意に言及している場合、その合意は、当該合意中に言及された仲裁規則を含む。
- (f) 25 条 (a) 及び 32 条 (2) 項 (a) を除くこの法律の規定が請求につき定めている場合、それは反対請求にも適用され、答弁につき定めている場合、それは反対請求に対する答弁にも適用される。

2A条（国際的な起源及び一般条項）（2006年改正）

(1) この法律の解釈に当たっては、その国際的な起源及びその適用における統一性の促進の必要性並びに信義誠実の原則の遵守を考慮しなければならない。

(2) この法律が規律する事項であって、この法律に解決が明示されていない問題は、この法律の基礎にある一般原則に従って解決されなければならない。

3条（書面による通知の受領）

(1) 当事者が別段の合意をしていない限り、

(a) 書面による通知は、それが名宛人自らに配達されるか、その営業所、常居所又は郵便受取場所に配達されたならば、受領されたとみなす。もしもこれらのいずれもが、妥当な調査をした後にも明らかにならなければ、書面による通知は、それが書留書状、又は配達をこころみたことの記録を残せる他の方法で、名宛人の最後に知られていた営業所、常居所又は郵便受取場所に送られたならば、受領されたものとみなす。

(b) 通知は、配達された日に受領されたとみなす。

(2) 本条の規定は、裁判所手続における通知には適用しない。

4条（質問権の放棄）

この法律の規定のうち当事者がその規定と異なる合意をすることができる規定又は仲裁合意上の取極が遵守されていないことを知りながら、不当な遅延なく、又は期限が定められているときはその期限内に、かかる不遵守に対して異議を述べないで仲裁手続を進める当事者は、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。

5条（裁判所の介入範囲）

この法律の定める事項に関しては、裁判所はこの法律に定める場合を除き、介入してはならない。

6条（仲裁援助及び監督のため一定の職務を行う裁判所その他の機関）

11条（3）項、11条（4）項、13条（3）項、14条、16条（3）項及び34条（2）項に定める職務は、（この模範法を制定するそれぞれの国が、一つもしくは複数の裁判所、又はそこで定められているときは、これらの職務を行うことのできる他の機関をここに示す）によって行われる。

2 章 仲裁合意

<オブションⅠ>

7条（仲裁合意の定義及び方式）（2006年改正）

(1) 「仲裁合意」とは、契約によるか否かを問わず、一定の法律関係に関し、当事者間で既に生じたか又は生じうるすべての又は特定の紛争を仲裁に付託する旨の当事者間の合意をいう。仲裁合意は、契約中の仲裁条項又は独立した合意のいずれの方式でもよい。

(2) 仲裁合意は、書面によらなければならない。

(3) 仲裁合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意又は契約が口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によるものとする。

(4) 仲裁合意が書面によらなければならないとの要件は、それに含まれている情報が後の参照の用に供しうるようにアクセス可能であるときは、電子的コミュニケーションによって充足されるものとする。「電子的コミュニケーション」とは、当事者がデータメッセージを用いて行うあらゆるコミュニケーションをいう。「データメッセージ」とは、電子的、磁氣的、光学的又はこれらの類似の手段によって、生成され、送信され、受信され又は保存された情報であり、電子データ交換（EDI）、電

子メール、電報、テレックス又はテレコピーを含んでいるが、これらに限られない。

(5) さらに、仲裁合意は、交換された申立書及び答弁書であって一方当事者による仲裁合意の存在の主張及び他方当事者によるその否認がないことを内容とするものに含まれるときは、書面によるものとする。

(6) 契約の中に仲裁条項を含む何らかの文書への言及があり、その言及が当該仲裁条項を当該契約の一部とするようなものであるときは、書面による仲裁合意があるものとする。

<オプションII>

7条（仲裁合意の定義）（2006年改正）

「仲裁合意」とは、契約によるか否かを問わず、一定の法律関係に関し、当事者間で既に生じたか又は生じうるすべての又は特定の紛争を仲裁に付託する旨の当事者間の合意をいう。

8条（仲裁合意と裁判所における実体的権利の主張）

(1) 仲裁合意の対象である事項について訴の提起を受けた裁判所は、当事者の一方が本案に関する自己の最初の陳述より前にその旨申し立てたならば、仲裁に付託すべき旨を当事者に命じなければならない。ただし、裁判所が、合意が無効であるか、

効果を生じえないか、履行が不可能であると認める場合にはこの限りでない。

(2) 本条(1)項にいう訴が提起された場合、争いが裁判所に係属している間も、それにかかわらず〔仲裁廷は〕仲裁手続を開始又は続行し、判断をくだすことができる。

9条（仲裁合意と裁判所による暫定措置）

当事者が仲裁手続の前又は手続中に暫定保全措置を申し立てること、及び裁判所がかかる措置を認めることは、仲裁合意に抵触しない。

3 章 仲裁廷の構成

10条（仲裁人の数）

- (1) 当事者は、自由に仲裁人の数を定めることができる。
- (2) かかる定めのないとき、仲裁人は3名とする。

11条（仲裁人の選定）

- (1) 当事者が別段の合意をしていない限り、何人も、その国籍のゆえに仲裁人として行為することを妨げられない。
- (2) 当事者は、本条(4)項及び(5)項の規定に反しない限り、単独又は複数の仲裁人選定手続を、自由に合意して定めることができる。

(3) かかる合意のないとき

(a) 3名の仲裁人による仲裁においては、各当事者が1名の仲裁人を選定し、そのようにして選定された2名の仲裁人が第三仲裁人を選定する。一方の当事者が他の当事者から仲裁人選定の請求を受領した後30日以内にその選定をしないとき、又は選定された2名の仲裁人が選定後30日以内に第三仲裁人に合意しないとき、その選定は、当事者の申立により、6条に定める裁判所その他の機関が行う。

(b) 単独仲裁人による仲裁において、当事者が仲裁人に合意できないときは、一方の当事者の申立により、6条に定める裁判所その他の機関が仲裁人を選定する。

(4) 当事者の合意した選定手続において、

(a) 一方の当事者が、かかる選定手続のもとで必要とされる行為をしないとき、

(b) 両当事者又は2名の仲裁人が、かかる選定手続のもとで期待されている合意に達することができないとき、又は、

(c) 機関を含む第三者が、かかる選定手続のもとで委ねられている任務を行わないときには、

いずれの当事者も、6条に定める裁判所その他の機関に必要な措置をとるよう申し立てることができる。ただし、選定手続に

関する合意が、選定確保のための他の方法を定めている場合はこの限りでない。

(5) 本条(3)項又は(4)項により、6条に定める裁判所その他の機関に委ねられている事項に関する決定に対して、上訴は提起できない。裁判所その他の機関は、仲裁人を選定するに当り、当事者の合意によって要求される資格及び独立不偏な仲裁人選定を確保しうるような諸事項に十分留意し、単独又は第三仲裁人の場合については、当事者の国籍以外の国籍を有する仲裁人を選定することが望ましいか否かについても考慮しなければならない。

12条（忌避事由）

(1) 仲裁人として選定されうることに關して交渉を受けた者は、自己の不偏独立について正当な疑いを生じさせようようなあらゆる事情を開示しなければならない。仲裁人は、かかる事情を既に当事者に知らせていない限り、選定された後及び手続中、遅滞なくこれを当事者に関示しなければならない。

(2) 仲裁人は、その不偏又は独立について正当な疑いを生じさせるような事情があるか、当事者の合意した資格を有しないときに限って忌避されうる。当事者は、自己が選定し又は選定に關与した仲裁人については、選定後に知った理由に基づいてのみ忌避することができる。

13条（忌避手続）

(1) 当事者は、本条(3)項の規定に反しない限り、仲裁人の忌避手続を、自由に合意して定めることができる。

(2) かかる合意のないときは、仲裁人を忌避しようとする当事者は、仲裁廷の構成を知った後又は12条(2)項に定める事情を知った後15日以内に、忌避理由を記載した書面を仲裁廷に提出しなければならない。忌避を申し立てられた仲裁人が辞任するか他方の当事者が忌避に合意しない限り、仲裁廷は忌避の申立につき、決定しなければならない。

(3) 当事者の合意した手続又は本(2)項に定める手続のもとで忌避が認められないときは、忌避を申し立てた当事者は、忌避申立を却下する決定の通知を受けた後30日以内に、6条に定める裁判所その他の機関に、忌避につき決定するよう申し立てることができ、その決定に対して上訴は提起できない。かかる申立が係属している間、忌避を申し立てられた仲裁人を含む仲裁廷は、仲裁手続を続行し、判断をくだすことができる。

14条（行為の懈怠又は不能）

(1) 仲裁人が法律上又は事実上その任務を行うことができなくなったか、その他の理由により不当な遅滞なく行為しないときは、仲裁人が辞任するか当事者が任務の終了を合意するならば、仲裁人の任務は終了する。これらの事由に関して争いがあると

きは、いずれの当事者も、6条に定める裁判所その他の機関に、任務の終了についての決定を申し立てることができ、その決定に対して上訴は提起できない。

(2) 本条又は13条(2)項のもとで仲裁人が辞任するか一方の当事者が仲裁人の任務の終了に同意したときは、それが本条又は12条(2)項に定める事由の承認を意味すると解してはならない。

15条（代替仲裁人の選定）

13条又は14条に基づくか、その他の理由による仲裁人の辞任、当事者の合意による解任、又はその他の理由により仲裁人の任務が終了した場合には、代替仲裁人が、交替せしめられる仲裁人の選定に適用された規則に従って選定されるものとする。

4 章 仲裁廷の管轄

16条（仲裁廷の管轄に関する決定権限）

(1) 仲裁廷は、仲裁合意の存在又は効力に関する異議を含む自己の管轄に関して決定する権限を有する。この場合、契約の一部を構成する仲裁条項は、契約の他の条項から独立した合意として扱われる。契約を無効とする仲裁廷の決定は、法律上当然に仲裁条項を無効とするものではない。

(2) 仲裁廷が管轄を有しないとの主張は、答弁提出前になされなければならない。当事者は、仲裁人を選定し、又は仲裁人の

選定に参加したとの事実によって、かかる主張をすることを妨げられない。仲裁廷がその権限の範囲をこえているとの主張は、その権限の範囲外であると主張される事項が仲裁手続中提起された後速やかに行われなければならない。仲裁廷は、いずれの場合にも、遅延に正当な理由ありと認めるときは、時機に遅れた主張を許すことができる。

(3) 仲裁廷は、本条(2)項に定める主張について、先決問題として、又は本案に関する判断において決定することができる。仲裁廷が自ら管轄を有する旨を先決問題として決定したときは、いずれの当事者も、その決定の通知受領後30日以内に、6条に定める裁判所に対し、その点につき決定するよう申し立てることができ、その決定に対して上訴は提起できない。かかる申立の係属している間、仲裁廷は、仲裁手続を続行し、判断をくだすことができる。

4A 章 暫定保全措置及び予備保全命令

(2006年改正)

1節 暫定保全措置

17条 (暫定保全措置を命じる仲裁廷の権限)

(1) 当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、当事者の申立てにより、暫定保全措置を認めることができる。

(2) 暫定保全措置とは、仲裁判断の形式によるか又はその他の形式によるかを問わず、あらゆる一時的な措置であって、紛争についての終局的な判断である仲裁判断を下す前の時点において、仲裁廷が、当事者に以下に掲げる措置を命じるものをいう。

- (a) 紛争を解決するまで現状を維持し又は現状を回復する措置
- (b) 現在の若しくは切迫した損害又は仲裁手続に対する妨害を防止するための措置、又はそれらの原因となる虞のある行為を差し控えさせるための措置
- (c) 将来の仲裁判断を実現するために必要な資産の保全手段を提供する措置
- (d) 紛争の解決に関連しかつ重要である可能性のある証拠を保存する措置

17 A条（暫定保全措置を認めるための要件）

(1) 17条2項(a)号、(b)号及び(c)号に基づく暫定保全措置を申し立てる当事者は、次に掲げる事項を仲裁廷に証明しなければならない。

- (a) 暫定保全措置が発令されなければ、損害賠償を命じる仲裁判断によっては十分に償えない損害が生じる可能性が大きく、かつ、その損害が当該措置が認められた場合に措置の対象となる当事者に生じうる損害を実質的に上回ること、及び、

(b) 申立人が、請求事件の本案において勝利する合理的な見込みがあること。ただし、この見込みに関する決定は、仲裁廷がその後に決定を行うに際しての裁量判断には影響を与えない。

(2) 17条2項(d)号に基づく暫定保全措置の申立てについては、本条1項(a)号及び(b)号の要件は、仲裁廷が適当と判断する場合にのみ適用される。

2 節 予備保全命令

17 B条（予備保全命令の申立て及び予備保全命令が認められるための要件）

(1) 当事者間に別段の合意がない限り、当事者は、他のいかなる当事者に対しても通知することなしに、暫定保全措置を、当該暫定保全措置の目的を妨げないことを他の当事者に命じる予備保全命令の申立てとともに、申し立てることができる。

(2) 仲裁廷は、暫定保全措置の申立てを事前に相手方に開示すれば、同措置の目的が妨げられる危険があると認めるときは、予備保全命令を発令することができる。

(3) 17A条に定める要件は、あらゆる予備保全命令に適用される。ただし、17A条1項(a)号において衡量される損害については、予備保全命令が認められた場合又は認められなかった場合に生じうる損害をいうものとする。

17 C条（予備保全命令に特有の制度）

(1) 仲裁廷は、予備保全命令の申立てについての決定を行った後直ちに、暫定保全措置の申立てにおけるすべての当事者に対し、予備保全命令の申立て、予備保全命令が発令されている場合には当該命令、及び、それらに関連するあらゆる当事者と仲裁廷の間のすべてのコミュニケーション（口頭によるコミュニケーションの内容を示すものを含む）を、通知しなければならない。

(2) 前項の通知と同時に、仲裁廷は、予備保全命令の対象であるすべての当事者に対し、できるだけ早い時期に自ら反論するための機会を与えなければならない。

(3) 仲裁廷は、予備保全命令に対するあらゆる異議について、速やかに決定しなければならない。

(4) 予備保全命令は、仲裁廷によって発令された日から20日が経過した時点で失効する。ただし、仲裁廷は、予備保全命令の対象とされた当事者が通知を受け、自ら反論するための機会を与えられた後に、予備保全命令を承認又は変更する暫定保全措置を発令することができる。

(5) 予備保全命令は当事者を拘束するが、裁判所による執行の対象とはならない。予備保全命令は仲裁判断の一部を構成するものではない。

3節 暫定保全措置及び予備保全命令の双方に適用される条項

17 D条（変更、停止、終了）

仲裁廷は、当事者の申立てに基づき、又は例外的な状況下で当事者に事前の通知をした場合には職権により、自らが認めた暫定保全措置又は予備保全命令を、変更し、停止し又は終了させることができる。

17 E条（担保に関する条項）

- (1) 仲裁廷は、暫定保全措置を申し立てた当事者に対し、同措置に伴う適切な担保の提供を求めることができる。
- (2) 仲裁廷は、予備保全命令を申し立てた当事者に対し、同命令に伴う担保の提供を求めなければならない。ただし、仲裁廷が、不適當又は不必要と認める場合は、この限りでない。

17 F条（開示）

- (1) 仲裁廷は、すべての当事者に対し、暫定保全措置が申し立てられ又は認められた基礎に関連するあらゆる重要な事情の変更を、速やかに開示するよう求めることができる。
- (2) 予備保全命令を申し立てた当事者は、仲裁廷に対し、同命令を認めるか否か又は同命令を維持するか否かについての仲裁廷の決定に関連しうるすべての事情を開示しなければならず、

この義務は、予備保全命令の対象である当事者が自ら反論するための機会を与えられるまで継続する。それ以後は、本条1項が適用される。

17 G条（費用及び損害）

暫定保全措置又は予備保全命令を申し立てた当事者は、仲裁廷が、事情に照らして当該措置又は当該命令は認められるべきではなかったと事後に判断したときは、当該措置又は当該命令によっていかなる当事者に対して生じたいかなる費用及び損害であれ、これについて責任を負う。仲裁廷は、仲裁手続におけるいかなる時点においても、かかる費用及び損害の賠償を命じることができる。

4節 暫定保全措置の承認及び執行

17 H条（承認及び執行）

(1) 仲裁廷によって発令された暫定保全措置は、拘束力を有するものとして承認されなければならない。仲裁廷が異なる判断をした場合を除き、それが発令された国にかかわらず、17 I条の規定に従うことを条件として、管轄権を有する裁判所に対する申立てに基づいて、執行されなければならない。

(2) 暫定保全措置の承認若しくは執行を求めているか又はこれを得た当事者は、当該暫定保全措置の終了、停止又は変更があったときは、すべて速やかに裁判所に報告しなければならない。

(3) 承認又は執行を求められた国の裁判所は、仲裁廷が担保に関する決定をしていなかったとき又はそのような決定が第三者の権利を保護するために必要な場合において、適切であると判断したときは、暫定保全措置を申し立てた当事者に対し、適当な担保の提供を命じることができる。

17 I条（承認又は執行の拒絶事由⁽³⁾）

(1) 暫定保全措置の承認又は執行は、次の場合に限り、拒絶することができる。

(a) 相手方である当事者の申立てに基づいて、裁判所に対して次の事由が証明された場合

(i) 当該拒絶が、36 条 1 項(a)号(i)、(ii)、(iii)若しくは(iv)に規定する理由により、正当化されること、又は、

(ii) 仲裁廷が発令した暫定保全措置に関する担保提供についての決定が遵守されていないこと、又は、

3. 171 条に定められた要件は、裁判所が暫定保全措置の執行を拒絶することができる事情の数を限定する趣旨である。ある国が、より少ない執行の拒絶事由を採用することは、このモデル条項が達成しようとしている法制度の調和の水準と抵触するものではない。

(iii) 暫定保全措置が、仲裁廷、又は、仲裁が行われた国の裁判所若しくは当該暫定保全措置が認められた法が属する国の裁判所が終了若しくは停止の権限を有する場合は当該裁判所によって、終了又は停止させられたこと、又は、

(b) 裁判所が次の事由を認めた場合

(i) 暫定保全措置が裁判所に与えられた権限と相容れないこと。ただし、裁判所が、当該暫定保全措置を執行するために、自らの権限及び手続に適合させるのに必要な範囲において、その実質を変更することなく、当該暫定保全措置を再構成する旨の決定をする場合は、この限りでない。又は、

(ii) 36 条 1 項(b)号(i)又は(ii)に規定する事由のいずれかが、暫定保全措置の承認及び執行について適用されること。

(2) 裁判所が本条1項の事由に基づいて行ったいかなる決定も、暫定保全措置の承認及び執行に適用される目的の限度においてのみ、その効力を有する。承認又は執行を求められた裁判所は、その決定を行うに当たり、暫定保全措置の実質について再審査をしてはならない。

5節 裁判所の命令による暫定保全措置

17 J条（裁判所の命令による暫定保全措置）

裁判所は、仲裁地がこの国の領域内であるか否かにかかわらず、裁判手続における場合と同様に、仲裁手続に関して暫定保全措置を発令する権限を有する。裁判所は、国際仲裁の特質を考慮しつつ自らの手続に従って、その権限を行使しなければならない。

5 章 仲裁手続の進行

18条（当事者の平等待遇）

当事者は平等に扱われなければならない。各当事者は、その主張、立証を行う十分な機会を与えられなければならない。

19条（手続規則の決定）

(1) この法律の規定に反しない限り、当事者は、仲裁廷が手続を進めるに当って従うべき手続規則を、自由に合意して定めることができる。

(2) かかる合意がないときは、仲裁廷は、この法律の規定に反しない限り、適当と認める方法で仲裁を進行させることができる。仲裁廷に付与された権能は、証拠の許容性、関連性、重要性及び証明力について決定する権能を含む。

20条（仲裁地）

(1) 当事者は、仲裁地について自由に合意することができる。かかる合意のないときは、仲裁地は、当事者の利便を含む事件の諸事情を考慮して、仲裁廷が決定する。

(2) 本条(1)項の規定にかかわらず、仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、仲裁人の合議、証人、鑑定人もしくは当事者の審問、又は物品その他の財産又は文書の検認のために、適当と認めるいかなる場所においても会同することができる。

21条（仲裁手続の開始）

当事者が別段の合意をしていない限り、特定の紛争に関する仲裁手続は、かかる紛争を仲裁に付託すべき申立を、被申立人が受領した日に開始する。

22条（言語）

(1) 当事者は、仲裁手続に用いるべき一又は複数の言語を、自由に合意して定めることができる。かかる合意のないときは、仲裁廷が、手続に用いるべき一又は複数の言語を定める。この合意又は決定は、そこに別段の定めがない限り、当事者の書面によるすべての陳述、すべての審問及び仲裁廷のすべての判断、決定又はその他の通知に適用される。

(2) 仲裁廷は、いずれの書証にも、当事者が合意したか仲裁廷が定めた一又は複数の言語への翻訳を付すべき旨を命じることができる。

23条（申立及び答弁）

(1) 当事者が合意したか仲裁廷が決定した期間内に、申立人は、自己の申立を裏付ける事実、争点及び求める救済につき陳述しなければならない。被申立人は、これらの事項に関する答弁の陳述をしなければならない。ただし当事者が、かかる陳述の内容につき別段の合意をした場合はこの限りでない。当事者は自己の陳述とともに、関連があると認めるすべての書類を提出し、又は後に提出する文書その他の証拠を示すことができる。

(2) 当事者が別段の合意をしていない限り、いずれの当事者も、仲裁手続が行われている間、自己の申立又は答弁を修正又は補完することができる。ただし仲裁廷が、その時機に遅れたことを考慮して、修正を許すことが不適当と認める場合はこの限りでない。

24条（審問及び書面による手続）

(1) この規定と異なる当事者の合意に反しない限り、仲裁廷は、証拠提出のため、又は口頭弁論のために審問を行うか又は手続を文書その他の資料に基づいて進めるかを決定しなければならない。ただし、当事者が審問が行われるべきでない旨合意した

場合を除き、当事者の申立があれば、仲裁廷は、手続の適当な段階でかかる審問を行わなければならない。

(2) 当事者には、審問及び物品その他の財産又は文書の検認のための仲裁廷の期日について、十分な余裕をもって事前に通知しなければならない。

(3) 一方の当事者によって仲裁廷に提出されたすべての陳述、文書その他の情報は、他方の当事者にも伝達しなければならない。仲裁廷がその決定を行うに当って依拠することあるべき鑑定人の報告又は他の証拠文書も、これを当事者に伝達しなければならない。

25条（当事者の懈怠）

当事者が別段の合意をしていない限り、十分な理由なくして、

- (a) 申立人が23条(1)項に従ってその申立を伝達しないときは、仲裁廷は手続を終了させなければならない。
- (b) 被申立人が、23条(1)項に従ってその答弁を伝達しないとき、仲裁廷は、その懈怠をそれによって申立人の主張を認めたものとして扱うことなく、手続を続行しなければならない。
- (c) いずれかの当事者が審問に出席しないか書証を提出しないときは、仲裁廷は手続を続行し、仲裁廷に提出されている証拠に基づいて判断をくだすことができる。

26条（仲裁廷による鑑定人選任）

- (1) 当事者が別段の合意をしていない限り、仲裁廷は、
- (a) 仲裁廷が判断すべき特定の争点について意見を徴するため、1名又は複数の鑑定人を選任することができ、
 - (b) 当事者に対し、関連ある情報を鑑定人に供与すること、又は関連ある文書、物品その他の財産を検認のため提出し、もしくは検認できるようにすることを求めることができる。
- (2) 当事者が別段の合意をしていない限り、当事者が要請するか仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、書面又は口頭による報告を行った後、審問に参加しなければならない。その審問において、当事者は、鑑定人に質問する機会、及び争点につき証言させるために〔他の〕鑑定証人を出席させる機会を有する。

27条（証拠調べにおける裁判所の援助）

仲裁廷又は仲裁廷の許可を得た当事者は、この国の権限ある裁判所に対し、証拠調べのための援助を申し立てることができる。裁判所は、その権限内で、かつ証拠調べに関する規則に従い、申立を実施することができる。

6 章 判断の作成及び手続の終了

28条（紛争の実体に適用される規範）

(1) 仲裁廷は、当事者が紛争の実体に適用すべく選択した法の規範に従って紛争を解決しなければならない。一国の法又は法制のいかなる指定も、別段の合意が明示されていない限り、その国の実質法を直接指定したものであって、その国の法抵触規則を指定したものではないと解釈しなければならない。

(2) 当事者の指定がなければ、仲裁廷は、適用されると認める法抵触規則によって決定される法を適用しなければならない。

(3) 仲裁廷は、両当事者が明示的に授權したときに限り、衡平と善により、又は友誼的仲裁人として判断しなければならない。

(4) いかなる場合にも、仲裁廷は契約の条項に従って決定しなければならず、取引に適用される業界の慣行を考慮に入れなければならない。

29条（仲裁人の合議体による決定形成）

複数の仲裁人による仲裁手続においては、仲裁廷のいかなる決定も、当事者が別段の合意をしていない限り、全構成員の過半数による。ただし、手続問題については、両当事者又は仲裁廷の全構成員によって授權されたときは、仲裁廷長〔統轄仲裁人〕が決定することができる。

30条（和解）

(1) 仲裁手続中当事者が紛争について和解したときは、仲裁廷は手続を終結し、かつ両当事者の申立があつて仲裁廷に異議がなければ、その和解を合意に基づく仲裁判断の形式で記録しなければならない。

(2) 合意に基づく判断は、31条の規定に従って作成し、それが判断である旨を記述しなければならない。かかる判断は、本案に関する他のいかなる判断とも同じ地位及び効力を有する。

31条（判断の形式及び内容）

(1) 判断は書面によるものとし、単独仲裁人又は複数の仲裁人が署名しなければならない。複数の仲裁人による仲裁手続においては、仲裁廷の全構成員の過半数の署名があれば足りる。ただし欠けている署名につき、その理由を述べることを要する。

(2) 判断は、当事者が理由を付すことを要しない旨合意しているか、判断が30条のもとの合意に基づく判断でない限り、その依拠した理由を述べなければならない。

(3) 判断には、日付及び20条(1)項に従って決定された仲裁地を記載しなければならない。判断は、その地においてなされたものとみなす。

(4) 判断がなされたときは、本条(1)項に従って仲裁人が署名した謄本を各当事者に交付しなければならない。

32条（手続の終結）

(1) 仲裁手続は、終局判断又は本条(2)項に従う仲裁廷の命令により終結する。

(2) 仲裁廷は、次のいずれかの場合には、仲裁手続終了の命令を発しなければならない。

(a) 申立人が申立を取り下げたとき。ただし被申立人が申立の取下に異議を有し、かつ被申立人が紛争の最終的解決に達する正当な利益を有すると仲裁廷が認める場合はこの限りでない。

(b) 当事者が手続の終結に合意したとき。

(c) 仲裁廷が、手続の続行をその他の理由により不要又は不可能と認めたとき。

(3) 仲裁廷の任務は、33条及び34条(4)項に定める場合を除き、仲裁手続の終結によって終了する。

33条（判断の訂正及び解釈。追加的判断）

(1) 当事者が期間につき別段の合意をしていない限り、判断受領の後30日以内に、

(a) 一方の当事者は、他の当事者に通知して、仲裁廷に対し、判断に存する計算の誤り、書誤り、誤植又はこれと同種の誤りの訂正を申し立てることができる。

- (b) 当事者の合意があれば、一方の当事者は、他の当事者に通知して、仲裁廷に対し判断の特定の点又は部分の解釈を示すよう申し立てることができる。

仲裁廷が申立を正当と認めるときは、申立後30日以内に訂正をなし、又は解釈を示さなければならない。解釈は判断の一部となる。

(2) 仲裁廷は判断の日から30日以内に、本条(1)項(a)に定めるところと同類の誤りを職権で訂正することができる。

(3) 当事者が別段の合意をしていない限り、当事者は、他方の当事者に通知して、判断受領の30日以内に、仲裁廷に対し、仲裁手続中に提起されながら判断から脱漏していた申立について追加判断をするよう申し立てることができる。仲裁廷が、申立を正当と認めるときは、60日以内に追加判断をしなければならない。

(4) 仲裁廷は、必要であれば、本条(1)項又は(3)項のもとの訂正、解釈又は追加判断をするための期間を延長することができる。

(5) 31条の規定は、判断の訂正もしくは解釈又は追加判断に適用する。

7 章 判断に対する不服申立

34条（仲裁判断に対する排他的不服申立〔手段〕としての取消の申立）

(1) 仲裁判断に対する裁判所への不服申立は、本条(2)項及び(3)項の規定に従う取消の申立によってのみすることができる。
(2) 仲裁判断は、次の各号に掲げる場合にのみ、6条に定める裁判所が取り消すことができる。

(a) 〔取消の〕申立をした当事者が次の証明を提出した場合

(i) 7条に定める仲裁合意の当事者が、無能力であったこと、又はその仲裁合意が、当事者がそれに準拠することとした法律もしくはその指定がなかったときはこの国の法律のもとで、有効でないこと。

(ii) 〔取消の〕申立をした当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、又はその他の理由により主張、立証が不可能であったこと。

(iii) 判断が、仲裁付託の条項で予見されていないか、その範囲内にない紛争に関するものであるか、仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が、付託されなかった事項に関する判定から分離

されうる場合には、仲裁に付託されなかった事項に関する判定を含む判断の部分のみを取り消すことができる。

- (iv) 仲裁廷の構成又は仲裁の手続が、当事者の合意に従っていなかったこと。又はかかる合意がないときは、この法律に従っていなかったこと。ただし当事者の合意がこの法律の規定のうち、当事者が排除することのできない規定に反している場合はこの限りでない。

(b) 裁判所が次のことを認めた場合

- (i) 紛争の対象事項がこの国の法のもとでは仲裁による解決が不可能であること。
- (ii) 判断がこの国の公序に反すること。

(3) 取消の申立は、申立をする当事者が判断を受領した日から、又は33条に基づく申立をしたときは、仲裁廷がその申立を処置した日から3月を経過した後は、することができない。

(4) 裁判所は、判断取消を求められたとき、適当でありかつ一方の当事者の申立があるときは、仲裁手続再開の機会、又は仲裁廷が取消事由を除去すると考える措置をとる機会を仲裁廷に与えるために、裁判所が定める期間取消の手続を停止することができる。

8 章 判断の承認及び執行

35条（承認及び執行）

(1) 仲裁判断は、それがなされた国のいかににかかわらず、拘束力あるものとして承認され、管轄を有する裁判所に対する書面による申立があれば、本条及び36条の規定に従い、執行されなければならない。

(2) 仲裁判断に依拠し又はその執行を申し立てる当事者は、仲裁判断の原本又はその謄本を提出しなければならない。仲裁判断がこの国の公用語で作成されていないときは、裁判所は、これらを公用語に翻訳したものの提出を求めることができる⁽⁴⁾。

（2006年改正）

36条（承認又は執行の拒否事由）

(1) 仲裁判断の承認又は執行は、それがなされた国のいかににかかわらず、次の各号に掲げる場合にのみ、拒否することができる。

4. 本項の諸条件は最も厳格な基準を定めることを意図したものである。それゆえある国がより緩やかな条件を維持したとしても、模範法が達成しようとする調和にもとることにはならない。

- (a) 判断が不利益に援用される当事者の申立により、その当事者が承認又は執行の申立を受けた管轄裁判所に次の証明を提出した場合
 - (i) 7条に定める仲裁合意の当事者が、無能力であったこと、又はその仲裁合意が、両当事者がそれに準拠することとした法律により、もしくはその指定がなかったときは、判断がなされた国の法律により、有効でないこと。
 - (ii) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告をうけなかったこと、又はその他の理由により主張、立証が不可能であったこと。
 - (iii) 判断が、仲裁付託の条項で予見されていないか、その範囲内にない紛争に関するものであるか、仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離され得るときは、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができる。
 - (iv) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと、又はかかる合意がないとき

は、仲裁が行われた国の法律に従っていなかったこと。

(v) 判断が、未だ当事者を拘束するにいたっていないか、その判断がされた国、もしくはその法律のもとで判断がなされたところの国の裁判所により、取り消されもしくは停止されたこと。

(b) 裁判所が次のことを認めた場合

(i) 紛争の対象事項が、この国の法のもとでは、仲裁による解決の不可能であること。

(ii) 判断の承認又は執行が、この国の公序に反するであろうこと。

(2) 判断の取消又は停止の申立が、本条(1)項(a)(v)に定める裁判所に対しなされたときは、承認又は執行の申立を受けた裁判所が適当と認めるときは、その決定を延期することができ、かつ判断の承認又は執行を求めている当事者の申立により、他方の当事者に対して相当な保証を提供するよう命じることができる。

資料Ⅲ

UNCITRAL2006 年勧告

外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（1958年6月10日ニューヨークで作成）2条2項及び7条1項の解釈に関する勧告（国際連合国際商取引法委員会2006年7月7日採択）

国際連合国際商取引法委員会は、

とりわけ国際商取引法の分野における国際条約の統一的な解釈及び適用を確保するための方法及び手段を推進することにより、国際商取引法の漸進的な調和と統一を促進するという目的で国際連合国際商取引法委員会を設置した1966年12月17日の総会決議2205号（XXI）を想起し、

法的、社会的及び経済的体制を異にし、また発展水準を異にする諸体制が本委員会において代表されているという事実を認識し、

国際商取引法の分野において、国連体制の中での中心的な法的機関として同分野における法的諸活動を調整するという本委員会の任務を再確認する一連の総会決議を想起し、

1958年6月10日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約が多く、多くの国によって採択されてきたことが、とりわけ国際商取引の分野における法の支配の促進における顕著な成果であることを確信し、

同条約を準備し、その署名のために開放した全権使節会議が、同会議は、「仲裁に関する各国法のさらなる統一が私法上の紛争の解決における仲裁の有効性を増大させるものとする」と考える旨を特に表明する決議を採択したことを想起し、

同条約における方式要件の解釈の相違が、部分的には同条約の5つの同等の正文間の表現の相違から生じていることに留意し、

とりわけ、いずれの関係当事者にも、同条約よりもより有利な枠組みを提供する法令又は条約を含む、仲裁判断が援用される国の法令又は条約を援用する権利を認めることにより、外国仲裁判断の執行をより広い範囲で可能とすることを目的とする同条約7条1項を考慮し、

電子的商取引の広範な利用に鑑み、

1985年UNCITRAL国際商事仲裁モデル法（とりわけ7条に関し、その後改正されたもの）、UNCITRAL電子商取引モデル法、UNCITRAL電子署名モデル法及び国際契約における電子的コ

コミュニケーションの利用に関する国際連合条約などの国際的な法的文書を考慮し、

仲裁合意の方式要件、仲裁手続及び仲裁判断の執行に関し同条約より有利な内容の国内立法及び判例法をも考慮し、

同条約の解釈に際しては、仲裁判断の承認及び執行を促進する必要に留意すべきことに鑑み、

1. 1958年6月10日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約2条2項は、同項で掲げられている諸事情が限定列挙ではないことを認識した上で適用されるべきことを勧告し、

2. また、1958年6月10日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約7条1項は、関係当事者が、仲裁合意の有効性の承認を求めるために、仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる権利を行使することを許すように適用されるべきことを勧告する。

* より詳細な情報については、UNCITRALウェブサイト<www.uncitral.org>参照。また、問合せは、下記のUNCITRAL事務局まで。

UNCITRAL Secretariat

Vienna International Centre, P.O. Box 500, 1400 Vienna, Austria

Telephone: (+43-1) 26060-4060 (または4061)

Fax: (+43-1) 26060-5813

E-mail: uncitral@uncitral.org

資料IV

オンラインの関係資料

ニューヨーク条約に関する裁判例は、ICCAウェブサイトで、オンラインで検索できる (<https://www.arbitration-icca.org/>)。

このウェブサイトの利用は、無料である。本条約を適用する裁判例のうち、1976年以降この分野の指導的な文献であるICCA's *Yearbook Commercial Arbitration*に掲載された3,000件を超える裁判例のリストが掲載されている。裁判例は、本条約の条項及び項目ごとに分類されている。これらの裁判例は、上記 *Yearbook*各巻にも掲載され、Kluwer Arbitrationデータベース (www.kluwerarbitration.com) のサブスクリプションによっても閲覧可能である。同データベース中の資料は、すべて、各種の検索ツールにより検索可能である。

本条約に関する裁判例は、米国マイアミ大学のニューヨーク条約ウェブサイトにおいても、オンラインで検索可能である (www.newyorkconvention.org)。

このウェブサイトの利用は、無料である。このウェブサイトも、上記 *Yearbook*に1976年以降掲載された裁判例を条文及び項目ごとに分類しているほか、下記の内容を提供している。

資料IV

- ニューヨーク条約の正文
- 本条約のいくつかの言語での訳文
- Albert Jan van den Berg 教授による注釈
- 締約国のリスト

メモ

